

同(北側)雄君紹介(第三四六三号)
同(杉山憲夫君紹介(第三四六四号)
同(中山利生君紹介(第三四六五号)
同(嘉数知賢君紹介(第三五五四号)
同(黄川田徹君紹介(第三五五五号)
同(林田彪君紹介(第三五五六号)
同(福島豊君紹介(第三五五七号)
同(森喜朗君紹介(第三五五八号)
同(今川正美君紹介(第三六六七号)
同(岩倉博文君紹介(第三六六八号)
同(金子哲夫君紹介(第三六六九号)
同(後藤田正純君紹介(第三六七〇号)
同(長浜博行君紹介(第三六七一号)
同(松本和那君紹介(第三六七二号)
同(村井仁君紹介(第三六七三号)
同(望月義夫君紹介(第三六七四号)
同(山本有二君紹介(第三六七五号)
同(吉田六左エ門君紹介(第三六七六号)
同(渡辺博道君紹介(第三六七七号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(森田健作君紹介)(第三四六六号)
同(後藤田正純君紹介(第三六八〇号)
同(山本有二君紹介(第三六八一号)

平成十五年六月十一日

（金子哲夫君紹介）（第三四六七号）
同（西博義君紹介）（第三四六八号）
同（吉田公一君紹介）（第三四六九号）
同（伊藤英成君紹介）（第三五五九号）
同（菅野哲雄君紹介）（第三五六〇号）
同（小泉俊明君紹介）（第三五六一号）
同（田並胤明君紹介）（第三五六二号）
同（高木陽介君紹介）（第三五六三号）
同（達増拓也君紹介）（第三五六四号）
同（徳田虎雄君紹介）（第三五六五号）
同（吉田公一君紹介）（第三五六六号）
同（青山丘君紹介）（第三六九一号）
同（石井郁子君紹介）（第三六九二号）
同（石井一君紹介）（第三六九三号）
同（岩國哲人君紹介）（第三六九四号）
同（白井日出男君紹介）（第三六九五号）
同（小沢和秋君紹介）（第三六九六号）
同（大石尚子君紹介）（第三六九七号）
同（大石正光君紹介）（第三六九八号）
同（河村たかし君紹介）（第三六九九号）
同（菅野哲雄君紹介）（第三七〇〇号）
同（後藤田正純君紹介）（第三七〇一号）
同（末松義規君紹介）（第三七〇二号）
同（杉浦正健君紹介）（第三七〇三号）
同（田並胤明君紹介）（第三七〇四号）
同（中川昭一君紹介）（第三七〇五号）
同（中曽根康弘君紹介）（第三七〇六号）
同（中塚一宏君紹介）（第三七〇七号）
同（長勢甚遠君紹介）（第三七〇八号）
同（冬柴鐵三君紹介）（第三七〇九号）
同（山本有二君紹介）（第三七一〇号）
医療改善を実施前に戻すなど社会保障の充実に
関する請願（吉田公一君紹介）（第三四七〇号）
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願（河野
太郎君紹介）（第三四七一号）
同（棚橋泰文君紹介）（第三四七二号）
同（小沢和秋君紹介）（第三四七一七号）
同（大石正光君紹介）（第三四七一八号）

同(奥山茂彦君紹介)(第三四七四号)
同(北側一雄君紹介)(第三四七五号)
同(西博義君紹介)(第三四七六号)
同(五島正規君紹介)(第三四七七号)
同(高村正彦君紹介)(第三四七八号)
同(田村憲久君紹介)(第三四七九号)
同(林義郎君紹介)(第三四八〇号)
同(原田義昭君紹介)(第三四八一号)
同(前原誠司君紹介)(第三四八二号)
同(宮下創平君紹介)(第三四八三号)
同(森田健作君紹介)(第三四八四号)
同(山内惠子君紹介)(第三四八五号)
同(家西悟君紹介)(第三五六七号)
同(石原健太郎君紹介)(第三五六八号)
同(木島日出夫君紹介)(第三五六九号)
同(黄川田徹君紹介)(第三五七〇号)
同(児玉健次君紹介)(第三五七一号)
同(穀田恵二君紹介)(第三五七二号)
同(塩川鉄也君紹介)(第三五七三号)
同(塩田晋君紹介)(第三五七四号)
同(達増拓也君紹介)(第三五七五号)
同(徳田虎雄君紹介)(第三五七六号)
同(中沢健次君紹介)(第三五七七号)
同(中林よし子君紹介)(第三五七八号)
同(中村哲治君紹介)(第三五七九号)
同(原田義昭君紹介)(第三五八〇号)
同(二田孝治君紹介)(第三五八一号)
同(山口富男君紹介)(第三五八二号)
同(吉井英勝君紹介)(第三五八三号)
同(吉川貴盛君紹介)(第三五八四号)
同(石井郁子君紹介)(第三五八五号)
同(白井日出男君紹介)(第三五八六号)
同(小沢和秋君紹介)(第三五八七号)
同(大石正光君紹介)(第三五八八号)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律の改正に関する請願（小沢和秋君
紹介）（第三六八三号）
同（大石正光君紹介）（第三六八四号）
同（後藤田正純君紹介）（第三六八五号）
同（長勢甚遠君紹介）（第三六八六号）
健保本人負担を二割に戻すなど社会保障の充実
に関する請願（石井郁子君紹介）（第三六八七号）
同（佐々木憲昭君紹介）（第三六八八号）
同（塩川鉄也君紹介）（第三六八九号）
同（矢島恒夫君紹介）（第三六九〇号）
健康保険本人の医療負担割合二割への引き下げ
に関する請願（大森猛君紹介）（第三七一一号）

健保三割負担を二割に戻すなど患者負担の軽減に関する請願(小沢和秋君紹介)(第三七二二二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三七二三号)

同(不破哲三君紹介)(第三七一四号)

同(山口富男君紹介)(第三七一五号)

保険によるよい歯科医療の実現に関する請願(小沢和秋君紹介)(第三七一六号)

てんかんを持つ人の医療と福祉の向上に関する請願(小沢和秋君紹介)(第三七二二二号)

は本委員会に付託された。

六月十日

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二一三五号)は「久保哲司君紹介」を「斎藤鉄夫君紹介」に、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第三四六八号)及び総合的難病対策の早期確立に関する請願(第三四七六号)は「久保哲司君紹介」を「西博義君紹介」にそれぞれ訂正された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

次世代育成支援対策推進法案(内閣提出第一〇九号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第三八四号)(参議院送付)

○中山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房審議官樋口修資君、大臣官房審議官木谷雅人君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君及び年金局長吉武民樹君の出席を

求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水島広子君。

○水島委員 水島広子でございます。

本日も、また引き続きまして質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願っています。

前回もいろいろ質問をさせていただきました。いまさらけれども、やはり、考えれば考えるほど、読めば読むほどいよいよわからなくなってきたわけでございますので、最初にちょっと整理をさせていただきたいんです。

まず、今回提出されている法案のうち、法律をつくらなくていいというのとは一体どの部分になりますでしょうか。大臣にお答えいただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 今回の法案では、国と地方公共団体、企業が一体となって次世代育成支援対策のための取り組みを推進するわけでございますけれども、それによって、全国の四十七の都道府県すべて、約三千二百あります市町村すべてが行動計画の策定が義務づけられます。また、常用労働者を三百人以上雇用する企業、これが約一万二千と考えられますけれども、そういった企業で行動計画の策定が義務づけられ、それ以下の規模の事業主には努力義務を課すということになっております。

これらは、まさに、法律で行動計画の策定を義務づけるということで、初めてできることでございまして、冒頭申し上げましたように、この法律の制定がなければ、こういった国、地方公共団体、企業が一体となった次世代支援対策の取り組みというのは難しいというふうに考えております。

○水島委員 法律で定めなければできない、あるいは法律で定めればできるというところを余り

軽々に考えたくないと思っております。

と申しますのが、今回、このようにすべての市町村に義務づけをする、そのような法案を出されるに当たって、厚生労働省の方が今まで説明をされてきたのは、市町村版のエンゼルプランというのが既にあるわけですが、それをちゃんと策定しているのは全体の三分の一にすぎないという、そのことを根拠として、法律で定めて義務づけていかなければ進んでいかないんですというような説明をされているわけでございます。

実際に市町村版のエンゼルプランを策定しているのがそれほど少ないというのは事実だと思えますけれども、そもそも、できていない自治体ではなぜできていないのかという、その理由をきちんと自治体に調査されましたでしょうか。

○岩田政府参考人 委員が今言われましたように、地方版のエンゼルプランを策定している市町村の数は千三百七十二でございます。策定をしていない市町村については、その理由を統計調査的に調査したものはございませんが、その策定状況を見てみますと、市では約八割が策定しておりますのに比べ、町では約三割強、村では二割弱といったようなこととなっております。規模が小さい自治体ほど策定に消極的な傾向が見られます。

この原因として考えられますのは、これまではこういったプランの策定が法律上義務づけられていなかったというこの前提の上でございまして、けれども、規模の小さい自治体にとっては、プランの策定ということが、やはり事務負担があったのではないかとこのように思われること、そして、これまでの自治体の地方版エンゼルプランを拝見いたしますと、中心になつておりますのは保育所の整備計画でございます。その保育所の整備計画に限って見れば、規模の小さい町、村では、一般的に保育所が整備され、十分供給体制が整っているということがございますので、それ以上の対応が必要ないといったような認識だったかというふうに思いますし、保育施策以外の子育て支援対策については、その必要性についての認識が、必

ずしもこれまでは十分ではなかったということではないかというふうに考えております。

今般は、そういうこれまでの経験にかながみまして、自治体の策定を支援するために、国が指針をつくり出すということとあわせて、マニュアルをつくり出したり、また先行的に五十余りの市町村にお願いしまして行動計画を早目につくっていただき、これらをモデルにして他の自治体が参考にするといったようなことも考えていきたいというふうに考えております。

○水島委員 今、規模が小さいということでは一つその事情をお話いただいたわけでございますけれども、自治体の方の話を聞きますと、やはりお金がないということをおっしゃいます。いろいろやってあげたいんだけどお金がないんですというのが、大体いろいろなところの首長さんとか議員の方なんかが使われる常套文句であるわけでございます。結局、今回、この法案が成立することによってやらなければいけないデスクワークばかりがまたふえていって、それでお金が来ないということになると、ますます自治体が大変なことになるのではないかとこのような嫌な予感がしているわけでございます。

前回の審議の中で、私が、これを十年の期限立法にした理由というのを伺いましたところ、これは十年間で思い切った全部やるんだという、その意気込みで、そのために目標も決めてやるんだというふうに御答弁いただいたと思っておりますけれども、そうだとすると、この十年間でこれをきちんとやり抜いていくためには、今言ったような自治体の規模の小ささとかあるいは税源のなさとか、そういったことも含めて、きちんと十年間で解決できる見通しがなければ、できるとは言えないと思うんです。

これは大臣にお伺いしたいんですが、この法案が成立しますと、市町村合併が進んだりあるいは予算が特別にいたりあるいは地方への税源の移譲がわかに進んだり、そのような効果もこの法案は持っているんじゃないでしょうか。

○坂口国務大臣 金のないのは国も地方も同じでございすが、しかし、法律ができるということとは非常に大きな意味があつて、そして、そこでこの行動計画なりいろいろなものをつくつていただいて進めていく中で、何が必要かということが浮き彫りになってくるというふうに思います。そういったしなれば、国としての予算の組み方というものがそれに影響されてくるというふうに思います。

まず、その前に、国としてどういう予算の組み方をするかということも考えなければいけないというふうに思いますけれども、地方のそうした動きも見ながら、地方からの御要望も聞きながら、国としてできることは何かということもしなければならぬというふうに思っています。

法律なしにやっておりますと、どういうわけか国の予算というのはなかなかつきませんで、法律があるということが非常に大きな支えになることだけは間違いないというふうに思っている次第でございます。

○水島委員 それでは、法律があれば予算がついてくるというお答えをいただきまして、その法律の重要性について、これから審議をさせていただきますかと思つております。

まず、昨年の九月に少子化対策プラスワンが策定されました、これは坂口大臣から小泉総理に報告をされていると伺っております。

これがつくられましたのは、もともと、小泉総理からこれまでの少子化対策を改めて検討して、実効性ある対策を策定すること、めり張りのきいた対策を九月までに策定すること、特に育児休業の取得や看護休暇制度の普及について具体的目標を定め、安心して子供の産み育てられる職場づくりに努力することが指示をされたからと聞いておりますけれども、まず、これで認識としては正しいでしょうか。

○岩田政府参考人 そのとおりでございます、平成十四年五月二十一日に、総理から厚生労働大臣に対してそのような御指示がございま

した。

○水島委員 そして、その少子化対策プラスワンを踏まえまして、ことしの三月に少子化対策推進関係閣僚会議が策定したのが、次世代育成支援に関する当面の取り組み方針というものであると理解しております。この方針は、少なくとも基本的な施策が今回の法案よりも明確だと感じております。

例えば、基本的な施策として、男性を含めた働き方の見直しとして、事業主の行動計画としては、残業時間の削減、一日当たり一時間、子供が生まれたら父親休暇を五日間、男性の育児休業取得一〇％、看護休暇普及二五％と、かなり明確な数値をもつて高い政策目標が掲げられているわけでございますけれども、これらの数値は、今回の法案に基づいて策定をされます指針にそのまま横滑りでその数値が残ると理解してよろしいのでしょうか。

○岩田政府参考人 次世代育成支援に関する当面の取り組み方針に盛り込みました、今委員が言われましたような育児休業の取得率等の数値目標値でございますが、これは社会全体で達成しようという社会全体における目標を定めたものでございまして、これが自動的に個々の企業における目標値になるということではございません。企業の行動計画はどういう目標を掲げるのか、そしてその場合の目標値の水準をどの程度の水準にするかということについては、それぞれの企業がその実情に応じて任意にお決めになることではないかというふうに考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、日本の社会全体としてこういう社会にしようという社会全体の目標を、政府として、当面の取り組み方針としてまとめさせていただいているわけでございますから、そういう事項は事業主の方にもお伝えをして、事業主が自主的に、そういった社会全体の目標も念頭に置いて、個々の企業の育児休業の取得率などの数値目標を定めていただくことが望ましいというふうに考えております。

こういった考え方は、国がつくり出す行動計画策定指針やマニュアルやあるいは行動計画のモデル、そういったような中で示してまいりたいというふうに考えております。

○水島委員 つまり、今御答弁いただきましたことをまとめますと、そもそも、小泉総理から坂口大臣に向けて、育児休業の取得や看護休暇制度の普及について具体的目標を定めという明確な表現をもつて指示があつて、それに基づいて少子化対策プラスワンが策定され、さらに次世代育成支援に関する当面の取り組み方針まで来たと。ここまではきちんとした数値目標が定められていて、小泉総理の当初の指示に沿った内容だったと思うんですけれども、最後、今度法案化になりますと、急にそれらの数値目標がはこつと落ちてしまつた。それまで一生懸命総理の指示に基づいて進めてきたものが、最後のところで急に何か実体を抜かれてしまつたというふうに思えるわけです。

そもそも、今局長が御説明されたことというのは、もちろん言葉としては理解できるわけですが、先ほど大臣も、法律にするということとは意味があるんだというふうにおっしゃいました。また、看護休暇のことですか育児休業のことですか、これらは個々の企業が目標値を定めてやっていくものであつて、一律に強制できるものではないというふうな御趣旨のこともおっしゃいました。

そうであれば、そもそも、いろいろな労働関係の法律というのは、それなりに事業主に何らかの義務づけをしたり、何らかの強制をしながらこままでき上がつてきたという歴史もあるわけでございますので、それができないから今回も何もやしませんというのだと、法律というものをつくる意味もなくなつてしまふのではないかと思います。こういう数値目標が抜けてしまつたということ、ぜひこれは大臣に改めて総括をしていただきたいんです。

あわせて申しますと、結局これらは、確かに、今回計画を立てて、数値目標を立ててというよう

なそういう話をしていると、なかなかこれは前に進んでいかない。すべての企業に何％という数値を法律の中に盛り込んでやっていくというのが非常に難しいというふうな御説明であるとすれば、やはりこうしたことは、育児休業、介護休業法の改正という形できちんと義務づけていかなければいけないことだと私は思っております。

私たち民主党では二年前になりますけれども、子供の看護休暇の制度化、育児休業分割取得を可能とし、またパクオータ制の導入による男性の育児休業取得の促進、短時間勤務制を請求権とするというような施策を盛り込みました仕事と家庭の両立支援法案を政府案に対する対案として提出させていただいたわけでございます。残念ながら、与党の皆様御賛成が得られなかつたために、この法案が成立することはなかつたわけですが、私も、私は大臣に、子供の看護休暇の制度化は喫緊の課題だということを最後まで食い下がって申し上げていた記憶がまだ新しく残っているわけですが、最後に、最後まで大臣には御理解をいただけて、本当に残念な思いをしたということも記憶に新しいところでございます。

ところが、今回の看護休暇というのがまた出てまいりまして、この取り組み方針を見ますと、看護休暇普及二五％というふうな、二五％まで普及してくれば、今までの前例から考えてまいりますと、恐らくもう法律で義務化していいくらいの数値に達してきているんじゃないかと思ひます。何らかそういうガイドラインがあるわけではないので来ると法律になつていたという歴史を見てみますと、二五％という割合は、多分、もう法律事項になつてしまふべきところなんだと思ひますけれども、こんなことを片方で打ち上げていながら、実際に育児・介護休業法の改正案も提案されてこ

ない。今回、どうせなら、この次世代育成支援対策推進法案と児童福祉法の改正案とセットで育児休業、介護休業法の改正案というのをも提案されなけ

ればいけないかたではないでしょうか。数値目標が落ちてしまったことの総括と、この点も含めて大臣にちよつとまとめて御答弁いただけますでしょうか。

○坂口国務大臣 先生に機関銃のようにばんばんばんと撃たれますと、どうお答えをされているのか、わからなくなつてしまいましたが、最初の方のお話は、国としての考え方というものは明確に示さなければいけないと思つております。こういう数値目標を立てて我々はいこうと思つております。その上、これを各市町村に示さなければならぬ。その上で、こういう目標に立つてやつておりますから、皆さん方の方ではそれぞれの行動計画を立ててくださいということをお願いする。

したがって、国が立てておりますようなそういう目標値、そうしたものをそのまま取り入れをいただくところもあるだろうというふうに思ひますし、あるいはまた違つた表現でそれが達成できるような方法をどうしたらいいかを考えていただくところもあるだろうというふうに思つております。

したがって、結果として、国全体でそうした目標値が達成できるようにすることにしなければいけないというふうに思つております。また、いろいろ、都道府県等から、あるいはまた市町村等から御相談を受けましたときには、そうしたことも私たちは言わなければいけないというふうに思つております。ただ、国が書いております数値をそのまま書けばいいというふうなことは思つていないということを申し上げたわけでございます。

それから、後半の方の病児休業の問題でございますが、これは大変大事なことでございまして、この前も御質問をいただいたわけでございまして、けれども、我々も決して軽視をしておるわけではございませんで、むしろ、お母さん方があるいはお父さん方が一番お困りになりますのは、お子さんが病氣になったときのことではないかというふうに思つております。

そこで、現在のところ、それでは、そういうお子さんをお預かりする、いわゆる病児保育というものがあるべきであるかといふ点については、全国でまだ四百カ所前後だったというふうに思つておりまして、こちらが予定をいたしております五百カ所にもなかなか及んでいないというのが現状でございます。

先般、大阪でございましたが、この病児保育をしていただいております病院の先生方のお集まりに出席をさせていただきまして、いろいろと現状につきましてもお聞きをさせていただいたところでございます。中には、もう戦前からやつていたという大変古い歴史をお持ちになったところもございまして、いろいろ御苦労をお聞かせいただいたところでございますが、そういう皆さん方のお話もお伺いをいたしますが、国としても、これから考へて、やつていかなければならない点が非常に多いというふうに思ひます。

それから、ここまで来ればもう義務化をすべきではないかというお話もございまして、これは、いつの日かはそういうふうにしなきゃいけないんだらうというふうに思ひますが、それに向かいまして、着実に一歩一歩前進をしたいと考えているところでございます。

○水島委員 今、いつの日かというお話がございましたが、実は、近々、民主党では、先日、労働基準法が改正されました、有期雇用の契約期間の上限が延びましたので、それに伴う若干の修正をいたしまして、仕事と家庭の両立支援法案をまた提出させていただく予定でおりますので、いつの日かとおっしゃらずに、その機会はかなり近いと思ひますので、そのときには、与党の皆様にももう全力の御協力をいただいて、大臣の温かい御理解のもと、今度こそ私たちの法案が成立いたしますように、心から希望をするわけでございます。また、病児保育も進んでいない。けれども、幾ら病児保育が進んでいても、恐らく最後までこの看護休暇というものは必要なんだと思ひますし、実際に今、これから幾ら指針にそれが書かれ

ていつても、個別の労働者が子供を予防接種に連れていこうとしたときにも、やはり看護休暇という形でとることが必要になってくるわけではございまして、それがとれないという場合には、結局、今回幾らこういった法案が成立していつても、その個別の労働者にとつて何らかの新しい権利が生じるわけではないというところは、これは非常に残念なことだと思つております。

また、看護休暇がいつまでも必要だと思ひますのは、病児保育と看護休暇というのは、本当に裏表の関係にあるわけですから、仕事によつては、例えば、大臣も、重要な御答弁をされる時には、どうしても仕事を休めないということもあるでしょうし、一方で、このくらいの仕事だつたら、きょうはぜひ子供と一緒にいてあげたいというふうな、そんな仕事のときもあるでしょうし、そんなふうな病児保育と看護休暇、選択の自由をもつて両方が存在できるようにしていかないと、どちらか一方だけでは、絶対に足りないのだと思つております。

今、個別の労働者に対しては何ら新しい権利を与えるものではないということを申し上げさせていただいたわけでございすけれども、このところ、国会で、どうも子育てのことが審議されているというところは少し知つていらっしゃる方いらっしゃるわけでは。

次世代育成支援対策推進法ができると聞くと、何だか急に子育てがやりやすくなるんじゃないか、来年あたりもう一人産んでみようかと思う人が多いんじゃないかと思つておられるけれども、実際に聞いてみると、看護休暇がとれるようになるわけでもない、何にも変わらないというのでは、本当にまた、今さら何をやっているのか、こんなことが必要だというのはもう随分前から指摘されているじゃないですかとがっかりされるのではないかとと思ひますけれども、そうやってがっかりされる方たちに対して、大臣から一言メッセージをお願ひいたします。

○坂口国務大臣 まあ、子育てであるいはまた子育て

ちと申しますか、そうしたことが大事なことは言うまでもありませんが、それにはやはり環境整備というものが非常に大事でありまして、一つのことかできまればそれで前に進むというわけにはなかなかありません。

全体のレベルアップ、一カ所だけが百歩前進するということよりも、全体が一步ずつ前進をするということが大事でございまして、そういう意味で、やや歩みはのろいように見えますけれども、全体を一步前進させるといふ意味がこの法律の趣旨でございまして、どうぞそのように御理解をいただければありがたいと思ひます。

○水島委員 まだ余り理解はしていません。と申しますのは、やはり、大臣も法律にすることは重要だというふうに認識されていて、私も実際そう思つております。だから、どこか一つだけでも、看護休暇だけでも法律に盛り込まれることによって、突破口となつて、またほかのバランスよく進んでいくということにもなりましたので、これはもうできるところから早速手をつけていただきたいと思ひますし、全体としてその枠組みを整備していくという、指針を示していくということも、当然国の役割だと思ひますので、その双方、法律で固められるところ、方向性を示すところ、それをきちんと続けていただきたいと改めてお願いを申し上げます。

さて、今回、この事業主の行動計画なんですけれども、三百人を超えれば適用され、また三百人以下だと努力義務だとしている理由は何なのでしようか。

○岩田政府参考人 この法律に基づきまして、事業主に行動計画を策定していただくわけですから、理念としては、すべての事業主が行動計画を策定していただくことが求められているというふうに思つております。しかしながら、事業主の策定負担ということも勘案いたしまして、三百人以下の中小企業については、行動計画の策定や届け出について、一律に義務づけるのではなくて、その実情に応じて、策定、届け出をしてい

ただくよう努力義務としたところでございます。

厚生労働省といたしましては、中小企業にできるだけ策定、届け出をしていただくよう、さまざまな機会を通じて働きかけをしてまいりたいというふうに思っておりますし、また、あわせて、この法案の中に次世代育成支援対策推進センターを指定するということを規定いたしております。これは中小企業を念頭に置いた仕組みでございます。事業主の団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定いたしました。このセンターが中小企業に対して計画の策定や実施についてさまざまな支援をする、そういうようなことも考えているところでございます。

こういう形で、三百人を超える企業については法律で一律に義務づけ、それ以下の中小企業についても、なるべく策定していただけるようにさまざまな支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○水島委員 これを必ずやらなければいけない、その計画を必ず達成しなければいけないということであると、中小企業の場合、さまざまな事情があるということは十分に理解できますけれども、計画を策定するというのはメニューを提示するというところでございますから、それであれば、恐らくすべての企業に義務づけてもできるのではないかと思います。

恐らく、水島広子事務所というところもあるんですけれども、そこでも、行動計画だけでも策定しろと言われたら、できるかできないかはわからないけれども、策定ぐらいはできるんじゃないかなと思いますので、こんなに零細のところであっても考えられないことですから、行動計画の策定までは義務づけられて、それを達成するところに関しては、いろいろな配慮があつて、できないところはどうかという援助が必要なのかということをもたえていただくのがよいのではないかと思いますけれども、もし、それに関してお答えがあればということと、あと、そもそも、こ

の三百人で切ることなんですからけれども、これによって、三百人を超える事業所で男女それぞれについて労働者の何%がカバーされる計算になりますでしょうか。

○岩田政府参考人 お尋ねの前の点についてでございますけれども、やはり行動計画を策定するというそのプロセスを考えますと、従業員のニーズを調査する、そして策定する過程で、従業員あるいはその代表である労働組合と話し合つて策定をする、そして場合によっては、行動計画に盛り込む項目にもよりますが、就業規則や労働協約を改定するといったような一連の作業があるわけでございます。そして、そういったことの負担も考慮いたしまして、先ほど申し上げましたような、策定自体を努力義務にいたしましたわけでございます。しかしながら、なるべく多くの事業所で策定していただけるよう働きかけたいということは、申し上げたとおりでございます。

後の点についてですけれども、従業員の規模で見まして常用労働者がどの程度いるかということについてでございますけれども、十三年の事業所・企業統計調査報告によりますと、総常用労働者に対する三百人以上の規模の企業における労働者の割合を見ますと、約四三%ということになっております。

この調査では男女別の集計ができませんので具体的な数値を申し上げられませんが、また別の調査などいろいろ勘案いたしますと、三百人以上の規模の事業所に雇用されている労働者については、男女労働者の規模別の就業の実態を見ますと、三百人以上の規模に雇用されている労働者の割合は、男性の方が高く女性の方が低いというのが実態ではないかというふうに考えております。

○水島委員 今きちんと男女別の数字というのは挙げていただけなかったんですけれども、恐らく、本当に子育て当事者である特に女性たちは、規模の小さなところで働いている方が、パートの方あるいは有期雇用の方を含めて多いのではない

かと思ひます。

ですから、全体で見ると、私も最初説明を受けたときに四三%、大体半分というふうに聞いたわけですが、これも、これで大体半分の人がかバーされるんですから、そうやって乱暴におっしゃらないで、実際に本当に必要な人たちがどこで主に働いているのか、それを見た上で、この三百人という切り方が正しいのかどうかというのをきちんと検証していただかなければいけないと思います。

これは、パートと有期雇用と、あと派遣労働者の方たちを含めて計算をしていきますと、恐らく三百人以下のところ当事者が一番多く集中しているのではないかなと。これは私の勘ですけれども、そのような感じがいたしますので、これは改めてきちんと検討していただきたいと思います。

三百人というのが、行政から見ればこのくらいのものでしようかと線を引かれるんでしょうけれども、その人が働いているところにそれが及ぶか及ばないかというのは、働いている側とすればこれは深刻な事態でございますので、切っているとかが適正なのかどうかということを、全体で大体半分ですからという態度ではなくて、きちんと検証していただきたいと思います。これはぜひ、検証していただいたら、また後日お知らせいただきたいと思ひます。

また、今回、国と地方公共団体という特定事業主の行動計画は公表を義務づけているわけですが、これも、一般事業主の行動計画に公表が義務づけられていないのはなぜでしょうか。

〔委員長退席、宮腰委員長代理着席〕

○岩田政府参考人 国及び地方公共団体は公的な主体でございますので、民間の事業主に対して、いわば率先垂範して取り組みを進めることが求められているのではないかとこのように考えております。そういうことで、特定事業主行動計画については、策定しました計画自体を公表するということを法律上の規定としたところでござい

これに対して、一般事業主についてですけれども、個々の企業の労働条件の設定は、労働法規などに反しない限りにおいては、そもそも労使の自治にゆだねられるという性格のものであることとか、どのような計画内容にするかということとは企業の人事戦略、企業の雇用管理のノウハウに係る面もございまして、この情報をすべて公開することを義務づけるということは、なじまないのではないかとこのように考えております。

もちろん、企業によっては、むしろその方が企業戦略に合うということで、率先して公表される企業が出てくるということももちろん期待されるところではありますけれども、法律で公表を義務づけるということは、一般事業主の行動計画の性格から、なじまないというふうに考えております。

○水島委員 公表しないとしても、その内容を厚生労働省に届け出るとか、そのように内容を知る機会はあるんでしょうか。

○岩田政府参考人 法律案にもございますように、策定した計画は厚生労働省の方に、具体的に地方労働局になろうかと思いますが、そこに届け出をしていただくということになっております。行動計画自体を届け出たということが確認できると、計画を策定したということが確認できるようなものを考えておりますので、届け出をしていただいたときに、具体的な内容をつぶさに行政として把握するということは考えております。

しかしながら、企業の一般事業主の行動計画に何を盛り込むことが望ましいかということについては、国として指針を定めるということにもいたしておりますので、そういったことを参考にしていただいた行動計画になることを期待いたしておりますところでございます。

○水島委員 そうしますと、実際には行動計画を策定しないのに策定しましたと届け出たりとか、あるいは外向けに自分たちの行動計画はこうですと言っていることと実際が違っていたりするような事業主がいた場合に、それをチェックする

仕組みというものはあるんでしょうか。

○岩田政府参考人 この一般事業主の行動計画は、何度が申し上げたように、企業の実情に応じて、企業が自主的にこういう取り組みをしたというのを従業員やその代表の労働組合と相談しながらつくるものでございますので、その意に反したものを強制されるということではありませんので、行政機関に虚偽の届け出をするとか、つくっていないのにつくったような形で届け出をするということは、一般的には考えにくいというふうに思います。

○水島委員 一般的には考えにくくても、もしもそのようなことがあった場合にはどうなんでしょう。実際にそこで働いている労働者が、うちの企業はひどいと思ったときに、でも、どうも企業は届け出を見ているとちゃんとやっているというふうな、届け出ているようだという場合、それはどういうふうにするかと解決されるんでしょうか。

○岩田政府参考人 そういうケースは通常は考えられないというふうに思いますけれども、もしそういうことがございましたら、各都道府県にあります労働局の方に御相談いただきまして、労働局の方が企業の方に事情をお尋ねするというところで、必要であれば助言をしていくということではないかと思えます。

○水島委員 なかなかハードルが高そうなんですけれども、これは私も事前にいろいろ伺いましたときに、今回ののはそういう趣旨のものではなくて、とにかくいいところはどんどんオープンにしていて、そこにいい人材が集まって、そうやって自由競争の中で社会をよくしていくんだというような御説明も少々いただいたんです。

これは、景気が非常にいいときに、労働者側が売り手市場というようなときであれば、どんな企業が自己アピールをしていい人材を集めてとやっていると、自分が気に入らないところでも働いていかないと職がないという状況ですから、どこから常識では考えられないようなことがあると

きにはどう対応できるか、そういうところでもちゃんと子育てしていけるようにするにはどうしたらいいんだろかというように施策をぜひ考えていただきたいと思いますし、そういう意味では、私はやはり本体の方の育児休業・介護休業法の改正というのはきちんとしていただかなければいけないんじゃないかなと思っております。

今回、事業主が定めることになっております行動計画という中には、これは当然、有期雇用の方や派遣の方、パート労働者の方というのは含まれるんじゃないでしょうか。

○岩田政府参考人 法律をお読みいただきますと、個々の事業主の行動計画の対象の労働者の範囲をどうするかということについての具体的な規定はございません。したがって、個々の事業主がどの労働者を対象としてどういう対策を講ずるかというところは判断していただくことになるというふうに思います。

しかしながら、次世代育成支援推進対策という対策の理念から考えますと、いわゆる正社員だけではなくて、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員、そういったような方も広く念頭に置いた対策になるということが望ましいというふうなことであります。

○水島委員 それを何らかの形できちんと指針が何かに書いていただかないと、実際に、子育てをしている当事者の方たちは多分そういった非正規の形で働いていらつしやる方が多いと思います。逆に、子育てという事情があるからそういう働き方をされているというケースもあるでしょうし、いろいろあると思いますけれども、そこをきちんと含まないのであれば、幾らつくっていてもほとんど意味がないということにもなってきますので、そこはきちんと強くアピールしていただくかなと、事業主の方でも自分で決めていいということになれば、なかなかそんなリスクは冒したくないというところになりますから、これはちゃんと決めていってほしいと思います。それをわかりやすく示していただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

さて、時間も残り少なくなってきましたので、先に進ませていただきますけれども、前回、質問させていただいて、ちょっと行き違いがあった御答弁だけなかつたんですけれども、児童福祉法改正案の方なんです、子育てしているすべての家庭を支援するというところで、親が障害者であるような場合にはどうなりますかという質問をさせていただきました。

これは、非常に重度な身体障害者とか、もう明らかにその親自身もケアが必要なような状態の場合には、今でもわかりやすい制度がないわけでもないと思いますけれども、この前挙げました例のように、親が聴覚障害者で自分の生活は何かできる、子供が健聴者であるというような場合には、かなり子育て上いろいろと独特な悩みも生じますし、いろいろと特別な配慮が必要になるわけですから、そういう親はどこでサポートしてもらえますでしょうか。

○岩田政府参考人 前回は失礼いたしました。親が障害者を持つている家庭の子育て支援についてですけれども、これまで例えば身体障害者相談員などが都道府県、指定都市、中核市に配置をされておまして、この相談員は育児相談などにも応じていることでございます。

また、支援費制度の中身でございますけれども、ホームヘルパーが派遣されますけれども、ホームヘルパーの仕事として、育児支援の観点から、沐浴とか授乳とかそういう居宅介護サービスを支援費制度の中で実施していただくこともできることとされております。

また、今回の児童福祉法の改正法案におきましては、市町村が中心になりまして、地域の子育て支援の施策を拡充するというにいたしておられますけれども、その場合にはすべての子育て家庭を視野に入れた対策であるべきであるというふうな考えであります。

したがって、親が障害を持つ御家庭の子育て支援についても当然視野に入れるべきであると

いうふうに考えておりますので、例えばですけれども、市区町村はさまざまなサービスをみずから実施する、あるいはその地域のさまざまな担い手、社会福祉法人ですとかNPOですとか、個人のグループですとか企業ですとか、さまざまなサービスの担い手と利用者をつなぐコーディネート事業を市区町村に実施を義務づけることとしたしております。

そういう中で、障害を持つ親御さんの子育て支援についても必要なサービスが図られ、どこに行けばそういうサービスにアクセスできるかということについても、このコーディネート事業を構築する中で、市区町村に工夫をしていただければというふうに考えております。

国といたしましては、自治体の行動計画策定のための指針について、今委員が言われましたように、親が障害を持つケースについてどういう配慮が要るかということについても指針に書き込んでまいりたいというふうに思っております。

○水島委員 ぜひそこは丁寧にお願いたします。

と申しますのは、前回の質問の前に、厚生労働省の方とお話をしましたときに、「すべての子育て家庭」と書いてあるけれども、親が障害を持つ家庭への配慮は一体どこに書いてあるんですかというふうに聞きましたところ、いや、これはすべての家庭を対象とするものですから、そういう特殊な家庭のことじゃないんですよというところとをさらりとおっしゃいました。それは多分その方が不勉強でいらつしやったということなんじゃないでしょうか。

そんなふうには、「すべての子育て家庭」と言われたときに、悪気があるのかなと思うと、これは一般家庭への施策であって、そういう特殊なところを見ているものじゃないんだというふうに勘違いしてしまう方というのは多いと思うんです。これは、すべての市町村において、みんながそうやって一〇〇%正確に理解するわけではない。やはり、これはすべての家庭用なんだから、特殊な家庭は

ここには入っていないんですよというふうには勘違いする方は絶対にいると思います。

厚生労働省の優秀な官僚の方でさえそういう勘違いをされていたわけですから、きちんとしてそこはわかりやすく、すべての家庭というのは平均的な家庭のことではなくて、あらゆる家庭なんだ、それはどんな事情を抱えている家庭だろうと、母子家庭だろうと、お子さんが障害を持っていたら、親御さんが障害を持っていたら、いろいろな事情がある家庭だろうと、自分の子ではないお子さんを預かって育てていたら、いろいろな家庭であろうと、すべての家庭がこの対象となるんですということ、これを明確に示していただかないと、これは自治体の方で勘違いした場合に、私は、それは厚生労働省側の伝え方が不十分だったというふうには理解せざるを得ないと思いますけれども、その点、明確にさせていただくように、一言御答弁いただけますでしょうか。

○岩田政府参考人 今委員が言われましたことはそのとおりだというふうに思いますので、政府として、行動計画策定指針を策定いたしますときに、そのことは十分考慮してまいりたいと思います。

○水島委員 くれぐれもよろしくお願いいたします。

さて、今回の児童福祉法の改正案を見ますと、乳児院や児童養護施設などが地域住民の相談に応じるよう努めるという規定がございますけれども、乳児院や児童養護施設の人員が非常に苦しい状況にあるということは現場からも指摘をされていることで、できるだけの中の子と一対一の関係をつくりたいというふうに思っていますが、本当に忙しい。ただでさえ現場があつぱあつぱしている、これから児童虐待防止法の見直しの中でもこういう関連施設の方たちの人員をもっと充実させていかなければいけないというのは重要なポイントの一つだと私は思っておりますけれども、ただでさえ現場が人員に乏しい中で、一体どうやって地域住民の相談に応じるような人員を確保されるんですか。

○岩田政府参考人 児童養護施設などの子育て支援の努力義務の規定に関してでございますけれども、児童養護施設などでは、いわば子育てについての非常に専門的な知識経験の集積があるわけですので、そこから、それをぜひ活用して、地域の子育て支援、例えば育児相談などについてでございますけれども、地域の子育て支援にもその役割を果たしていただきたいということで、そういう規定を今回設けたわけでございます。

児童養護施設の職員態勢そのものについても大きな問題を抱えているということは認識いたしております。児童福祉施設の最低基準がございますが、それを確保していただくことのほか、例えば自立支援のための非常勤職員の配置ですとか、心理療法担当職員の配置、あるいは虐待を受けたお子さんに個別に対応することができるような態勢をつくるためのいわゆる個別対応職員の配置、こういう職員配置をしていただいたときに予算を計算するなどで、入所児童の処遇の向上といえますようか、職員態勢の整備に努めてきたところでございます。

虐待を受けたお子さんが新たに入所されるお子さんの半分ぐらいになってきておりますので、本来に児童養護施設などの処遇が困難になってきているということとは理解をいたしております。そういうことから、ことしの五月に、社会保障審議会児童部会の中に社会的養護の在り方に関する専門委員会を設置をしたところでございまして、今、精力的に御議論をいただいております。その中で、児童虐待を受けたお子さんがふえているというようなことを背景として、職員配置の問題も含めて、これから児童養護施設がどういう役割を果たすべきか、入所児童に対して、あるいは地域の子育て家庭に対してどういう役割を果たすことができるかということについて検討したいと考えております。

○水島委員 今の点について、今度は重ねて大臣にお伺いをしたいんですが、今、局長の説

明で、このような対応をする予算をつけるというふうにはやっておりますというふうに御説明がございました。そうだと思います。

ところが、本当に予算というのはつくらなうかということとを疑わせるような記事を読みました。六月九日の朝日新聞の夕刊でございますけれども、これによりまして、

精神障害者の社会復帰施設の充実を重点施策に掲げる厚生労働省が、都道府県や政令指定都市から出されてきた精神障害者の社会復帰施設の新規建設の補助金申請のうち約四分の一しか交付を認めていないことがわかった。これまではほとんど認められてきただけに、異例の事態だ。「十年間で社会的入院患者七万二千人の社会復帰」との厚生労働省の目標が、出だしからつまづくことになる。

厚生労働省は「財政難で予算を十分に確保できず、申し訳ない」「国にはしこを外された」と思っている自治体もあるだろう。補正予算や、来年度予算での獲得に努力したい」としている。

この記事の内容はとも正しというように聞いているんです。こうやって鳴り物入りで去年からずっと審議をしまして、鳴り物入りの精神障害者施策であっても、実際に自治体が希望しているものの四分の一しか交付できないということになりますと、今回、自治体が頑張れば予算をつけますと今胸を張っておっしゃっているわけですが、厚生労働省はちゃんとそれを実現できるんですか。精神障害者ではできなかったけれども、次世代育成支援だったらできるといような保証は何かあるんでしょうか。これは大臣にお答えいただきたいと思っております。

〔宮腰委員長代理退席、委員長着席〕
○坂口国務大臣 予算のつけ方でございますが、今まで悪い習慣がございまして、すべて本当はそういう予算は当初予算で組んでいかなきゃいけないんです、補正予算でとって、それで込みにして決着をつけるという悪い習慣、ずっとこれは続

いてきているんですね。私は、どこかで断ち切らないといけないと思いますし、当初予算でちゃんと組むべきものは組んでいかなきゃいけないというふうには思っております。

そんなこともあって、当初予算の中に入っていない、さりとて、現在の段階で補正予算組むますとなかなか言いもしないという難しいところがございます。まして、そうしたことがございまして、地方自治体の皆さん方にも大変迷惑をかけているんだらうというふうには思いますが、そこは謙虚に反省いたしまして、来年からはそうしたあり方をひとつ改めて、そして、当初予算の中にちゃんとそれが入るような工夫をしないといけないというふうに思っている次第でございます。参議院でも同様の御質問をちゅうだいたしまして、お断りを申し上げたところでございます。

○水島委員 今、大臣から本当に率直に、これは悪い習慣だというふうに御答弁がございました。私は、何か従来の政治家みたく、大臣には予算をつける力がないじゃないかと、そういう下品な話をしたいわけではないんです。厚生労働省がよその省庁より力があるかないかと、そういうことを言いたいわけではなくて、これはやはり悪い習慣であるわけですし、坂口大臣は厚生労働大臣であるとともに小泉内閣の一員であるわけですから、これはもう小泉内閣の姿勢として、こういう悪い習慣はやめて、財務省に権限ばかりが寄っているような体質を改めて、ちゃんとここに使うんだというのを、これは小泉総理の発言でそれもが始まったということでありまして、ちゃんとそこで責任をとってもらって、その発言から出てきた最後に、この児童養護施設の人員の拡充というところまで今たどり着いてきたわけでございますから、その予算がつかないようでは、もうこれは内閣としての体をなしていないのではないかと。

そのような点から、坂口大臣、必ず小泉総理大臣に小泉内閣としての姿勢を示すべきだという御提言をいただけるとお約束していただきたいと思います。

しようか。

○坂口国務大臣 もちろん、お話し申し上げます。
○水島委員 ありがとうございます。

坂口大臣がよい方であるというのは十分わかってはいるんですが、その温かさが内閣全体にちゃんとしみ渡るような、そういう内閣になっていただかないと、何かいつまでたってもひとり相撲をしているような感じで、こちらもそこで審議して、いて大丈夫なんだろうかとだんだん心配になつてまいりますので、ぜひそこは、びしっと毅然とした態度で御発言をいただきたいと思っております。

さて、今回の児童福祉法の改正に当たりまして、施策が今まで保育に欠ける児童に偏つてきたんじゃないかという反省のもとに今回の改正があつたというようなことをいろいろおっしゃっているわけですが、実際に、いわゆる保育に欠ける児童という子供たちに対しての施策が十分なのかといえ、そちらも全くもって不十分であるわけですね。例えば児童養護施設も、要保護児童のための施設をそうじゃない子供にも広く使つていこうというのが今回の趣旨であるわけですが、保育の現場も養護の現場もあつたところ、それで、そういうところの資源も不十分なのに、それ以外の子供に資源が分配できるのかというのは、これはもう素朴な疑問であるわけでございます。

保育に欠ける児童、私はこの言葉は大変嫌いでございますけれども、この保育に欠ける児童という子供たちに対しての例えば延長保育、夜間保育、休日保育、病児保育などはまだまだ足りていないというのが子育て現場にいての実感でございます。確かに、厚生労働省からいろいろとデータを見せていただくと、目標値があつて、ここまで達成してきまして、それなりに数字を見せて説明はしていただくんだけれども、それでも相変わらずで、自分自身も、例えば、急に今晩、夫がどこかに行つているときに自分のぐあいが悪くなつて、さあ子供を夜どこかに預かつてもらえないかという、たまたま私は近所の方が預かつてく

ださいますけれども、そうじゃないところに住んでいたらどうなるんだろうかと考えたときに非常に不安になるわけでございます。

ですから、子育て現場にいとまだまだ足りないという現状がありますし、また、雑誌を読めば、相変わらず、保育所難民といつて、保育園に入るためにどこかに引越してみたり、子供を産む時期を自分でコントロールしてみたり、そんな記事ばかりが載つていて、こんなことではとても安心して子供を産めないのは当たり前ではないかと思つております。

やっています、やっていますと言うけれども、一体、何で、現場での欠乏感というのが全然解消されていかないんだろうか、このずれは何なのかというのを尋ねたいと思ふんです。

それで、以前、旧厚生省時代に担当の方とお話をさせていただいていましたところ、厚生省側としては多様な保育を進めようとしていたけれども、自治体側に、子供というのは夜は家に帰るものだから、日曜日ぐらい親と一緒に過ごすべきだというような考え方が頑固にあるために、なかなか施策が進まないというような話を聞きました。二十四時間保育などをやつてしまうと、親が引き取りに来なくなるんじゃないかということを実際に心配している自治体の方もいたというふうに聞きました。

こんなふうによつて保育を組み立ててしまふと、母子家庭で夜や休日にお母さんが働かざるを得ないという家庭の子供が現実にとこに置かれていられるかというのを考えるとぞつとする話でございます。まして、夜の保育とか休日の保育が要らないなんというところは、子供の人権を考へてもう絶対に言つてはいけなかつたと思ひますけれども、そんなことだけではなくて、現実に、きょうあすは延長保育、休日保育が必要でないかもしれないけれども、多様な保育にアクセス可能だということとは非常に大きな安心感をもたらすものでございます。

ちなみに、私の子供が今東京で通つております

無認可保育所では、必要があれば夜九時まで預かつてくれますし、夕食も出してくれます。私たちは夫婦で何とかやりくりして、ゼロ歳から預けていて、今まで一度も夕食のお世話になつたというところはないんですけれども、それでも、何かがあつたらあそこ夕食も食べさせていただけで九時まで預かつていただけたらいいというところは、非常に安心して暮らしている根拠となつてはいるわけでございます。

もちろん、きょう何時まで預かつてもらいたい、これから日曜日に仕事をする、そういうような現実のニーズを満たすのは大前提なんですけれども、ただ、子育てというのは、もう皆様も十分御承知だと思ひますけれども、常に予測しないことが起こることが子育ての特徴でもあるわけですし、もしものときに対応できるゆとりというものが必要だと思つております。今はまだ、現実のニーズを満たすところまでも来ていないというふうにも思つておりますけれども、そういうゆとり部分まで含めると、まだまだやらなければいけないことというのは本当にたくさんあるのになぜ進まないのかというのを、ちょっと簡単に総括していただきたいと思います。

○岩田政府参考人 延長保育、夜間保育、休日保育、病児保育といったような多様な保育サービスのニーズにこたえていくということは、仕事と子育てを両立させていく上で非常に重要な課題であるというふうに思つております。

これまで政府としましては、御存じのように、新エンゼルプランを策定いたして、それに基づいて実施をしてきたわけでございますけれども、新エンゼルプランの中には、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、これらの具体的な数値目標を掲げているところでございます。このうち、延長保育、休日保育については十六年度の目標値を既に達成して、それを上回る水準で今整備が進んでおります。病児保育、病後児保育は目標まで到達するためにはもう一段の努力が必要というふうに思ひますけれども、これも近年、少し整備に弾み

がついていっているというふうに思つております。こういうぐあいに、現在の新エンゼルプランに基づく多様な保育サービスの整備は、エンゼルプランとの比較でいいますと、順調に、着実に整備がされているというふうに思つております。

しかしながら、現場の切実なニーズとは乖離があるという委員の御指摘でございますが、一つは、私も、全国の数値を見ておりますけれども、地域格差が相当あつて、これらのサービスが提供できている自治体とそうでない自治体の格差があるのかというふうに考えております。

今回の推進法を成立させていただきまして、すべての都道府県、すべての市町村が行動計画をつくるわけですが、行動計画をつくるに先立つて、やはり地域の子育てニーズを調査するというところからしつかりやっていた方がいい。そのための調査の費用なども地方交付税で措置をさせていただいていられるんですが、そういう中で、本当に、延長保育や休日保育や病児保育や夜間保育、そういったニーズがどのくらいあつて、どの程度対応しないといけないかといったようなことをまずは自治体の行動計画に盛り込んでいただくということが重要かというふうに思つております。

そういった自治体の行動計画を総計して、国として、政府として、新エンゼルプランは十六年度で終わりますけれども、その次のプランをどういう形でつくる必要があるかということを検討していきたいと考えております。

○水島委員 ぜひお願いいたします。

また、今、保育の中で無認可保育所というのがやはりかなり大きな役割を果たしているわけですが、この無認可保育所の届け出制は、民主党の提案がきっかけとなりまして法制化をされたというところは結構なことだと思ひます。

ところが、聞きましたところ、保育士の届け出を行う際に、資格証について、認可園では写しでよいけれども、無認可保育所では現物を出さなければならないというふうに聞いたんですけれども、これは事実なんですか。この差別は一体どういうこ

となんでしょうか。

○岩田政府参考人 私、この御質問をいただいで初めて取り扱いを勉強してみたいですけれども、認可保育所と無認可保育所を差別しているということでは必ずしもないわけですから、前回の児童福祉法の改正に基づきまして、ことしの十一月二十九日から正式の登録事務がスタートいたしますことになっております。その十一月二十九日より前に、今、予備登録というのでしょうか事前登録の事務を進めておりますけれども、その事務の中で、児童福祉施設、ですから認可保育所に勤務している保育士については、日ごろから都道府県が指導監督をしております、保育士資格の保有状況などの確認をしているということがございますし、また、本人の証明だけではなくて、児童福祉施設側の証明もあわせて添付をしていただくという条件で、資格証明書の原本ではなくてコピーでもいいというふうにいたしていただくところでございます。これ以外の、無認可保育所で勤務している保育士さんですか、資格はあるけれども今保育所には勤務なさっておられないような保育士さんについては原本をお出しいただくということになっていくようにございます。

きょう御質問いただきましたことも踏まえまして、また各都道府県とも相談し、こういった取り扱いが異なっていることについてどうするかというのは早急に検討したいと考えます。

○水島委員 変な差別意識を生まないように、ぜひよろしく願います。

時間になりましたので終わります。ありがとうございます。

○中山委員長 次に、石毛鏡子君。

○石毛委員 続きまして、民主党の石毛鏡子でございます。

百五十六国会では、ちょうど軌を一にしたのだと思いますけれども、内閣委員会では少子化社会対策基本法案が審議をされまして、本日、採決になります。

厚生労働省の方でお出しになっていらっしゃる

ます法案間の相互の関係を示す図柄を見ますと、次世代育成支援対策推進法案のそのベースに基本法案が位置づくという図柄がござります。これは、基本法案を踏まえて個別法になる、こういう位置関係になるのかと思います。

少子化社会対策基本法案の審議の中で基本的に大きな論点になりましたのが少子化社会対策という非常に微妙な表現でございまして、一つずれていきますと、例えば戦前の産めよふやせという人口政策に傾きかねないというおそれがある。また、今日の見方でも、優生思想といえますのは社会の中に根強く流れている、そうした事実もございまして、私はそういうふうな認識をしていくわけにござります。

少子化社会対策基本法案の質疑の中では、人口増加政策であるとか優生思想を持つとか、そうしたことは一切ない、一九九四年のカイロで開かれた国際人口・開発会議以降、北京の行動綱領によりまして、何人産むか、いつ産むか、どのような間隔で子供を産むかというところはまさにカップルと個人の決定に基づく、リプロダクティブヘルス・ライツというのは日本も合意をしている国際的な確認事項であるというこの答弁をいただいていたというのが内閣委員会での質疑の一端でござります。

きょうも、修正もそのような文言を入れるというところで確認をしていただいているのですが、こちらの審議とこちらの委員会のこの次世代育成支援対策推進法案、これを読んでみますと、総則のあたりは、率直に言いますと、かなり気になりますというのが私の認識でござります。そうした観点から、幾つか気になる点を確認させていただきますかと思ひます。

例えば第一条の「目的」、それから法案タイトルのものが次世代という表現になっておりますが、次世代をどのように規定するかというその定義はございせん。第二条「定義」で「次代の社会を担う子ども」、このことを読めば読めるのかもしれませんが、必ずしもこれも明確でない。

ない。それから第七条のところで、これは主務大臣が行動計画策定指針をつくるという項目でございまして、第三項に、主務大臣は、少子化の動向を勘案して行動計画策定指針を必要があれば変更するということの規定になっております。このところは、読み方によりまして、例えば少子化が余りにも進んだ場合にはそれこそ人口増加政策を打ち出すというふうにも読めないわけではなない。あるいは、次世代という対象年齢が、例えば胎児は何か月から子供とみなすのかといううなことによつては大変微妙な議論に入ってくる、そういうおそれを私は持つて、この基本的なトーンといえますか、そういうことを思うわけにござりますけれども、この点に關しまして、どのように認識をされて立法されているかということをお答えいただきたいと思います。

○岩田政府参考人 この法律は、次世代、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境を整備を社会全体で推進するものでござります。子供を産みたい人が生み育てることがしやす、そういう社会づくりを国、地方自治体、企業がこぞって支援しようということでござります。

次世代の定義、子供の定義は明確にないというお話でございましたけれども、明確な規定は設けておりませんけれども、具体的な対策の対象となるのは、おおむね十八歳未満の子供を念頭に置くものになるのではないかと考えております。

また、委員が言われました第七条の第三項の書きぶりでございますが、これは、国が策定する行動計画策定指針の見直し、変更する場合の規定でございまして、今「少子化の動向」というところを委員は読み上げられましたけれども、その後、引き続きまして、「子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して」というふうな書いてございまして、子供の数がふえるか減るかとか、出生率が上がるか下がるかといったような数だけの問題ではなくて、まさに子供を取り巻く

環境が十全のものになっていくかどうかといったようなこと、そういったことを中心に総合的に判断した上で、必要があるときには見直しをするということであるというふうな考えております。

例えば、少子化の動向ということの例で、出生率がさらに下がるということでありましたら、それは子供を生み育てやすい環境づくりが不十分であるということ、一層取り組みに力を入れなければならないということについての一つの警鐘だと思ひますので、そういう数字も見ながら指針の変更を検討するということだというふうに考えております。いわゆる産めよふやせといったような政策につながるものではないというふうに考えております。

○石毛委員 局長より、今、産めよふやせという政策では断じてないというふうに明確に答弁をいただきましたので、そこは私も思うように思うことにしたいと思ひますけれども、とてもこだわって申し上げれば、第七条の三項は、別に「少子化の動向」を入れなくても、主務大臣は、子供の生育状況あるいは子供を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して、でも十分に文意は通じると私は思うわけにござります。

これについては答弁はいたしません、今局長が御答弁になられました内容で、児童福祉法と重ね合わせて、おおむね十八歳未満というふうにお答えいただきましたけれども、ここはまた、例えば自立援助ホームを今一生懸命取り組んでいるところの皆さんの考えの中には、十八歳という一律の線引きではなくて、子供がどのようなことに困っているか、あるいは成長段階でまだサポートをした方がいいという考え方に立てば、それこそ育成支援の考え方の中に入れてもいいのではないかと、入れるべきではないかというふうな考えももたれているように思います。私は、今局長にいただきましたお答えは十八歳に別に強い異論を申し上げるつもりはありませんけれども、このあたりはこれから丁寧に議論を積み重ねていって、一人一人の子供が成長していくそのプロセスで、場

であるとすれば、親学級というようなこともきちつと規定していないというのは、私は、またここで申し上げるのはちよつときつい表現になるか

もしませんけれども、やはり子供は母親が育てるものという、そうした潜在的な観念がこのような記述に帰結しているというふうに思わざるを得ないということを申し上げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○岩田政府参事 全く私が考えていなかったようなことを御質問いただきましたので驚いているのですが、母性というのは、先ほど申し上げましたように、まさに妊娠出産時期、女性特有の健康管理の問題をここに書かせていただいているわけです。

そして、今委員がおっしゃいましたように、子育て自体は男女が共同して行うというのはもう当然でございますが、ですから、例えばですけれども、ここに幾つか政策の領域が書いてございますが、「子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備」ですとか「職業生活と家庭生活との両立の推進」ですとか、さまざまな領域が書いてございますが、こういった領域を、全体を通じて、男女で共同して子育てをすべきであるということは、しっかりとそういった視点というのは入っていないといけないというふうに思っております。

具体的な子育て支援事業の中でも、例えば、中学生や高校生に赤ちゃんと触れてもらうような授業も始まっていますけれども、そういうものも男の子も女の子も一緒に体験してもらうということが重要だと思いますし、今、例で委員が出されたような、保健所で行っているような両親学級というのも、男女、夫婦で受講するというのが大変大事だというふうに思います。

そういうことで、子育て自体は男女が共同して行う、そういう考え方に基づく自治体の行動計画であり、また事業主の行動計画であるべきであるというふうに考えておりますので、国が策定いたします行動計画策定指針の中でそういう視点というのをしっかりと書き入れて、各自自治体や各事業主がそういう考え方を十分配慮した計画を策定していただけるようにやってみたいと考えております。

ます。

○石毛委員 ぜひ、多分局長はもう当然の前提というふうに考えていたとおつもりなのでしょうけれども、私はまだまだというふうに思っておりますので、ぜひ、今御答弁いただきました趣旨を大切にしたいと思っています。

次でございますけれども、第三条が基本理念で、これは子育てについての第一義的責任を「父母その他の保護者」というふうに置いております。そして第四条に国、地方公共団体の責務を定めておりますけれども、この第四条の書きぶりは、「国及び地方公共団体の責務、つまり責任と義務は、「次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない」という書き方になっております。私は、この三条と四条、これをずっと眺めておまして、どうも子どもの権利条約の規定の仕方とずれているという思いを強くいたします。

例えば、子どもの権利条約は、「締約国は」ということになっていて、第三条の第二項、「締約国は、児童の父母、法定保護者」等々ということとで「児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。」というふうになっていて、国の責任が第一義的に書かれて規定されていて、そして第十八条、確かに、父母または法定保護者は「児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。」という記述はありますけれども、締約国はその父母が第一義的な責任を果たせるように最善の努力を払う、こういう規定になっているんです。だから、社会の総体である国ないしは地方公共団体が、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を果たせるように支援を行う、こういうところを子が子どもの権利条約、政府では児童の権利条約というふうに言われておりますが、その規定の仕方なんですよね。

政府が提出しているこの法案は、第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、出だしの主語が「次世代育成支援対策は、」になっていて、

配慮するように行うというふうになっていますから、全く国や地方自治体が配慮していないわけではないわけですが、しかしながら、第四条の責務は「努めなければならない」という努力規定になっているということで、私は、国及び地方公共団体に集約される社会の子育て支援に対する責任の規定の仕方が弱いというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

まさに父母その他の保護者の子育てがしやすいように支援をする、その責任は国、地方公共団体、事業主が負っているということを明らかにしているというふうに考えております。

○岩田政府参事 認識は委員と本当に一致をしておりますと私は思っております。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するということは当然でございますが、当然だけれども、現状、我が国の社会ではこれを全うすることが困難な諸事情がある。そういう諸事情といましようか、困難にしているような障害があるとすればそれを除去しまして、子供が本当に健やかに生まれ育つような環境を関係者こそって社会全体で推進しよう、こういう法案でございますまして、そのことをここで書いていますのでございまして。

三条については、「次世代育成支援対策は」というのが主語で、受け身で書かれておりますので、この次世代支援対策を推進する者が表には出ておりませんけれども、法律全体を見ていただきますと、これは当然国であり、地方公共団体であり、事業主であるわけです。この三者が次世代育成支援対策を推進するときの配慮の義務を書いているということでございます。

また、次の第四条ですけれども、総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないという国、地方公共団体の責務がございしますけれども、これは後の方の条文で具体的に、国には行動計画策定指針の策定義務が出てまいりますし、そして地方公共団体には行動計画の策定義務が出てまいります。

そういう具体的な法律上の策定義務を包含して、全体として総合的、効果的な施策の推進を言っているわけでございますが、後の方の条文とあわせて読んでいただきますと、国、地方公共団体が、

残りました時間で、児童福祉法の関連とあわせてお伺いしたいのですが、児童福祉法の一部改正に関しまして、第五十六条の八ということで、「保育の実施への需要が増大している市町村(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）」というふうな規定になっております。

そこでですけれども、今回この二つの法案の中で、それでは実際に都道府県や市町村、主に私は市町村という観点から申し上げたいと思いますけれども、まずは、市町村が子育て支援にかかわる行動計画を政府の指針に基づいて策定する、こういうことが一つある。それから、児童福祉法の一部改正の方ですと、需要が増大している市町村で保育計画を策定する、その需要が増大している市町村の要件というのは厚生労働省令で定めると。

この「需要が増大している」、私は、待機児童ゼロ作戦などもありますから、増大という言葉があるのとは一面では当然だというふうに思いますけれども、もう一つ戻りまして、市町村行動計画あるいは都道府県行動計画を策定するに際して、この骨子を見ておきますと、行動計画の策定プロセスにニーズ調査の実施、これは先ほど水島委員の御質問にも答弁されていましたが、ニーズ調査の実施というふうに書かれてございます。時間がありませんので、私の方からまとめて申し上げます。ぜひ地域に暮らしているいろいろな状況の子供さんの立場にたえて丁寧な実施していただきました

い、こういうことがございます。

例えて言いますと、私は最近でも、一体どうなっているんだろうという、お困りになっている御相談をいただいたのですが、障害のあるお子さんを地域の保育所が受け入れてはくさるんですけれども、薬を飲ませるということをしていただけない。それは、確かに薬というのは微妙なものですから、保育士さんの方が受けるというのはいろいろな要件を満たさなければ困難かもしれないけれども、その方の場合は、主治医の方の御判断もいただきながら要請をしても、なかなかいい対応をしてもらえなくて、お仕事をするのにとても困っていると。仕事に出る親御さんでいらっしゃるから、子供さんに薬を飲ませる、投与するのに保育所にいつも行くわけにはいかない、こういうことで困っていて、障害児保育は一体どうなっているんだろうかというようなことを私のところに言ってこられています。

ですから、本当に地域においてどんな課題があるのか、どんな問題があるのか、解決の方法は何が求められているのか、そうしたことも含めて、子供さんが置かれているあるいは親御さんが置かれている状況からきちとニーズ調査をしていたきたい。

エンゼルプランは、むしろ総枠として、これまでの施策をベースにそれを伸ばしてきたというようになつてきたというふうに私は思っておりますけれども、その新エンゼルプランやあるいは待機児童ゼロ作戦のプランのつくり方とこれは違つて、本当に地域でどのように子供さんあるいは親子、地域の方のニーズがあるのかということを確認にして、一遍それを全部オープンにする、そうしたことを勇氣を持ってやっていただきたい。

勇氣を持つてという表現は、私はとても踏み込んだ表現をしたわけですが、次世代育成支援法の十一條は、国の援助は書いてありますけれども、財政上の措置は規定されておられません。それから、この間の報道等々に接しておりますと、

どうも経済財政諮問会議やいろいろな動向の中では、補助金の削減あるいは一般財源化に伴った削減という大きな動きがあつて、既に報道では、保育所の国庫負担金につきまして一般財源化というようなことも出てきております。

一般財源化をどう評価するかというのは、また丁寧にしなければならぬと思ひますけれども、一方では、財政上非常に厳しい状況の中で、市町村が計画をつくり国がそれをバックアップするというのは、事はそう並大抵のことではない。だから、本当に次世代育成支援を行うのだったら、きつちりと政策課題、必要性というものを示して、そして財政上の措置もきちつと担保をしていく。それは余分なものではないと思ひます。していくというその覚悟と勇氣、あえてここでこういう踏み込んだ表現をさせていただくのは少し自分でも勇氣が要りますけれども、ぜひこの際ですから、大臣からこのことに関しましての御認識とそして決意、覚悟のほどをお願いしまして質問を終わりたいと思ひますが、どうぞお願いいたします。

○坂口国務大臣 財政上の問題につきましてはいろいろの意見が出ておりますことは、御指摘をいただいたとおりでございます。しかし、その中で、この次世代育成でありますとか子育てに對しましては、今さまざまな試みが始まつたところでございますし、もう少し国の方がやはりリーダーシップを発揮して、そして都道府県や市町村にもお願いをしていかなければならない、そういう時期だというふうに思っております。

財政上の問題もいろいろあつて、既に都道府県や市町村が中心にもう十分にやっておみえになります部分もございまして、これからいよいよ本格的に市町村や都道府県をリードしていかなきゃならない部分と、さまざまあるというふうに私は思っておりますが、少なくとも、これからまだ国の方がリードをしていかなければならない分野、例えばこの少子化対策でありますとかこの次世代育成の問題でありますとか、そうした分野につきましては、これは国の方がやはりリードをいまし

ばらくしていくべき、財政もそれに従つて国の方が中心になつてやっていくべきだ、そういうふうには私は思つております次第でございます。

○石毛委員 二〇〇二年度末で新エンゼルプランを未策定の自治体が千八百七十六というふうになつております。半分以上の自治体が策定していないという状況。これは、四年度で終わりのということでございますから、まだ多少年次はあるとは言ひながら、つくれていない。そのつくれていないということをきちつと、なぜかという総括なしに新しく市町村行動計画をつくる法律を策定しても、私は、よほど国の方がきちつとした姿勢を持つて、市町村とあるいは都道府県と協力協働をしない限り無理ないしはとも困難だというふうに認識をしておりますので、ぜひしっかりと地方自治体との協力協働関係を築けるその中身をつくつていっていただきたいと要望をして、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○中山委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 これから一時間にわたりまして質問をさせていただきますと思ひます。

このたびの法案、次世代育成支援法、そして児童福祉法の改正ということですが、私は、前回にも引き続きまして、次世代育成の中で最もきめ細かな支援の要るケースを中心に質問をさせていただきますかと思ひます。具体的に言いますと、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、そしてまた児童相談所や市町村における児童虐待防止ネットワーク、それと最後に行動計画指針について、また、文部科学省さんにも来ていただいておりまして、高校中退の問題、そのことについても、最後になりますが、質問をさせていただきますかと思ひます。

そもそも、政治の役割というものを考えてみますと、やはり子供が安心してすくすくと育てる社会、また、人生の後半になられたお年寄りが、体が弱つても、痴呆症になられても、安心して長生きを喜べる社会、また、そういうお子さんの世

話をされる親御さんもしっかりとお仕事と子育てを両立できる社会、そういう社会をつくつていくことが政治の大きな目的であると思ひます。

そんな中で、最もそういう当たり前のことが難しいケースの一つが、虐待のケースやそういう家庭環境で非常に御苦労をされているケースだと思ひます。

そこで、まず最初に、また大臣に質問をさせていただきますが、前回の質問の続きになりますが、先週私は、この質問のために改めて母子生活支援施設に行つてまいりました。大臣に見てもらおうと思つてこの写真をちよつと撮らせてもらつてきたんですけれども、全国に三百ぐらいの母子生活支援施設というのがございまして、そこに約五千人の方が、五千人のお母さんとお子さん方が生活をしておられるわけがあります。

その中で、前回も質問しましたように、最近、お母さんが障害のあるケース、それで子供さんが障害のあるケースというのもふえております。そして、この写真にもありますように、これは小学生の子供たちと囲碁をやつてきたわけなんですけれども、この母子生活支援施設でも、虐待を受けて心のケアが非常に必要なケースというの年々ふえてきております。そんな中では、こういう一対一でじっくり指導員さんが向き合うケアというのが非常に重要になってくるわけなんです。

また、最近ふえてくるのは、未婚の母ということで、男性の方とつき合つて、それで子供が産まれたということがわかつたら男性がどこかに行つてしまつた、しかし、お母さんだけの力では育てることができない。また、そういうケースでは、お母さんが軽い知的障害であるケースや、知的障害とまでは認定されないけれどもボーダーラインのケース、そういう方々が、悪い言い方をすれば、男からだまされるというケースも非常にふえてきているわけなんです。

そういう中で、この母子生活支援施設の機能というのはますますこれから重要になってくると思ひます。

それで、大臣に最初に一つ、これは質問通告にもなかつたんですが、お伺いしたいんですけれども、そういうさまざまな問題が出てくる中で、お母さんが精神疾患、軽い知的障害、そういうケースや、あるいはお母さんが軽い知的障害あるいは身体障害、あるいはお母さんもお子さんも障害があるケース、裏返せば、そういうケースだからこそ施設入所が必要になってくるんですけれども、そういうケースがこれからふえてくると思うんです。そういう意味で困難なケースの母子を母子生活支援施設が受け入れるということに関しまして、坂口大臣、いかが思われますでしょうか。一般論でいいです。

○坂口国務大臣 山井議員にいつも母子施設、あるいはまた障害者の皆さん方に温かい心を寄せていただいて、私も感謝を申し上げる次第でございます。

今お話しになりましたように、母子生活支援施設におきまして、お子さんだけの問題もございまして、お子さんよりもむしろ、中には両親、中には片親どちらかという、そういう問題もございまして、また、そうした母子関係だけではなくて、そこに障害が加味されてきた、幾つもの形が存在するだろう、私もそれは当然あるだろうというふうにも思うわけでございます。そのときに、その皆さん方を障害者という立場から見ているのか、それとも障害者としてではなくて、母子家庭あるいはまたそれに類する父子家庭、そういう形で見ていくのか、あるいは両方の形で見ていくのか、いろいろな考え方があろうというふうに思います。現在、今お話しさせていただいておりますように、母子生活支援施設の方にお入りをいただいているというのは、現在の制度の中であれば、一番そこが順当なところではないかと私も率直に思うわけであります。

問題は、そのときにその皆さん方に対してどういう支援をするかという、こちらの、受ける側の体制の問題になるんだろうというふうに思います。今までは、そういうところまでは考えずに、

ただ家庭に置いておけないお子さんを何人預かるかとか、あるいはまたお母さんと御一緒に何人預かるかということだけを考えていた。いわゆる量的な問題を中心にして、どういう質の人をお預かりするかということまで、なかなか人的配置にいたしましてそこまでは行っていないんだらうというふうにも思っている次第であります。そういうふうになっていく次第であります。その状況によりましてどうするかということを考えていかなければならないというふうになっていくのではないかと思っております。

今後の問題でございますが、現状をひとつよく把握をさせていただきながら対応させていただきたいと思っております。

○山井委員 今、大臣から、障害のあるお母さんあるいはお父さんが母子生活支援施設に入られるのは、今の現状では順当なことだという御答弁をいただきました。私も、そのとおりだと思うんです。もしここに入ることができなくて、地域生活ができなかつたら、結局は、お母さんが障害者の施設に入るか、あるいはお父さんが障害者の施設に入るかということで、お母さんとお父さんがばらばらになってしまうわけです。これは国際家族年のモットーでもあります。精神でもあります。母子一体ということに反して、母子分離になってしまうわけです。

私もつくづく思うんですけれども、夫からの虐待、あるいは父親からの虐待で子供が苦しむ、それでお母さんと子供で逃げたけれども、お母さんも軽い障害を持っている、そういう意味では、これはダブルハンディキャップ、そしてトリプルの方をどうやって社会が支えていくのか。これは、子供には全く何の責任もないわけですから。やはりこれは社会の温かさというのが問われてくると思います。

そこで、現状の中では、私の聞いている範囲では、母子生活支援施設でも戸惑いがある。当然、障害のあるお母さんが入居されると、それこそマ

ンツーマンで対応しないとだめだから非常に大変だ。中には、DVの被害で、私の知っている方でも、ホテルに三日間監禁をされて夫から暴行を受けて、その後遺症で本当に数年たつても落ちつかない、そういう奥さんもおられるわけです。とにかく、そういう精神疾患や知的障害のあるお母さん、そして知的障害あるいは身体障害のあるお母さんを受け入れるときに、母子生活支援施設として、ただでさえ職員の数が多いわけですから、そういうケースは断られる施設も多いわけですね。これは、ある意味で責められない部分もあるかもしれません。

そこで、大臣にお願いしたいのは、もし厚生労働省さんが障害のあるお母さんや障害のあるお子さんも母子生活支援施設で受け入れるべきだ、母子を切り離さないために受け入れるべきだというお考え、あるいはお立場に立たれるならば、私は、額は幾らかわかりませんが、そういう障害者保護費の加算というものを入れるべきではないかと思っております。これについては、実は、児童養護施設とかほかの施設はあるんです。ところが、母子生活支援施設にはないんですね。これは今までの質問と多少重なるかもしれませんが、改めて、大臣、その障害者加算ということについて、いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 障害のある方や虐待を受けている方については、特に手厚い保護、指導が必要であるというふうに考えております。

母子生活支援施設についてですけれども、母子のいずれかに障害がある場合、あるいは両方に障害がある場合についてもそうですけれども、処遇が特に困難な母子が入所している母子生活支援施設については、実は、一定規模以上なんですけれども、三十世帯以上の施設の場合には、そういういた障害の方を受け入れる場合の非常勤職員を配置した場合は加算制度がございます。また、DVの被害者や虐待を受けたお子さんの心の傷をしっかりと専門家がやすということが大変大事なことというふうに思いますので、心理療法の担当職員も配置

をしていただいた場合には加算をするといった制度もございまして。

こういう制度も使っていた大きなながら、本当に重度で自立ができない方は別かもしれませんが、どうしても、そうでなければ、障害のある方、虐待を受けた方が、親子が分離されないで一つの施設で生活できるという母子生活支援施設の役割の大きさを、委員の御質問を聞いても改めて再認識をしているところでございます。

○山井委員 今の答弁、前回の坂口大臣の答弁と基本的には一緒なんですけれども、改めて申し上げますが、そういういわゆる既にあるわけですね。私が申し上げているのは、処遇困難ケースという一くくりではなくて、その中でも特に障害があるというケースはある意味でスペシャルなわけですから、その障害者児加算というものをぜひとも検討してほしいということです。今までもある処遇困難ケースとは別枠でぜひとも前向きな御検討をお願いしたいと思っております。

続けてもう一つ、母子生活支援施設についての質問なんです。大規模な施設というのはしっかりとっている反面、社会復帰ということと考えると、ちよつと地域社会とは距離があるというふうにも思います。そういう意味では、軽度なケースやもうそろそろ地域に復帰できるというふうなケースは、大きな施設ではなくて、厚生労働省さんが進めていられるようなサテライト施設、小規模分園施設というのがこれからますます必要になってくると思います。

前回の質問の続きになりますが、これは、運営費は出るんですけれども、いわゆるアパートの借り上げ代とか施設整備費とか、そういうものが出ないで、私も幾つもの施設に聞いたら、やりたいたとは思えませんが、運営費しか出ない、五、六世帯、例えばアパートの借り上げなり、そういうものに対する家賃なり、そういう住まいに対する補助が出ないので、なかなか採算が成り立たなくてできないということをおっしゃっていられます。

すので、サテライト施設、小規模施設の支援というところで、そういういわゆる施設整備、家賃補助的な面の補助というのを考えられないか。いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 早期に自立をできる方については、大規模な施設ではなくて、地域社会の中で小規模な施設で生活するということが望ましいというのには、先生のお考えに賛成でございます。

十五年度から、初めてでございますけれども、サテライト型母子生活支援施設の運営費の助成を始めたのは、そういう考え方に基づくものでございます。現行では運営費の補助だけでございまして、建物の関係はないわけでございますけれども、例えば地方自治体が建物を無償で貸与するとか、あるいは、新しくつくるというよりも、もう使われなくなった企業の社員寮を活用させていただくとか、少し大きな民間の家を借りていただくとか、そういうことを考えながら、とりあえず運営費の補助を始めたわけでございます。

施設整備などに対する国庫補助が必要かどうか、可能かどうか、十五年度から始めたばかりでございますが、実施状況を見ながら検討したいというふうに考えます。

○山井委員 検討していただくということで、ぜひともお願いしたいと思います。

特に大都市では、この母子生活支援施設も、ある意味では満杯状態で、DVなどで苦しむお母さんが子供を抱えて逃げ込んでくるケースも非常にふえているわけですから、ぜひともお願いをしたいと思います。

次に、児童養護施設について御質問をしたいと思います。

実は私も、恥ずかしながら、先日初めて児童養護施設に訪問をいたしました。ここは、今話しました母子生活支援施設と違いまして、御両親が何らかの事情で子供をもう育てることができないというところで、お子さんだけが入っていられるところでございます。

それで、坂口大臣、例えば、申し上げますと、

私の行ったところ、私は三カ所行ったんですけれども、そのうちの一つは四十世帯入っておられるんですけれども、なぜお子さんが入居されているかという、親が行方不明が五名、ところが、これもかわいそうな話で、最初は親御さんはいらっしゃったんです、ところが、施設に入れたらどこに行方不明になったかというケースとか、とんでもないですよ。

それとか、私が行ったときにも、施設が割と大騒動になって、どうされたんですかと言ったら、三年前に一歳の子供を置いていったお母さんが、何の前ぶれもなく、私がちょうどいるときに三年ぶりに登場して、子供を返してくれと言ってきたというわけですよ。そうしたら、施設としても、それは、返してくれはいけれども、ほんまに育てられるんかと。それと、育てる気があるんやったら、三年間どこで何していたんやと。それはまあそういうことになりますわね。当然、その男の子も、一歳のときに離れ離れになっているわけですから、お母さんですと来ても、それは、この人だれということになりますよ。

この一例を考えても、どれほど対応が大変かということとは想像を絶すると思えます。

私も聞いたんです。一歳や二歳のときに虐待を受けているんだしたら、お子さんは覚えていられないんじゃないですかと施設の職員さんに聞いたら、そんなことはない、頭では覚えていないけれども、体が覚えていて、火が怖い、水が怖い、いろいろなそういうことがあるわけですね。

それで、続けますと、行方不明が五名、虐待が十八人、養育能力欠如六名、この中には、やはり御両親がそういう障害があるケースもあると思えます。それと、養育意思欠如、育てる気がない、それと病氣二名、就労四名。

それで、例えば、この養育意思欠如なども虐待に入ると思うんですけれども、その結果、御飯をほとんど定期的には与えてなかった、カップラーメンぐらいしか与えてなかった。それとか、泣くこととか笑うことができないお子さんもいらっ

しゃって、赤ちゃんというのは、泣いたらだれか来てくれるから泣くわけですよ。ところが、泣いても一切ほったらかしということで、泣けない。感情表現ができないお子さん方がおられるわけです。

それで、この施設でも、お子さんたちの部屋の近所に当然食堂がありまして、そこはダイニングキッチンになってるんですね。養護施設で安定した食事を提供するのがまず最初のケアだということ、どうしてですかと言うと、三食安定して食べさせてもらっていないと。私なんかにはちよつと想像がつかないんですけれども、小学生の中にも、ここに来て初めて人間らしい生活をした、おふろも入れてもらったことがない、そういうケースもあつたりするわけです。そういう子供たちの心の傷をどうやっていくか。そのためには、例えば、こつとやっておいしものが一日に三回食べられる、それを一緒に、きょう何食べようと言いながら、メニューを考えて、料理する、そのこと自身が非常に重要なケアだということなんです。こういうふうなマンツーマンでお世話をすることが非常に必要になってくるわけです。

それで、現在、約五百五十カ所、三万人余りの児童がここに暮らしているわけなんですけれども、大臣、こういう現状について、一言、御感想というか、どうせなあかんということをやつと、まず最初にお聞かせいただければと思います。

○坂口国務大臣 お聞きをしますと、我々が想像をしております以上のことがいろいろ起こっている。せつかく子供を産んだのに、なぜそんなことになるのか、普通そう思うわけでございます。しかし、三食食べさせない、あるいはまたおふろにも全然入れないというような、普通考えられないようなことが起こっているということでございまして、そうしたお子さんがだんだんとふえてくるということ、これはいわゆる社会の中の基本的な形骸が何か崩れてきているというふうな思いに駆られて、何となく背筋が寒々とするような気がするわけでありまして。

基本的には、そうしたことがないような家庭をどう築いていくかということをやったり一方でやるべきでないでしよう。それは、障害がありますとか、そういう御家庭は、これはもう格別でございますから、もともと手を差し伸べなければならぬところでございましてけれども、そうではなくて、どこから見ても正常な家庭がやっていけそうに思える、そういう家庭の中で、さまざまなことが起こり、暴力だになったといったようなことになってくるということになれば、そこを一体、日本の国として、全体、中長期的な問題も含めて、何が欠乏して、何をどうやっていけばいいのかという基本的な問題をひとつ考えていかなきゃならないんだらうと思えます。

それから、今起こっておりますことに対してどう対応するか。これはもう起こっているわけでありまして、これに対して対応しないわけにはいかないわけでありまして。それは、昔も暴力だといったのはあつたんだろうとは思いますが、最近とみにそういう話が多くなってきたということも事実でございまして、そうした状況に対して、現在の施設といったものでそれが皆賄い切れるのかどうかといったことにもなつてまいりました。児童相談所等も、私も邪魔いたしましたけれども、毎年倍々ゲームでふえてきているというふうなお話をお聞きをいたしまして、大変なことになってきているという印象を私も持っているわけでございます。

それらの問題、今起こっております問題につきましては、これは正直なところ、予算措置の問題もあるわけでございまして、そう一朝一夕にいかない話でもございまして、現実がそういうふうであります以上、これは、予算がどうのこうのと言っておれない側面もあるわけでありまして、そうしたところをどのように対応していくか。だから、厚生労働省なら厚生労働省の中の予算の枠組み、それはいろいろありますけれども、今まで続けてきた延長線上で考えていたのでは少し対応し切れない事態になってきている可能性もある

わけでありまして、しっかりとその辺のところを考へていかないといけないという思いで、今聞かせていただいたところでございます。

○山井委員 お心のこもった答弁、ありがとうございます。

私も感じますのは、昔は御両親が病気で亡くなられたケースとかも多かったわけですね。そういうケースはまだある意味では簡単なわけですね。ところが、今は、親はいる、でもその親から虐待を受けたらしている。それと、私の知っているケースなんかでも、親と離れ離れになって里親に出されて、その里親から性的虐待を受けて逃げてきた女の子という子が先日私は出会ったわけなんです。そうしたら、何を信じて生きていきたいのか。また、そういう人間に対する不信をどうやって取り除いたらいいのか。そのために現場で頑張っている職員の方々の御苦労というのは、もうすごいものがあると思います。

そこで、三歳から高校三年生まで入居できるわけなんですけれども、やはり多くの児童が高校三年生までいる。裏返せば、途中で家族のもとに帰ることがなかなか難しいんです。大臣、このことについて、どうしていけばいいと思われませんか。理想は、高校三年生までいるというよりは、途中で親と仲直りというか、そんな簡単なものじゃないと思いますけれども、やはり家族の再統合という形になるのが理想だと思ふんですけれども、そのためにどういう取り組みが必要でしょうか。

○坂口国務大臣 専門的なことは局長からまた答弁してもらいたいと思います。

そういうお子さんの場合に、御本人もさることながら、家族の方に多分問題があるだろうと思ふんです。そのときに、そういう家庭の中に返しますと、またそのお子さんもとどおり悪くなってしまうわけですね。高等学校の三年生ぐらいになっておみえになったら大分違うだろうというふうには思いますが、小学校あたりの方で、子供さんが心の痛手から回復してきた、だからといって返したらいいかといえ、家庭の

方が回復をしていなければ、またもとどおりになつてしまうわけですね。だから、そこは非常に難しいわけで、両方を見ていかないとけない。

高校三年生のところまで成長をしておみえになって、いよいよこれから就職をされるという時期ですね。そういうふうな時期にまで成長しておみえになります場合には、ぜひこれは就職をしていただくなり、あるいはまた、最近のことです。いますから、優秀なお子さんで、普通であつてもそうですけれども、育英制度もあるわけですから、進学されるなり、それぞれの道をまた歩まれるというところの方が私はよろしいのではないかとこのように思っています。それは御家庭の状況次第、そこが回復しているかどうかということが大きな分かれ目ではないかという気がいたします。

○山井委員 もう大臣のおっしゃるとおりで、子供が幾ら元気になつても、肝心の親にちゃんとなつてもらわないと子供は帰れないわけなんです。

まさにそういう趣旨から、私は二つのポイントがあると思います。一つは、子供の方に対しては、やはり児童養護施設で職員の数をふやして、本当にきめ細かな、そういう心の傷をフォローできるような、そういうお世話をするということが一点。しかし、親に対する取り組みをしっかりとしないと、この問題は解決できないと思ふんです。

そこで、坂口大臣、今の点についてなんです。とにかくこれは子供には全く責任はないわけですから、先ほど予算の枠を超えてでも何とかせなアカンというところをおっしゃってくださいました。一つには、これは一九七六年の時点で改正されました。六対一、お子さん六人に対して職員一人。ところが、これは三交代でやっているわけですから、実際は二十四対一なんです。先ほどの料理を一緒にするとか囲碁を一緒にするとかしますけれども、やはり、一対二十四ではなかなか愛情が行き届きにくいというのがあると思ひます。そういう職員の配置をこの際おやすべきでは

ないかというところが一点。

それとともに、まさに今大臣おっしゃったように、児童養護施設に親のケアを担当する専門の職員を置く、そういうふうなことをしないと、今も親御さんへの多少のケアはもちろんやっておりますけれども、そういう専用の職員をしっかりと置くというふうな位置づけをしないと、結局高校三年生まで帰れないんじゃないかと思ふんです。そのような人員をふやすべきではないか。親御さんのケア、ある意味で加害性がある虐待の場合、そういうケアを担当する職員をしっかりと別個に置くべきではないか。この二点について、大臣いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 ここが一番難しいところですね。お気持ちにはもう十分わかるわけだし、我々もそういう思いには同感できるところがあるわけでありまして、状況からいいますと、なかなかそう簡単にはふえる状況にないわけでありまして。

それで、こうした児童養護施設あるいは先ほどお触れになりました母子支援施設にいたしまして、こうしたところには、施設も、中もしっかりとやっていかなきゃいけません。ここをバックアップをする体制というの私は大事だと思ふんです。それが、市町村の問題もございまして、それが、それが民間のレベルの問題も思うんですが、こういう施設、こういうところにおみえになる皆さん方のことを考えて、そしてバックアップをしようという体制がやはり必要じゃないかと思ひます。この施設の中の人員の問題もございまして、それを支援していただくようなバックアップの体制があれば、かなり施設の皆さん方の負担というものが減るというふうな思ふわけでございます。

ただし、そういうことが起こることを期待だけしてじっとしているというわけにはいかないと思ひます。ですから、そうしたことをどういうふうに進めていくかということについて、やはり施設の職員をうんとふやしていくということができないのであれば、これまでもある程度ふやして

てくることに努めてきたところでございますし、またこれからも努めていきたいというふうに思っておりますけれども、それが完全にできないというのであれば、そうしたバックアップ体制も含めてどうしていくかということをやはり考えていく時期に来ているのではないかとこのように私は思ひます。

○山井委員 一九七六年以来、この六対一という基準は二十七年間放置されているわけですね。御存じのように、介護保険を機に、お年寄りの方は、四対一だったのが三対一というふうなバックアップをしてきています。

では、二十七年間、養護施設の現状はどうなったのかというと、今のようないい虐待のケースや、親が精神疾患、知的障害があるケースもふえていきます。さらに、例えば最近不登校の児童なども来ているわけですね。親からの虐待で学校に行けなくなった。そうしたら、学校に行つて帰つてくる子供のお世話と、二十四時間、三百六十五日施設にいる子供の世話をどうするかでは手のかかり方が全然違うわけですね。

そういう意味では、心理療法の非常勤の職員の加算などいろいろな取り組みをしてくださつておりますけれども、ぜひともやはりそういうふうな、本当に大変なケースがふえているというところで、職員をふやすことが必要だと思つております。

次に、ふえている性的虐待の問題。これは、厚生労働省さんの資料を見ますと性的虐待がそれほどふえていないということになつていっているんですが、要は、これは表になかなか出ないわけなんです。でも、現場の職員さんから聞くと、非常に悪質でひどいケースがふえている。それは本当に大変だということなんです。人生の大きな大きな取り返しのつかない傷になるわけ、これをどう防止していくのか。罰則が甘過ぎるという声も現場で聞きました。どう防止するのか、それとともにどうやってケアをしていくのか、そ

のことに關してお考えをお聞きしたいと思ひます。

○岩田政府参考人 防止というのは本当に難しいことだと思ひますけれども、まずやらないといけないことは、いかに早期に発見するか、自分からは言い出しませんが、性的な虐待が疑われるサインをいかに見逃さずに早期に保護するかということが大事だと思ひます。

何人かの専門家とお話ししたことがございますけれども、児童虐待の中でも最も難しいのはこの性的な虐待であるというふうにお話を伺っておりますので、まず、そのサインを見逃さないためにどうすればいいとか、それから、その初期の対応、性的虐待があったということを初めて知ったときに、その知る立場に立つた大人はどういうふうにすればいいかということについて、厚生科学研究でも研究をいたしました。

学校でそれがわかったときはどうするか、幼稚園、保育所でわかったときはどうするか、病院であればどうするか、保健師さんが発見したときはどうするかというように、場面場面に応じて、性的虐待が疑われるサインというのはこういう形であらわれるとか、それがわかったときには、初期対応としてこういうことをやらないといけない、関係機関とこういう連携をとらないといけないといったようなガイドラインをつくっていただいたいと考えています。

こういうガイドラインも参考にしていただいて、保育所、幼稚園、学校、医療現場、そういうようなところが早期発見と適切な初期対応をするということ、そのために、まず関係職員のことについて研修と、連携のための仕組み、ネットワークだと思ひます。

それから、発見されたお子さんの保護とその後ケアも大変専門性が必要とございまして、一つは、情緒障害児短期治療施設というのがあります。通所でも可能ですし、入所も可能なんですけれども、そういったところで専門的な治療を受けるとか、児童養護施設に入所をさせるとき

にも、特に、個別対応職員をつけるとか、心理療法士、精神科医に治療をお願いするとかといったような専門的なケアをしながら、本当にその子が安全感、安心感を取り戻すというのは、そこにたどり着くまでに大変な専門的なケアが必要というふうな伺っております。非常に深刻な重要な問題であるということで、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○山井委員 今おっしゃった安心感ということで、性的虐待を受けたある女の子も、施設に入ってきて、二時間おふろに入ってから出てこなかった。ゆっくりおふろに入れたことが生まれて初めてだといつて、二時間おふろに入らずと連日入つていられるという話も聞きました。結局、その彼女もその後不登校になってしまったわけなんですけれども、こういう本当に大変な、困難なケースがふえてくる。ところが、現場は、職員の数がもう手いっぱいだから、どっちかという、軽い人なら受けるけれども、困難な人はもう無理だということにどうしてもなりがちなんです。

そこで、ちよつと聞きづらいことなんですけれども、欧米先進国の児童養護施設の人員配置基準、これは諸外国はどうでしょうか、いかがですか。○岩田政府参考人 実は、把握できておりません。恥ずかしい答弁をしなくちゃいけないんですけれども。

それで、欧米の要保護児童対策がどうなっているかということについての概略はわかつているつもりでございまして、大型の児童養護施設に子供を預かるのではなくて、まず、できれば里親、そこで家庭的な環境で育てようということ優先しているようございまして。また、施設に入所してお預かりする場合でも、大型の施設ではなくて、グループホーム的なところでお預かりをしているというふうな聞いておりますので、大型の児童養護施設もないことにはないと思ひますので、最低基準もあると思ひますが、まだそこまで勉強してなくて、大変申しわけない答弁になります。

○山井委員 私も、老人福祉の研究をずっとやっ

てきまして、今はやはりイロハです。諸外国ではどうなっているのかといううなことは、ぜひとも調査してもらつて、また近いうちに調査結果を教えていただきたいと思います。

それで、では、これからどうしていくかということで、一つは、ショートステイというところも私行かせてもらひまして、全国二百五十カ所、例えば週末だけお子さんを預かるというケースで、全国で約三万人がこういうショートステイを利用されております。これは、その小学生の方々が泊まる部屋なんですけれども。

大臣も、こういうのを見ると、ショートステイというのは、お年寄りには聞いたことがあるけれども、子供もあるのかというふうに、もしかしたら思われるかもしれませんが、要は、月から金までは、お母さんも働いていられて、晩だけ子供と顔を合はす、学童保育とか行つていて、ところが、週末、二十四時間顔を合はせていると、どうしてもしらしてきて殴つてしまふ、そういうふうなケースなんです。

こういうふうなショートステイの施設、現在全国で約二百五十カ所、約三万人が利用しているといふことなんですけれども、いい取り組みだと思ふんですけれども、ぜひとも、こういうものに対する補助もふやして、数もふやすべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 私も、児童養護施設がショートステイという形でお子さんを受け入れていただく事業は拡充したいというふうな考えております。十三年度は二百四十九の市町村で実施していただきました。前年度と比べて二割ぐらい実施市町村がふえているので、大変喜んでるところでございます。

昨年の児童福祉法などの改正によりまして、この事業を強化するために幾つかのことをやりました。一つは、この事業を児童福祉法に第二種の社会福祉事業という位置づけをさせていただきまして、また、国庫の負担率を、従来三分の一だったんですけれども、これを二分の一に引き上げると

いうことをやりました。

また、従来は、親が病気で仕事で子供の養育ができないという場合にその利用の目的が限られておりましたけれども、今年度から新たに、育児不安ですとか看病疲れといったような親の身体的あるいは精神的な負担ということも利用できる理由の中に追加をいたしまして、もっと多くの方が利用していただけるようにしてまいりたいと思ひます。

○山井委員 やはり私、このショートステイというのは非常に効果があると思ひます。例えば、児童養護施設から引き取つて、また虐待してしまつたというケースもあるわけですから、そういうときには、しんどくなつたらまた週末だけ預けてくれたらいいというような、そういうショートステイがあったり、あるいは、ショートステイに預ける段階で、ショートステイの職員さんがお母さんの、それこそ育て方の相談に乗るとか、やはりこういう使いやすいい制度というのは非常に重要だと思ひます。

続きまして、先ほど岩田局長からも答弁がありました、私もちよつとショックを受けたのは、欧米では大規模な施設は、そもそも児童養護施設は余りないといふことなんです。社会復帰というものを目標とするならば、やはり家庭のところで住んでもらうというのがこれからの流れであると思ひます。

もちろん、今の大規模施設、日本で必要であつて、今までも素晴らしいお仕事をされているといふことはそのとおりでありますけれども、これからふやしていく場合には、そういう大規模施設を中心としたサテライトで、先ほど岩田局長もおっしゃったグループホームのような小規模のホーム、小規模児童養護施設をふやしていくべきだと思ひます。

これについても私も行つてきましたが、本当に普通の家です。それはやはり、子供にとつての安心感、安定感というのはこつちの方がいいです。ここを営営されている人も、もう子供にとつ

○山井委員 今、そんな家庭に金払う必要はないという意見も場内から出ておりましたが、私が申し上げたいのは、これは、子供には何の責任もないということなんです。それは、親は私もおかしいと思います。でも、子供はその家庭に生まれてきたわけではないですから、これはやはり社会の責任としてしっかりとやっていかねばならないと思います。

では次に、児童相談所のこと。

ちよつと時間も限られてきましたので急ぎますが、児童相談所、もちろんこういう虐待問題や子育て支援の一つの核でありますけれども、私もいろいろ知合いの相談所に聞いてみると、先ほど答弁にもありましたように、倍々ゲームのように虐待の相談件数もふえている、それも困難ケースがふえているということで、そこで一つに質問を絞りますと、やはり、私の知合いの保育所の先生とかに聞いたら、児童相談所に相談してもあかん、抱えてはる件数が多過ぎて丁寧に相談に乗っててもらえない、本当に当てにならぬという声が出てきていますし、また、私の知合いの相談所では、去年、三人、過労で、相談に乗るケースワーカーが倒れてしまったというふうになるわけですね。それで、かつ、親からは、子供を虐待だといって取り上げたら、何で子供をとるんやとおどしも来るといふことで、非常に厳しい仕事だと言われています。

そこで大臣に質問なんです、だれもが相談所のケースワーカーさんは人手が少なく苦しいというのとは認める場所です、やはりこの人手をふやすということ、もう一つは、子供を引き離した職員が親のところへ行っても、子供を返せと、けんかになるわけですから、やはり親をケアする専門の職員というのを別個に配置すべきではないか、この二点について、大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 ここは、十分とはなかなか言えませんけれども、しかし、だんだんと職員の増員

も実はしてきているところでございます。対象の数が、お子さんの数がふえてきていますから、これをふやしましてはなかなか、イタチごっこになつていくわけでございますが、かなりふやしてまいっておりますし、これからこのことはよく目をかけていかなければならないというふうに思っております。

それから、専門の方を嘱託というお話でございます、これは嘱託でそういう皆さん方はたくさんおみえでございますので、御理解をいただいで、できるだけ御協力をいただけるような体制をつくり上げていきたいと思っております。

○山井委員 ぜひともこの児童相談所の職員さんをふやすことをお願いしたいと思っております。現場の方は本当に大変な状況であります。現場の方に、虐待防止ネットワーク、現在何百か立ち上がっておりますけれども、こういうものもふやすべきだと思っております、それとともに、ネットワークをつくつてもその受け皿が必要なんですから、そのことについて、とにかく大臣にだけ聞きますので、市町村の虐待防止ネットワークを今後どうやっていくか、大まかでお答えいただければと思います。

○坂口国務大臣 虐待の背景は、もう本当に、先ほどからおっしゃいますようにさまざまな背景がございまして、多岐にわたっておりますことから、児童虐待を防止してすべての児童の健全な心身の成長、自立を促していく、そういう立場から、福祉関係者のみならず、これは医療それから保健、教育、警察など、そうした地域での幅広い連携をして、そして皆さん方の育成に努めていかなければならないというふうに思っております。その連携をいかにするかということが非常に大事な一つのポイントだと思っております。

平成十四年の六月現在、児童虐待防止の機能を持つております市町村域でのネットワークの施設数は七百二十カ所ということになっておりまして、計画中のものを含めますと千二十五カ所というふうに大分ふえてきていることも事実でございます。

す。これはありがたいことだというふうに私たちも感謝をしている次第でございますが、今後、全市町村に虐待防止ネットワークの設置を進めていきたいと思ひますし、そのネットワーク化を、機能十分できるようにしていかなければいけないというふうに思っている次第でございます。

○山井委員 ちよつと時間が迫つてきましたので早くでいきますが、要は、虐待の問題に関しては子供とともに親もセットでしっかりと研修とか教育を受けたいのだと思ひます。その意味で、母子生活支援施設も、例えば意欲のある母子生活支援施設で一週間なり一カ月部屋があいていゝならば、このままでは虐待をしそうだというふうなお母さんとお子さんをセットで預かる、そういうふうなことを母子生活支援施設にも機能として持たせてみる、そのようなことについて、大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 母子支援センターの方も、それはいろいろお忙しいでしょうから、そこまでなかなか受けていただくかどうかという問題もございまして、そういう方もお受けをいただいで、そして、軽いうちに心のケアもしていただけるといふようなところがあれば大変ありがたいと思ひますし、どういふ問題でもそうでございますけれども、初期の段階で早期にケアを行うということが本当に一番大事だといふふうに思っておりますから、そうしたことも心がけていかなければならないと思ひます。

○山井委員 大臣にもう一つ。

今回、このような行動計画の中で、水島議員の話にもつながるのですけれども、ぜひともこういう虐待された子供や、あるいは一人親世帯の子供の支援ということもこういう行動計画の中に入れていただきたいと思ひますし、それで、一つお願いなんですけれども、ぜひとも、今までも行かれていゝと思ひますが、これを機に子育て支援に力を入れるという意味でも、児童養護施設にまた一度行つていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 児童相談所等にはお邪魔をさせていただいておりますが、きょう写真を拝見いたしましたような、そういうさまざまな施設に行っているかと言われますと、そこまでは私もようお邪魔をいたしておりますので、幾つか選択をさせていただきまして、そしてお邪魔させていただきます。

○山井委員 時間でありましたが、文部科学省さんに一問だけ、せつかく来ていただきましたので、最後に聞かせてもらいます。

この子育て支援の中で、一つ違った面から今問題になっているのが、高校中退の増加であります。御主人が失業される、そのことなどで夫婦間が悪くなつて、例えば離婚される。そんなことで、私学の高校から中退をせざるを得ない。そういうケースが本当に最近日本じゅうにふえております。やはり、そこで高校をやめてお母ちゃんを支えるために働くわといったときに、お母さんも、あんな高校ぐらゐは出えと言ひ切れないぐらゐ、またお母さんもなかなかいい仕事が見つかったり収入を得ることができない。かつ、じゃ、それだったら離婚のときに養育費をもらつたらいいじゃないかといつても、実際、今非常にこういう不況の中で養育費を払えない御主人も多いわけです。そういう中で、端的に質問申し上げますけれども、高校中退の増加の実態と、奨学金の高校、大学を含めた拡充、これについて、文部科学省さん、お待たせして済みませんでした、よろしくお願ひします。

○木谷政府参考人 お答え申し上げます。

まず、最近の高校中途退学者数の現状でございますが、平成十三年年度の公私立高等学校の中途退学者数は十萬五千人で、平成十二年度に比べて約四千人減少をいたしております。高等学校中途退学者数の高等学校在籍者数に占める割合は二・六%でございます、ここ数年横ばいとなつていゝというところでございます。

ただ、この中途退学の理由の中には、経済的理由というものが当然にあるわけでございます。

女両性においてまずはおつていただく、そして同時にこの病児保育という問題についてもお考えいただくということが必要かと思いますが、その点については大臣はどうお考えでしょうか。

○坂口国務大臣　子供の看護のための休暇につきましては、平成十三年の育児・介護休業法の改正によりまして、事業主の努力義務とされたところでございます。さらに、本年三月におきましては、次世代育成支援に関する当面の取組方針におきまして、その普及率についても目標値を設定したところでございます。今後とも、次世代育成支援対策推進法案に基づきます事業主行動計画の策定などを通じまして、その導入を促進してまいりたいというふうに考えております。

なお、育児休業制度等の見直しにつきましては、

本年四月に労働政策審議会におきまして検討を開始したところでありますが、厚生労働省といたしましても、同審議会での検討に当たりまして、先生御指摘の点も踏まえて、制度の普及状況を勘案しながら検討を行っていただきたいと考えております。その結論を受けて、育児休業制度等がより利用しやすい仕組みとなるように努めてまいりたいと思います。

○五島委員　確かにまだ普及状況は非常に低い、とりわけ病児介護の休暇制度というものは、事業

主に対する努力義務として課せられているということすら事業主も労働者もまだ知らないというふうな実態が数多くございます。こうしたことについても、この努力義務というものが社会全体の中できつちりと認識できるように、そしてそのことが労使の間において話し合われていく、そして普及をしていくという過程を一刻も早くつくっていただき、この努力義務というものが具体的な制度として確立されるべきだということに考えております。その意味におきまして、努力義務とされて

いるこのものにつきまして、厚労省としても一段とこのことに関する事業主並びに労働者に対する啓発というものを願いたいというふうに考えます。

さらに、もう一つ大きな問題がございます。先日、労基法の当委員会における採決に際しまして、委員会は決議をつけました。その中に、いわゆる有期労働やパート労働など、雇用の形態の違いに対する均等待遇ということが附帯決議の中に盛り込まれています。

既にこの委員会でも大臣からも御指摘ございましたし、委員会でも多くの委員が指摘しましたように、今日、有期労働やパート労働あるいは派遣、さまざまな形で労働形態がふえてまいりまして、逆に問題になるくらい常用労働者というものの数が減ってきています。それだけに、こうした今の複雑な、あるいはいわゆる従来型の常用労働者でない労働者に対してこの制度をどのように普及していくかということが、現実には次世代の育成ということを考えた場合、極めて重要な問題になってくるというふうに考えます。

現在、育児・介護休業法においては、育児休暇は、いわゆる期間を定めている有期労働者やパート労働者には適用がございません。そういう意味におきましては、ぜひその方々に対しても、この育児に関する、あるいは育児に対するそうした均等待遇というものを進める必要があると考えるわけでございますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 育児・介護休業法におきましては、育児休業は、期間を定めて雇用される者には適用がないものの、時間外労働それから深夜業の制限、勤務時間の短縮等の措置や子の看護のための休暇の措置は、期間を定めて雇用される者についても、期間の定めのない労働者と同様に適用されております。また、パート労働者でありまして、期間の定めのない契約の場合には育児休業も適用されるものであり、これらの点については今後とも十分周知してまいりたいと思います。

さらに、現在、労働政策審議会におきまして検討を行っております育児休業制度等の見直しに当たりましては、国会でのこれまでの御議論も踏まえて幅広く検討を行っていただし、そして、この

結論を受けて、育児休業制度等がより利用しやすい仕組みとなるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○五島委員 この問題は大事でございます。少子化社会対策基本法の審議の中におきましても既に指摘がございまして、厚生労働省からも御回答いただきましたが、今日、公務員労働者における育児休業の取得率は二十数%、そして民間労働者の取得率は一二%強というふうな状態。さらに、この民間労働者の中で期間の定めのない労働者、いわゆる常用労働者とパート労働者の間における取得率というものは、まだデータは出されておきませんが、その辺を見ていきますと、若年の労働者も今非常にパート労働としてふえているわけですが、有給休暇の取得率というものは、制度として期限の定めがない場合は認められるといつても、実際の取得率は非常に低いものだといふふうに想定されます。

そういう意味では、これは労使の問題という以上に、次世代をどういうふうな育成していくかという大事な問題でございますので、今大臣が御指摘になりましたように、この労働政策審議会におきまして、そうした資料に基づきましてぜひ検討し、そして、具体的な方針として制度上確立をしていただきたいというふうに考えます。きょうは余り私時間がございませんので、そういうことをあわせて今大臣の御答弁に重ねた形で御要望申し上げさせていただきます。最後にもう一つ、次の問題に移らせていただきます。

育児期間中にありましては、男女とも当然育児に責任を持つということが必要でございます。そして、育児・介護休業法の第十七条には、小学校就学時に達するまでの子供を扶養する労働者が請求した場合は、いわゆる残業に関して、一定の制限時間を超えて労働時間を延長してはならないというふうになっておりますし、また、第二十六条には、事業主は、育児を行う労働者に対して、就業場所の変更を伴う配置転換については、当該労働者の育児等の状況に配慮しなければならぬこ

とになっております。

事実、この育児期間中における長時間残業、あるいはこの育児期間中における男女それぞれの遠距離への配置転換というものは、育児において非常に大きな困難をもたらしますし、また、そのことが男女の共同作業としての育児を困難にしていることは言うまでもありません。こうしたことを廃止させるために、より一層の努力が必要であるだろうというふうに思われるわけです。

現在の育児・介護休業法の中にも、これもまた努力規定でございますが、これが本当に守られるように、また、単に残業時間だけでなく、これがいわゆるサービス残業あるいは裁量労働のもとでそうしたことが起こらないように、ぜひ具体的に実施をしていただかなければいけないと考えておりますが、この問題に対する政府の努力についてどのようにされるおつもりか、お伺いしたいと思います。

〔委員長退席、宮腰委員長代理着席〕

○坂口国務大臣 育児・介護休業法第十七条におきましては、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合には、事業主は、一定の制限時間を超えて労働時間を延長してはならないとしております。また、同法の第二十六条におきましては、事業主は、育児等を行う労働者について、就業場所の変更を伴う配置の変更を行う場合には、当該労働者の育児等の状況に配慮しなければならぬこととしたしております。

これらの制度は平成十三年の改正により盛り込まれたものでございますが、その実効を確保するために、引き続きまして制度の周知徹底を図りますとともに、事業主に対する助言指導をさらに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○五島委員 ありがとうございます。今、大変企業も経営が厳しく、そして失業が増加している中で、この事業主とそれから労働者との直接的なわかり合いに係る点については、現

場においては、実体社会においてははなはだろにされやすい問題を持っています。しかし、子育てをされる、あるいは乳幼児あるいは小さなお子さんをお持ちの男女にとりまして、このあたりの問題がどのように整備されるかということが、現実問題として次世代育成の出発点とも言える重要な問題になると思います。

そういう意味では、今大臣が、そのすべてについて前向きな御回答をいただいたわけでございますが、ぜひこの育児休業法の見直しに関して、労働政策審議会等における十分な検討あるいはいわゆる努力規定となっている項目についての啓蒙啓発、周知徹底という努力を一層お願い申し上げます。私の質問を終わります。

○宮腰委員長代理 次に、武山百合子君。

○武山委員 自由党の武山百合子です。先週の日曜日の続きの議論をしたと思います。

先週、私は、やはり私たちは、私自身の話ですけども、かつては、結婚をして子供を持ち、子供を家庭で育てるというのをじかに味わってきたものですから、こうした家庭のあり方、すなわち、若者に対して、人生の先輩として普遍的な家庭のあり方というものを私たちが若い世代にきちっと示す、そういう責任が我々大人はあるのではないかと。それからまた、このような家庭のあり方に関する議論、これが本当にあったのかなかったのか、この法案では余りよく見えてこない。そして、予算をつけてもこの少子化の問題は解決しないと思うんですね。

こうした議論を深めるとともに、やはり結婚や子育てというもののイメージを若者にきちっと発信すべきじゃないかと思っておりますけれども、この点について副大臣の感想を述べていただきたいと思っております。

○木村副大臣 私武山先生のおっしゃることに非常に共鳴を覚える次第でございます。やはり今の風潮といいますかそういう中に、本当に何か背骨になるようなものがないんですね。そして、そこをやはりしっかりと、本当に言っている土台、

まず土台が何か。そこは、おっしゃられるように、家族であり家庭がまず土台になっている。そして、その中で人間がやはり幸せというものを追求していかなくはない、こういうふうに感じるわけでございます。

それで、ではその家庭や家族を築くにはまず結婚をしていかなきゃいけないんですけれども、その段階がまず非常に難しいのが今の状況になっているんじゃないか。

昔は、やはり仲人さんというのが至る地域、至るところでいたんですね。そして、あそこにいる坊ちゃんがいる、あそこにいるお嬢ちゃんがいるとかいって、それで二人を会わせて、なかなか意思の疎通ができないところを仲人さんが上手に説得しながら、また人生の話をしながら、そして二人の気持ちを深め合せて結婚をさせる。そして、家庭を築かせる。それで、そういう中で、そういう仲人になった方がまたその二人に対していろいろな相談に乗っていく。そういう中から、恐らく、子供も生まれ、そして家庭も築くときにいろいろな悩み事が出てくる。その仲人さんも含めて大勢の方々が、家族をバックアップで支えながらも、やはりしっかりとした家庭を築くために出てきた。

そしてまた、昔は核家族じゃありませんでしたから、兄弟もたくさんいれば、もちろん親も健在で、そういう中でしっかりとした家庭の形成ができてきたんだと思うんですけれども、昨今はどうしてもやはり少子化、一人っ子。そして、それが、子供がもう親の世代になっているわけでございます。よく言われる、例えば戦後、戦争を知らない子供たちという話がありましたけれども、もう戦争を知らない大人たちになった。それで、若い人たちは子育てを知らない。その子育ても、親の方が子育てを知らないというふうな場面も出てきたわけでありまして。

そういう中で、やはり先生がおっしゃるような原点に戻ることの大切さは重要で、今回もこれは真剣に議論されたと思うんです。ただし、この法

案の中では、そこは役所としてそこまで果たして踏み込めるものだろうかというふうな意見は一方であるのは事実でございます。それは法案の過程の中で、余り家庭の奥深くまで突っ込むことはできないけれども、少なくともやはり責任の第一番は両親や家庭にあるというふうなところは文章として入っているわけでありまして。

そういうことも踏まえまして、おっしゃるとおり、家族や家庭、その重要さというのをこれからどうやって打ち立てていくかという場合に、私はここでもう一度考えなきゃいけないのは、やはり教育の問題も非常にあるな、こう思ってたらない次第でございます。どうしても今までの教育というものがそういう場面、小学校、中学校、高等学校、大学にいう間も、やはり受験競争に追われ、目先の点数だけをとりことによって、本当に人生とは何か、人生の喜びとは何か、幸せとは何か、そういうような議論を十分に、議論とかかそういうのを学ぶ機会がなく、そのままいつてしまった。

前は、その中で、では自分で勉強したらいいじゃないかと、確かに多くの書物に接したり何かしている場面があつて、そういうのを考えさせられる場面が、自分自身で自問をする場面があつただろうと思うんです。ところが、昨今はどうも新しいメディアに追われて、そういうふうな本当に深いところでの自分の幸せや哲学的なものを見詰め直していく機会が今の若い人たちにどうしても薄められていくのではないかな、そんなような気がいたしてならないわけでございます。ここはやはり根本的なところをもう一度我々が見詰め直す必要があるのではないかな、こんなふうに思っているような次第でございます。

○武山委員 この法案で、まず柱が見えてこない、これはやはり根本の柱がきちつと示されていないというところが大きな問題であると思うんですね。これはやはり、正々堂々と我々が若い世代に対して示せる責任だと思ふんです。これはしっかりと考えていただきたいと思ふいます。

それから、これまで政府は少子化対策ということで、基本方針の策定、エンゼルプランの策定、育児・介護休業法の改正等、さまざまな施策を行ってきたけれども、その行ってきた結果に対して、少子化に対して歯どめがかかったかと思うと、全然かかっていない状況だと思ふんです。

それで、今、子育て後に再び職を得たいという人が大変多い。それで、支援することは大変私も賛成ですけれども、待機児童ゼロ作戦のように、今若い人に聞きますと、まず根本的に家庭で自分が見るといいう前に、ファッションのように外で働きたがっているという人もかなりの数が現実にいる。ですから、ファッションのように働きたいと思っている人を支援している予算でもあるわけですよ。ですから、少子化に歯どめがかかっていないところもあるわけなんです。

ですから、こういうものに対して環境を整備するというのは大変いいことですが、このエンゼルプラン、いわゆる育児・介護休業法の改正等々行つても、その数値というものは、本当に目に見えて数字が上がっているかというと、そうでもない。これは何が原因なんでしょうか。今までの歯どめがいろいろな政策を打つてきて、なぜ少子化に歯どめがかからなかったんでしょうか。

○木村副大臣 先ほどちょっと申し上げたんですけれども、少子化に歯どめのかからない原因、もちろんいろいろあるんですが、私は、先ほど申し上げたので一番のポイントが、まず最初の原点に戻りますと、若い人たちが結婚をしない、また結婚するにしても非常に晩婚化が進んでいる、これが非常に大きな原因の一つであらう、こう思っているわけでありまして。

それに対してはいろいろな理由がありまして、もちろん育児の不安もあります。今自分は仕事に打ち込んでいる、この仕事をこのまま続けたいという方もおられるかもしれません。いろいろな皆さん方の思いの中で、結婚をしないとか結婚をしても遅い、晩婚になってしまつとか、そういう場

面もあるのではないかと、こう思うわけがあります。ですから、そこを何かいい方法がないかというのを、ただし、そこがまた逆に、そこまで厚生労働省が法案をつくつて踏み込めるのか、これはやはり議論がたくさんあるところではないかな、こう思うわけでありまして、それは法律でもって結婚しろとかいうような法律を考えていいわけじゃないか。

それからすると、武山先生も私もそうなんです、政治家として、法律をつくることだけではなくて、やはりそういう新たな意識、日本の国民の皆さんの、若い人たちの意識を、流れを変えていく必要があるのではないかなと。そこに踏み込んでいかないと、今の結婚しない、あるいは結婚しても、なかなか結婚しない晩婚化の流れというものが、先生が言つたような目に見えた数値であらわれてくるのは相当時間がかかるのではないかな、私はこう思えてならない次第でございます。その辺の意識改革をこれからできるかどうか、これは政治家としてお互いに取り組んでいかなくはない問題だと思つております。

○武山委員 そのお互いに取り組んでいかなくはないことはもちろんですけれども、政権与党の責任というのはいかなる、九九%政権与党の責任だと思ふいます。

それで、少子化は三十年前から指摘されてきている問題なんです。これはもう行政の対応のおくれ、危機管理の不足の結果、総合的に悪影響がたたくさん出たということですね。受験体制をつくつて、勉強だけをすればいい、お子さんが大きくなつたらいい高校に入り、いい大学に入って、いい会社に入社してもらいたいという家庭の願い、そういうものも全部作用して、今のような社会になつていくわけですね。

それで、中身の問題に入りますけれども、この法案の中で、事業主に行動計画の策定を義務づけるということが今回の大きな内容の一つとなっております。

この中で、先ほど五島先生も御質問されていた

と思いますけれども、有期の雇用者が適用除外になつてこの今の現状では、結局は追認するだけで、意味を持っていないと思います。それで、育児・介護休業法も改正して、有期雇用者も育児休業がとれるようにすべきだと思いますけれども、また先ほど御質問が出たかどうか、私、途中で来たものですから、ダブルで同じ質問でしたら申しわけないんですけれども、それに対してお答えいただきたいと思っています。

○木村副大臣 先生御指摘のように、育児・介護休業等の法律によりまして、第二条で、「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」となつておりまして、育児休業は、「労働者」と書いてありまして、「日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。」となつておるんです。確かにこのとおりでございます、期間を定めて雇用される者は、今、適用の対象外になつておるわけでございます。

今まで、確かに有期雇用というのは一年間がある意味で原則でございましたから、その一年間のうちに育児・介護休業をとられてしまつたのでは、まさにこの有期雇用の役割というものと非常に相矛盾するものになつてしまつてわけでありまして、この方々が、今度これが三年になるわけですし、中には更新をされている人たちがいるわけですね。だから、そういう人たちがこれからどういふようになつていくのだろうかというの、やはりこれは皆さんにそろそろ考えてもらわなきゃいけないときになるのかな、このように思つておるわけでございます。

育児休業制度等の見直しにつきましては、本年四月に労働政策審議会において検討を開始したところでございますし、同審議会におきまして、この委員会での御議論を踏まえまして幅広く検討をさせていただいて、その結論を受けて、育児休業制度がより利用しやすい仕組みになるように努めてまいりたいな、このように思つておるような次第でございます。

○武山委員 今のお答えは省庁を代表した答えですよ。人が書いた文章を読むような、そういう副大臣の態度はとらないでいただきたい。あなたの言葉で言つていただきたいと思う。私は政治家ですの、あなたと議論して方向性を定めるといふ、政治主導にしたいという思いで質問しているわけですから、省庁の書いた言葉のとおりになんか答えるなんというの、本心に心外でございます。

それで、今度、労基法でいわゆる期間が延長になりますね。その期間の延長に対して、一年ではなくなるわけですから、一年とる方もいれば、一年ではない、期間が長くなるわけですから、そういう方々のいわゆる有期の雇用者もやはり入れるべきじゃないかと思つておるけれども、あなたの答えは、副大臣の答えは、審議会で議論をしてなん、また人に丸投げして、私、また同じことを批判、よい批判をしなればいけないんですけれども、審議会にまた丸投げしてそれを持ってなん、そんな悠長なことを言つておるから少子化に歯止めがかからないんですよ。国がきちつと方向性を示さないからなんです。

それで、ぜひこの有期雇用の人も育児休業がとれるように、いろいろな多様な働き方を認めたいという労基法の改正だつたわけですね、派遣法も。それでしたら、有期雇用の方も、これから期間延長される、一年から三年、そういうふうにして長くなる方も含めて育児休業がとれるようにするのは、私は当たり前なことだと思ふんですよ、みんな機会が均等であるという方向にもう流れておるわけですから。

ですから、この件に対してそんな悠長なことを言つておるから少子化に歯止めがかからなくて、この法律も、次世代支援対策といつたつて、また言葉だけ走つておるだけで、何の成果も上がらないと思つておるんですよ、そんなことをおっしゃつていまして。堂々と自分の言葉で語れないといふところに一番問題があるわけですよ。ですから、ぜひ有期雇用も育児休業がとれるように、請求したらすぐとれる、そのぐらいの危機意識がないといけ

ないと思います。

この件については、私は、厚生労働大臣にお答えいただきたいと思つておる。

○坂口国務大臣 副大臣に答えてもらふと思つておる。じつと聞いておりましたら、私の方にちようだい

をいたしまして恐縮でございます。

有期の問題を議論いたしましたときにも、私は参議院でも御答弁を申し上げたわけでございますが、有期であれ派遣業であれ、大局的な立場で申し上げますならば、これは常用の労働者とは何らその権利義務、そうしたものは異なるものではない、やはり同一の立場で考えていくべきだ、こういうふうにしておる次第でございます。

しかし、大局的な立場をとりながら、その中で、有期とあるいはまた派遣とそしてまた常用と若干違ふところもあるわけでありまして、そうしたことをどのようにこれからより具体的に考えていくかといふことをしなればいけないといふふう

に思つておるんですが、まとめて申し上げれば、ひとつそこに差がないようにしていくというのが大前提、そちらの目的に向かつて進むということが大事といふふうに思つておる。

○武山委員 差がないといふお言葉をいただきましたけれども、言葉だけで終わらそうです、私はもう一言つけ加えさせていただきます。

まず、有期雇用契約者にも育児休業をとらせることをきちつと明記すべきだと思います。それから、事業主が行動計画に必ずこれを盛り込むよう事業主を強く指導する、やはりそこまでしないとだめだと思ふんですよ。

相変わらず、日本は言葉だけ走つておる。中身が、実効性が伴つていない。もうずつと少子化対策とやつていたつて、実際は歯止めがかからないのが現状ですから。次世代育成支援対策とまた

いって、言葉だけなわけですから。国は、結局、ことしと来年にかけて方針を決めて、それから十年かけて個別法でやっていくといふことですが、そんな悠長なことを言つて

いられないと思つておる。三十年前にこういうことを始めていたら、かなりの変化があつたと思つてもいいけれども、今ごろですからね。もう本当にどうしようもない状態になつて、今やつと、今から方針を立てていふような状態ですから、必ずこれは今お話ししたことを、ぜひ事業主を強く指導していただきたいといふことをつけ加えさせていただきます。

それから、保育サービスを充実することは、本来働く必要がない女性が働きに出るということにもつながつていふという面もあるわけなんです。何しろファッションのように外に出ていく。保育サービスは確かに大切ですが、子育てはやはり家庭が行うといふ基本を忘れてはいけないと思ふんですよ。

それで、在宅で子供を育てる家庭に対するそういう優遇措置、この法案ですと、環境をつくる、それから子育てで悩んでいる人たちの相談をする、外に外に全部手を、全部外に丸投げしてあるわけですね。中で自分たちで努力してやるという議論は、家庭が基本なんですけれども、この家庭で努力してやるという議論はほとんど見えてこない。ですから、こういう在宅で子育てをする家庭に対する何か優遇措置をやはり考えるべきじゃないか。

これですと、今、対策を考えるのは、外で全部やるわけですね。外に預けた場合、外で相談する、外で見てもらう、全部外なわけですね。子育てというのは家庭が基本なものですから、では在宅で子育てしている人は何だといふことになると思ふんですよ。

ですから、家庭で子育てをする方に何か優遇措置を考えるべきじゃないかと思つておるけれども、この件に対してはいかがでしょうか。

○木村副大臣 これは、例えばの話、現物給付とか現金給付とかといふ問題を内包されているんですよ。

基本的には、一部現金給付のところもございまして、やはり大体现物給付というのが大勢

な中でございます。そういう中で、先生、ファッショ、ファッションと言われますけれども、このごろファッションの方々は非常に割合が減っておりまして、大部分の方々は、こういうような経済情勢もあり、やはり生活に対して、ある程度収入を得るということに対してのインセンティブが非常に多いわけでございますけれども、そういう方々はちゃんと保育で見ていただいているわけです。

ただ、今先生がおっしゃられましたような、在宅で自分が専業主婦としてやっている方々にどのようなことを加えていくかというのは、いろいろな議論が行われてきたのは事実でございますけれども、そこで、今言った現金給付にするか、それとも現物給付にするかという問題点、それからどこまで本当に、今何が一番必要かということ、やはりそこは、例えば家族と一緒に、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいる方々は、相当にいろいろな意味で手助けもありますし、アドバイザーもしてくれる。実際に一番困っているのは、核家族の中で、奥様一人が家庭でもって、自宅でもって赤ちゃんを一人で抱きかかえていて、相談する相手もないし、自分もひとりばちで、いわゆる閉鎖された中に閉じこもられている、そういうような感覚になってしまっている、こういう問題点ではないかな、こういうことが考えられるわけでございます。それはやはり周辺からいろいろな手を差し伸べていこう。

それで、子供さんと一緒に外へ出る機会もあって、そういう支援センター等でいろいろな意見を聞いたりアドバイザーを受けながら、子育てに関する、自分で子育てする自信を深めていただく、こういうことが重要ではないか、こう思うわけでありまして、やはり一人である中においては、まず自信を持っていたく、そこが大事だろうと思うんです。

その中においてはやはり、いかに子育てに対するそういう自信を持っていたかということに力を入れていくことが、これは私は非常に大きな

いい結果が出てくるんじゃないかな、こう思うので、だから、お金でいくとかなんとかというのはその後じゃないか。

実は、ちよつと時間食って恐縮なんですけれども……(武山委員「手短にお願います」と呼ぶ)済みません。曾野綾子さんが、前、インドカバキスタンかちよつと忘れましてたけれども、そこへ行つたんですね。そうしたら、すごい貧しいところを見た。そうしたら、その貧しい中で赤ちゃんを抱えたお母さんがいた。すごい貧しいんですよ。見ていてもわかる。そのお母さんに子育てはどうと聞いたら、こんな楽しいことはありません。こつと聞いたら、そのときのその人の目を見たら、本当にきらりと輝いていた、こういう話があるわけでありまして、やはり貧しい中でも子育てに対する幸福感、幸せ感、そういうものを持つた母親というのがいかに強いものか、また美しいものかというのを恐らく曾野綾子さんはそこで感じたんじゃないかと思うんですが、そういう感覚が日本人のそういう母親の中にたくさんあつていただければ、もつともつと違つた社会になつてくるんじゃないかな、私はそのように思えてならない。

なぜかといいますと、子育ての意味を問うという中においては、義務感に感じている人が多いんです。女性の中では、それよりも楽しさというのを感じているという方が非常に少ない、二割ぐらいで、あとの五割とか六割という人たちがやはり義務感でもって子育てをしている、そういうアンケート結果もありますので、そういうことを踏まえて、やはり子育てに対する楽しさ、幸せ感というのをいかに子育てをする母親が感じていただけるか、そういうことを母親に理解していただくということが大事ではないかな、このように思っているような次第でございます。

○武山委員 私の質問に手短に、それに簡単に答えていただきたいと思います。五分もお答えいただいたら、私の質問がなくなつてしまふので、簡単に答えていただきたいと思います、そんなこ

とを聞いているわけじゃないんです。

先ほど、ファッション、ファッションと言うけれども、最近は減つていっているふうにおっしゃいました。それでは、アンケート調査とかしたんですか。そういうことをきちつと数値の上であらわしていただいて、最近は減つていっているか減つていないかとかいうことを言っていただいたいの思ひます。

それから、子育て支援事業、これはいわゆる国で方針を決めて、県や市町村が計画を立てるわけですが地域の実情に応じて必要なサービスを提供するような形にこれはなつていっているんでしょうか、法案の中身が、なっているか、なっていないかだけで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○木村副大臣 なつております。

○武山委員 それでは、国が大きな方針を決めて、そしてその計画を県と市町村でつくるということですが、その計画を県と市町村でつくるというところ、例えば先日聞いたお話ですと、鹿児島は二・五倍、でも全国の平均は一・三二だ。ですから、地域によつて多種多様な、その地域のいわゆるどういふことをしたらいかにというニーズと、それからこういうことをしたらいかにということと両面でやはり地域がつくるべきだと思ふんですね。

それで、地域における子育てサービスということと、いろいろなメニューがそれぞれありますけれども、地域は大変いろいろなことを要求もしてくるかと思ふんですね、多種多様な。その中で、できるだけこれも本当に考えて、必要だという政策は打つべきだと思ひます。

それで、その中で、特に仕事と子育ての両立の支援ということで、子供の看護休暇制度の普及率が、これは努力義務で今まで行つておりますけれども、これは二五％、こんなにとつていっているのか

ということを思ひましたけれども、実態は、全国の平均になると、それから地域で行われている実態と違ふと思ふんですね。このあたりの実態をぜひ御説明いただきたいと思います。

○木村副大臣 今調査を実施しているところでございまして、現状は八割ぐらいだそうでございますが、これを今先生がおっしゃつたような二五％まで、八を二五％まで引き上げたい、こういうことでございます。

それから、先ほどファッションという話がありました。ちよつとお時間をいただいて。実は、これはパートの方ですが、家計の足にするためというのが六〇％近いんです。それで、余暇時間を利用するためというのが二〇％そこそこなんです。ですから、やはり家計の足しとか、そういう生活が本当にかかっている人たちが六割あつて、先生の言うファッションというのは言葉が当たらないかもしれないけれども、余暇の間とかというのとは二割ぐらいだ、こういうアンケート数字もありますので、よろしく願ひします。

○武山委員 そうしますと、この厚生労働省からいただいた資料で、基本的な施策というところ、子供の看護休暇制度の普及率二五％というのは目標ですね。そういうことですね。実態は八割だ。非常に低いですね。

この子供の看護休暇というものの、やはりぱつと、学校や保育園やら、あらゆるところで子供を預かっているところから連絡が来た場合はすぐ戻れるような、こういう場合は本当に社会全体が共通の普遍的な認識を持たないと、これは普及しないと思ふんですね。本来でしたら、子供の最悪な、熱を出したとか、緊急の事態ですので、やはりとれるようにすべきだと思ひますけれども、これは努力義務ということ、今度義務化されると思ひますけれども、この辺がきちつと義務化されないと、いわゆる仕事と子育ての両立ということでは一つの推進にはならないと思ひます。それから、育児休業取得率ということで、男性

が実態は非常に少ないということなんです。これは本当に実効性を高めるためにはどのようなことを考えておりますでしょうか。

○木村副大臣 私もその辺に関しては余り偉そうなことは言えないんですが、男性がそういう育児休業をとれるということをまず理解していただくのが大事だな、こういうふうに通じているような次第でございます。

さらに、そういう中であって、あとは、今度は企業がそれぞれ自主的に行動計画というのを決めていただくわけですが、そこでどのようなこととどういう形で埋めていただくか、その中でできるだけ取り上げていただくといいことが重要ではないか、こういうふうに通じていない次第でございます。

それで、この企業の行動計画というのは、法律で決まっていること以上に幾らでもこれは企業で自主的にやれるんです。ですから、先ほど先生がおっしゃっておられた、例えば有期の方々の育児休業のことがありましたけれども、それは企業によつてはどんどん先取りしていただくと結構でございます。その辺は企業に活用してくれということ、そういう雰囲気もやはり盛り上げることも重要な、このように思っているような次第でございます。

○武山委員 やはり日本の社会は中小企業がほとんど、もっているところは中小企業でもっているわけですが、大企業の場合は少ないと思うんです。三百人以上は千二百社という説明がありましたけれども、やはり中小企業で父親の育児休業取得というのは大変難しいと思うんです。

ですから、その辺の、いわゆる子供が生まれたら父親が五日間の休暇を取得なんというのは、どういうふうにして実効性を高めるのか。その辺が非常に問題ですね。大いにどうももらいたいと思いますし、男性も含めた働き方の見直し、それから多様な働き方の実現ということですが、それから労働時間の短縮、まず労働時間を短縮すると

いうことがやはり最大のすべきことだと思ふんです。労働時間を短縮することによって、家庭で父親と子供と、また家族の過ごす時間というのがふえてくると思ふんです。

ですから、小学校就学の時期までの勤務時間短縮の措置とかいうことですけれども、これは本当に相当数の多い、小学校就学ですから六歳までだと思ふんです。これは本当にできるのかなどと思ふんです。この辺の道筋はどのように考えておりますでしょうか。

○木村副大臣 これは、今申し上げましたように、まず男性の方がそういうものをとれるんだという感覚、むしろ男性の方からすると、残業代をもらわずに家に帰るよりは、できるだけ収入があつた方がいいんじゃないかという思いを持つかもしれないし、やはりどうも男としてできないななどと思ふ男性の方々もおられるかもしれません。それはある程度男性の方々が育児に対する重要性を持つていただく以外にない。私に言う権利があるかどうかはともかくといたしまして、そういうことがやはり重要じゃないかな、こういうふうに通じてならない次第でございます。

それからもう一方では、やはりそれを受ける側の企業がどこまで理解が進むかということになるわけでございますけれども、そのために今度の次世代支援法というのをあえてつくらせていただいて、この法律の中において、まさに企業におけるそういう意識を高めていただく。そして、企業としてこういうことをやっていたのが当たり前なんだ、それが理解が得られる企業だ、そこにまた優秀な人材が集まってくるんだというふうな、そういう先進的な施策をとる企業に優秀な人材、優秀な女性が集まってくるんだ、また優秀な男性も集まってくるんだ、ということであれば、恐らく双方が、みんながいい方向になって、先生がおっしゃられたようなことが着実に進んでいくんじゃないかな、こう思えてならない次第でございます。

○武山委員 これは行動計画で目標を定めて、目

標達成のために講ずる措置をするということですが、けれども、結局、目標を定めて、目標を達成する。目標とずつと口で何とでも言えると思ふんです。口では、意識などと言ふのは、一言二言で、意識です。でも、その意識を変えようという、変わりましたでしょうか。少子化、少子化と何十年も言われてきて、実際はほとんど変わっていないわけですね。

ですから、意識を高める、意識を変える、目標を定める、目標を達成する、これは本当に変えられるのかと思ふんですけれども、その辺に対して、ただ口で言っていればいいんです。百万遍だれでも唱えられようと思ふんです。でも、それを本当に達成するということはどういうことなんでしょうか。

○木村副大臣 孟子の教えでも、三回言うとか、そういうあれをするとか大分意識が変わってくるというふうな話もございますし、読書百遍おのずから意通ずというふうなこともあるので、やはり耳にインプットされているということは、それなりに意識を高めるような一つの方針になると思ひます。

そして、まさにそういう意識の変革のためにまずこの法案をつけたわけですね。だから、これはやはり一つのきっかけに十分なると私は思ふんです。それで新しい流れをつくっていくかなければいけない。そこはやはり先生も御理解いただいて、恐らくそういう先生のような御質問が出てくるのだらうと思ふので、これはお互いに意識が高まっているからにはほかならないわけですね。

しかし、中には、おっしゃる通りに、変わっていないところもあるかもしれません。それは、これからやはりみんなが努力していく以外に方法がないわけではございません。そういう中で、さっき言ったように、この厚生委員会の中で解決できる問題もあれば、そうではない、ほかの委員会にもまたがる、ほかの役所にもまたがる、あるいは政治の分野だけではできないような場面もあるかもしれないけれども、そこは政治家がイニシアチ

ブをとってやっていく以外に、この日本の国の少子問題、高齢化問題、それから次世代対策、こういうものを解決する道はないわけでありまして、それはお互いが苦楽をともにしながら前進をしていく以外にはないのではないかと、私はこのように思えてならない次第でございます。

○武山委員 いや、苦楽をともにするんでしたら、もつときちつと考えて、そして柱をきちつと立てて、目標もきちつと立てて、それが実行できる、そういう目標を立ててやらないと苦楽はともにできません、正直言ひまして。口では何てだつて言えるわけですか。

今まで改革、改革とずつと叫んできて、何ができましたか。例えば政府委員制度廃止とみんな決めていないです。でも、実際は政府委員制度は廃止されて名前を変えて来て、それで堂々と答弁しているじゃないですか。そういうふうにして、意識というのは、どれ一つをとっても変えていくということは大変なことなんです。

ですから、私がここで言いたいのは、また同じように目標を立てて、目標を達成するために行動計画を立てる、同じことをいつも言っているわけなんです。少子化対策のためにエンゼルプランも立てた、何も立てた、育児休業も、でも、それに対して一定の効果があるといつても、それはほんのちよつと、ゼロよりは効果があつたという程度で、五〇%以上の効果というのは目に見えてないわけですね。

ですから、今までのそういう経験と反省からもつと、ただの半歩や一歩じゃなくて、本当に達成できるための実効性のあるものをどうしてつくつたらいいかということが大事じゃないかというのを私は言いたいです。ただ意識を変える、目標を定めて、口では何でも言えるから、ですから、それを実効性を高めるためにどうしたらいいかということが一番の問題だと思ふんです。

ぜひ厚生労働大臣に、実効性を高めるための、

どうしたらいいかということをお答えいただきました
と思います。

○坂口国務大臣 今までやってまいりましたこと
も、私はそれなりに意義があったというふう
に思っておりますし、エンゼルプラン、新エン
ゼルプラン、それも実行されることによりま
して、現実がかなり変わってきたことも事
実でございます。

しかし、子供を産む産まないの問題は、それ
ぞれの時代を生きた人の意識の問題でござ
いますから、そういうふうにしたからとい
って、子供の数がふえてくるという問題で
は必ずしもないというふうには私は思いま
す。しかし、本当は産みたいんだけれども、
現状が悪いので、この現状の打開が必要
だということに言われるのであれば、我々
はそれに対応して変えていかなければなら
ないというふうに思っております。

したがって、これからの多くの若い皆さん
が、本当は私たちが子供を産みたいんだ、
そのためにはこういうふうに変えてほしい
というふうにおっしゃるところについて、我
々は改善を加えていかなければならない
というふうに思っております。

○武山委員 いろいろ若い人に聞きますと、
やはり子育てに非常にお金がかかるという
話がよく出ます。児童手当の拡充とありま
すけれども、今の児童手当は額が非常に少
ないわけなんです。ですから、思い切った
、本当にドラチックな経済支援を個々の家
庭にすると、何しろ外に預けないとそこ
で支援ができない、外に預けないとそこ
で相談してもらえない、家庭の外に出
ていかなきゃいけないというふうな今の
対策なわけですね。

ですから、それだったらドラチックにも
つと大きな、半歩や一歩どころか、十歩
も二十歩もという意味で、なるべく中学
、高校と、やはりそのくらい児童手当の
拡充なんかができたら随分違う

と思います。これを最後につけ加えさせ
ていただきます。私の質問を終わります。

○宮腰委員長代理 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿
部知子です。

本日は、共産党の小沢委員の心広い御
配慮により、私の質問時間を先に譲って
いただきました。この時間帯に質疑をさ
せていただきます。

私は、まず冒頭、先ほどの武山委員と
、あるいは木村副大臣の御答弁などをお
聞きしながら、やはりこの法案の趣旨と
いうか基本理念と申しますか、何のため
にこの法案をつくるのであろうかという
骨格をちょっと論じさせていただきます。

この次世代支援対策の推進法でござい
ますが、開いてまいりますと、第三条で
すね、「次世代育成支援対策は、父母そ
の他の保護者が子育てについて第一義
的責任を有する」という基本的認識の下
に、家庭その他の場において、子育ての
意義についての理解が深められ、かつ、
子育てに伴う喜びが実感されるように配
慮して行われなければならない。」と
ございます。

この一文はある意味で当然といえば当
然で、子育ての第一人者が親であり、そ
のミクロコスモスと申しますか、子供を
取り囲む一番最小単位が家庭であるとい
うことは認識した上で、さて、例えば私
どもの現代社会は、多様に働き方や家
庭環境の変化やさまざまな変化要因があ
る中で、本当に子供たちをサポートし
ていくために、むしろ社会の側が何を
組み立てていくかということで、次世
代支援対策推進法というのがあると理
解しておりますが、冒頭恐縮ですが、質
問予告してございまして、坂口大臣に
その点の確認をお願いいたしま

す。

○坂口国務大臣 それは、今御指摘にな
りましたとおり、私もそのとおりという
ふうに思っております。

両親というものが、やはり子育てとい
うことに対して、例えば坂口大臣とか私
自身が子育てした時代とは違う環境に
置かれていて、さまざまなストレスを感
じていて、そしてそれがまた逆に、あ
なたたちの育児態度、あなたたちの家
庭的責任、あなたたちの親としてのあ
り方が問題なんだというふうに戻され
たら、本当にそれで元気に子供を育て
ていけるようなパワーを得られるだろ
うかという、決してそうではないと思
うのです。

昔々から振り返れば、時代は、三歳
児神話というもののよう、三歳まで親
がしっかりと育てないと、子供は、例
えばですが、昔よく言われました、
た、ぜんそくになるぞ、不登校にな
るぞ、落ちこぼれるぞと。本当に親は
やはり一番子供と密な愛情に結ばれて
おりますが、だがしかし、その親すら
今社会の中での存在として不安定な
要因をさまざまな抱えているからこ
そ、子育てというところ、いろいろな
問題も出てくると思うのです。

私は、きょうここに残りたいだいた
多くの議員の皆さんが、やはりこれま
で、子供の問題はマインナーだし、
それから子育てということがこうい
うところで論じられることもそう
はなかつたけれども、むしろこの視
点、子育ての中のお父さんやお母さん
が、本当に子育てにリラクセスして、
本当の意味で自分たちの成長の一過
程として取り組んでいけるよう、ある
いは家庭という巢を失った子供たち
にも、この社会が温かいはぐくみ
を用意できるように国でありたいと思
って質疑をさせていただきます。冒頭、
前置きが長くなりましたが、一言確
認させていただきます。次の質問に入
らせていただきます。

これも質問予告していきなくて恐
縮なのですが、坂口大臣にお伺いいた
します。

私は、先回の質問で小児救急医療
のことを質問させていただきました。昨
今、子供がせっかく生まれてきて、そ
して医療を受けられずにみすみす死
んでいくような時代になっちゃった
ということ、何となく不幸で、何とか
せねばならぬ、これが質疑させてい
たきましたが、もう一方で、や

はり私は、きょう山井委員も問題に
されたと思いますが、児童虐待という
問題が大きく現実に取り上げられて
いる、クローズアップされていると思
うのです。

大臣の御認識をちょっと伺うよう
で恐縮なのですが、大体児童虐待の報
告されている数、年間にどれくらいあ
りか、御想像がおつきでしょうか。

○坂口国務大臣 どうも十分な知識
がなくて恐縮でございますが、今まで
聞いた、二、三万程度でございませ
ん、恐縮でございます。

○阿部委員 私が六カ月前にちよ
うだいいたしましたデータによると、
実は私はずっともう折あらば児童虐
待の問題にしたいと思っておりました
が、なかなか委員会審議でこのテー
マを正面から取り上げる時間がな
くて、六カ月前に質問をいたしました
ことのデータをちょっとひっくり返
してみると、平成十二年度で新規発
生件数が三万五千人とございました。
被虐待者ももちろん、残念ながら年々
ウナギ登りと思っておりますが、さ
らに近々のデータをお持ちでしたら
、雇用局の方からお願いいたしま

す。

○岩田政府参考人 統計的に把握
できますのは、全国の児童相談所に
相談があった件数でございます。こ
れは直近の数字が二万三千件でござ
います。今委員が言われました数字は
、児童相談所が把握できていない、
児童相談所には通報や相談がなかつ
た件で、しかしながら病院ですとか
保健所ですとかほかのところ、ほか
の関係機関、施設で把握したものを
調査されて全国推計をされた数字だ
というふうに思いますので、児童相
談所が把握しているのは、全体の
中の相当部分は把握できていない
と思っておりますけれども、必ずしも
全部ではないということですね。

それで、児童相談所の最近の状況
ですけれども、児童虐待防止法の制
定前後から物すごい勢いで相談件
数が伸びました。そして十四年度、
まだ集計はできておりませんが、十
四年度になって初めて増加の傾向
の頭打ちが見られてきておりま

すので、従来のような増加傾向は一応おさまったのかなという感じはいたしております。

○阿部委員 今の御報告を伺いますと、児童相談所で把握するものは全体の約三分の二、私のような、医療機関にいたり、あるいはそのほかの子供のホットラインのようなところ、あるいは学校関係者等々全部ひくると、平成十二年度で三万五千。

やはり私は、これはお願いでございますが、正しい状況認識を常に厚生労働省としては把握に努めていただきたい。本当にこの問題、なかなか子供から発信できないものですから、お願いをいたしたいと思っております。

重ねて大臣にもう一つ、恐縮ですが、御存じでしたらちよつとお答えいただきたいですが、この児童虐待防止法が制定されて以降、児童が虐待によって死亡した数の総数を、報告されている総数を御存じでしょうか。

○坂口国務大臣 きょうは口頭試問みたいな日でございまして、申しわけございませんが、私存じておりませんので、局長の方から答弁させていただきます。

○岩田政府参考人 私が把握しておりますのは、百八人ぐらいだったと思っております。百人には行っていないかと思っておりますが、百人は超えております。

○阿部委員 平成十二年度に児童虐待防止法が制定されて、三年後の見直しが迫っておりますけれども、私も子ども子供にかかわる者から見ますと、子供が一番死亡する原因として、今ほとんど重い病気が少のうになりましたので、それからあと救急医療も充実すればもっと少なくなりますでしょう、そういうことを勘案して、やはりこの百八という数値は非常に多いと思うのです。

それが、子供が一番大好きな、子供は、例えば虐待している親であっても、その親が大好きなんですね。決して子供から自分の親が虐待したということを言わないくらいに親をかばうのです。その一番大好きな親から殺されている数が百八とい

うことは、非常に社会として深刻に受けとめなくてはいけないことだと思っておりますので、冒頭、坂口大臣を試問して恐縮ですが、でもやはり大臣に深く認識していただければきつという政策が生まれるという私の高い期待だと思つて、お許しください。

きょう私が冒頭ここで問題にしたいのは、いわゆる児童養護施設でございます。これは午前中の山井委員の御質疑にもございましたが、児童養護施設、今、日本全国五百五十カ所ほどございます。今、その子供の保育にかかわる保母さんの数等々が非常に貧弱であるという指摘を水鳥委員も山井委員もしてくださったと思っております。

私が今ここで取り上げたいのは、養護施設で起こった児童虐待でございますが、まずもって、この養護施設、職員の手も少ない養護施設に近年入所する子供たちの特徴について、雇用均等局としてどのような把握がございましてでしょうか。

○岩田政府参考人 児童養護施設に入所する子供の近年の特徴ですが、二つございまして、一つは、その数がふえているということでございます。二番目は、その入所する子供の中に占める虐待を受けた子供の割合、これが上がっているということでございます。直近の数字では五割を超えているといったようなことになっております。

○阿部委員 本日に今のお答えにいただいたとおりで、子供の数全体は減っているのに、虐待をされて児童養護施設に入所しなきゃいけない子供の数はふえている。

児童福祉法の一部を改正する法律で、今回四十八条の二で、児童養護施設が地域からのいろいろな子育て相談やさまざまな子育て支援の業務に取り組みように定めているわけですが、私から見れば、その受け皿であるところの児童養護施設が果たしてそれに足るだけの十分な人員、素養そして広がりを持っているかというところをきょう質疑させていただこうと思っております。

実は、私は、議員になる前に、湘南地方の鎌倉にございまして病院に勤務しておりますので、その私

の勤務しております病院のすぐ近くに鎌倉保育園という、保育園と名前がついておりますが、養護施設がございました。日本で一番古い養護施設で、一八九六年、今をさかのぼること百十年前に、百十年近くですか、佐竹音次郎という小児科のお医者さんが私財を全部なげうってつくった養護施設で、本当の意味では、本当は社会貢献したいと思つてつくられた施設が、だがしかし、百年たつた中で非常に深刻な児童虐待を起こしていた。職員が入所している子供を殴るける、そして親御さんのところに逃げ出して、お父さんが児相に通報してわかる。

私はたまたまその近くの病院に勤めておりましたので、その子供さんがしょっちゅう私のところに受診してきて、体の上ではさして悪くないのに、どうしてこの子はしょっちゅう私のところに来るんだらうと思つていたので、とても鮮烈に覚えていたのですが、今思い返せば、子供は私に、第三者である私に何らかのSOSだったのではなかつたかと、その後虐待事件が数多く発覚して思つたことがございました。

前置きが長くて恐縮ですが、実はこうした事件は、一九九五年の福岡の育児院、一九九六年の千葉の恩寵園、そして一九九九年の城山学園そして鎌倉保育園と、一九九〇年代の後半から相次いで起こっております。

このことをいろいろ分析するお立場に厚生省はおありと思いますが、まず、これらの児童養護施設における職員による児童虐待についてはどのような総括の視点をお持ちになり、今回この法案の中でこういう窓口というふうになされたのかというところを一点伺いたします。

○岩田政府参考人 児童養護施設など施設の中で虐待が時々明るみに出ておりますが、こういうことは決してあつてはならないことであるというふうに考えております。

今委員が言われましたように、一九九〇年代の後半くらいからそういった事件が立て続けに出たということもございまして、厚生労働省としては、

まず平成十年にやったことでございますけれども、児童福祉施設の最低基準を改正いたしました。施設長は懲戒権限を持つていけるわけですが、その施設長の懲戒権限の乱用を禁止するというところを児童福祉施設最低基準の中で明記させていただいたわけでございます。

それから、平成十二年になってございましてけれども、これは児童養護施設だけではなくて社会福祉事業全般についてのことでございまして、社会福祉法の一部改正がございまして、利用者からの苦情の適切な解決に努めるための改正があつたわけでございます。これを受けて、児童養護施設の関連については、例えば子供からの苦情を受ける窓口を施設の中で整備するということを徹底させました。また、施設の外の第三者機関として社会福祉協議会の中に運営適正化委員会などを設けるなどしまして、万が一発生をしたときに苦情が解決できやすいような、そういう仕組みを整備してまいっているところでございます。

こういう事件があるということは、もう本当にあってはならない残念なことなんですけれども、一つは、職員の子供の人権に対する理解の弱さというふうなんでしょうか認識の低さと、それからもう一つは、やはり施設の閉鎖性ということがあつたように思われます。今後とも、施設内の虐待が決して起こることがないように、職員の研修その他、徹底してまいりたいというふうに考えております。

今般の改正は、児童養護施設が、難しい問題と言つたら言葉が適当でないかもしれませんが、非行の子供あるいは虐待を受けた子供、そういったような子供もお預かりをして養護してまいつております。そういう長い歴史の中で、子育てについての高い専門性、深い経験を積んでいるというふうにも思いますので、そういったものを地域における子育て支援に役立てていただく、児童養護施設というのは、入所施設の子供をしっかりと養護するという大事な役割は持ちつつ、それと両立する範囲内で、地域における子育て支援に専門性を発揮していただくというふうに考えているわけ

でございます。

また、この取り組みは、施設を閉ざされたものから地域に開放したものに変わっていくということでもございますので、先ほどの、あつてはならない施設内虐待というのをなくすということにも結果としてつながることではないかと考えております。

○阿部委員 私は、この問題に解決策を、思いつく限りでも五つくらいあると思うのです。一つは、山井委員が御質疑になりました、預かっている児童対象職員の数の見直しでございます。ただでも虐待されて人間の信頼関係を築きづらい子供が入所者の半分を占めているわけで、これまでの職員基準でいいのかどうか。

そして、基準は基準で、現実には基準を満たしていないところがいっぱいあります。例えば、今基準、六人対一人とした場合に、鎌倉保育園では、現実には十五人の子供を一人の保育士が見ていました。そして、一室で寝起きして、朝四時に子供たちを起こして、一日じゅう一緒に生活です。そうすると、六時ごろには寝てもらわなきゃいけないから、就寝させたい、でも起きてる子供がいる、ついついいらいらする。本当に職員基準はきちんと現実に配置されているのか。それから、児童の質というか抱える問題が変わってきているときに、なおこれで十分なのか。

今回の法律ができて何が変わるんですかということをお聞きしたいんですが、本当にこの法律をきつかけにそういう現状の把握が一つでも前に進めば、やはり皆さんの熱心な審議の結果と受けとめたいと私は思いますので、この一点はぜひとも調査し、現実にとれくらしい必要なのか、見直すということをお願いしたいと思っております。

○岩田政府参考人 児童養護施設など児童福祉施設につきましては、職員配置についての最低基準がございますので、これについては、各都道府県が定期的に立ち入って調査をするなどで、その履行の確保に努めているところでございます。

また、この最低基準だけではなかなか対応しづらいような、虐待を受けたお子さんの入所比率が上がっているということもございますので、これまでのところ、例えば心理療法の担当の職員を配置する、あるいは虐待を受けたお子さんに対して個別に対応できるような職員を配置するといったようなことについて、予算上の加算をまいりました。

これでもまだ十分ではないという御議論がききう随分ございましたけれども、実は、社会保険審議会児童部会の中に、社会的養護のあり方について、専門委員会を五月から立ち上げて検討をいただいております。その中で、児童養護施設などの施設の方、職員の体制のあり方、そういう問題についても検討してまいりたいと考えております。

○阿部委員 あと、実際に職員のキャリアなんです、平均在職年数一年五カ月とか、短大を卒業されてその職員になって一年五カ月とか、若い方が大半だという調査もございまして、

私は、年であればいいとは思いませんが、やはりキャリアのいろいろな層の厚さがないと、子供の出てくる信号とかかわりか甘えとか、さまざまなものに十二分に対処し切れない。今おっしゃったのは、こういう児童相談の専門員を置く、あるいは心理のカウンセラーを置くという、いわばばつぽつぽつであって、職員全体の構成がどのようなものであるかというところも実態を把握していただきたいと思っております。これは質問ではないので、要請です。

そして三番目ですが、子供たちにとっての居住面積ですが、一人当たり三・三平米、二畳分ですね。ここで布団も敷き、勉強もし、何から何まで行うわけです。そして、一室に、先ほど申しましたように、多い場合は十五名とか入ってしまう場合もあって、これは場所によつては、男の子と女の子が高校生でも同室になってしまったりするところも現実にはあるわけです。

居住空間三・三平米の見直しあるいは個室化あ

るいは施設のダウンサイズ、グループホーム化ということについてはどのような取り組みがあるでしょうか。

○岩田政府参考人 今委員がおっしゃいました居室面積児童一人当たり三・三平米というのは、児童福祉施設最低基準の水準でございます。国が補助対象としております施設の面積は、ちよつと今手元に数字はございませんで、記憶していませんけれども、これよりも相当広い面積に対して国の施設整備費の補助は出ることになっております。

また、平成十二年度の予算におきまして、今委員がおっしゃいましたような問題意識から、施設整備の際の補助面積を大幅に改善いたしました。従来、大部屋が中心でありましたけれども、これを二人部屋にできないか、またさらには個室をもつとふやせないかということで、改善できるような補助制度に改めているわけでございます。

また、養護を必要とする子供、特に虐待を受けた子供などについては、できるだけ家庭的な環境のもとの中でしっかりと養育していく必要があるというふうにも思いますので、施設も大型ではなく小規模のもの、例えば、地域小規模児童養護施設という名前で行っている子供に大人二人が一緒に生活をするような、そういった小規模の施設を整備していただけるような補助金制度もつくったところでございます。その箇所数を、十五年度予算においては、従来の二十カ所から四十カ所に拡大をさせていただいております。

まさに、今委員が言われましたように、施設のあり方、小規模化ですとか大規模の施設の中でのユニット化ですとか、子供たちの居住環境といひましようか生活環境の改善についても、先ほど申し上げました社会的養護のあり方に関する専門委員会などの場でこれから検討してまいりたいと考えております。

○阿部委員 一つ確認ですが、平成十四年度の二十カ所は、現実に二十カ所できたでしょうか。

○岩田政府参考人 二十カ所できております。

○阿部委員 では、それがさらに四十カ所、そしてやはり小規模化ということが現実には、本当に進められることを私は期待しておりますので、よろしくお取り組みをお願いいたします。

そしてもう一点、実は先ほど、子供が、自分が虐待というか、自分の不利益あるいは困難を訴えたいと思った場合に相談する箇所の問題ですが、岩田局長の御答弁では、その施設内に苦情受け付け窓口を置く、例えばポストですね、それから社会福祉協議会の中に窓口を置く、あるいは児童相談所の中に置く。

ただし、子供はすごく賢くて、児相というのは自分を措置した、自分の処遇を決めたところですよ。自分の処遇を決めたところに自分が文句を言っている、どうせ施設と児相はツーカーじゃないかというふうには、これは子供の言葉です。何で言っていないのかというと、あつちには言っていないから、こつちにはわかつちやうものという言葉をよく私も聞きました。そして、鎌倉保育園をめぐる問題でも、その後のいろいろな検証で、児童相談所が十分そういう窓口にはなっていないという総括がありました。

私がここでお願いしたいのは、やはり例えば子供ホットラインのような、本当に民間の方も参加したようなホットラインの設置を国が何らかの援助をしながらもつとよく行っている、要するに、自分と直接かわりない第三者性があるところで子供たちがSOSを出せないと、なかなか子供にとっては助けの言つていく場がないと思っております。これはまた、先ほど岩田さんもおっしゃった今後の検討課題に入るのかもしれないが、ぜひそうした場合は第三者機関で、子供たちの措置に直接かわらないところに窓口を設けていただきたいと思いますので、御答弁だけお願いします。

○岩田政府参考人 児童養護施設の中に、最低限、苦情の窓口を設けるということは必要だということに思いますが、私が訪問した児童養護施設の中

で、非常に進んだ取り組みをしている例では、そこに外部の相談の電話番号が張ってございまして、弁護士さんの電話番号なんですけれども、ここにいつでも電話をしないという掲示がございました。そういうことで、施設によっては非常に前向きな取り組みをいただいているところもあるというふうに思います。

子供のホットラインについてのお尋ねでございますが、やはり国として支援をしておりますのは児童相談所の取り組みでございまして、児童相談所の中には、子供の相談を専らできるような電話相談体制を講じているところもございまして、また、民間の団体の活動でございまして、チャイルドラインという活動が今全国的に展開されております、全国で今五十団体以上、五十以上の取り組みが広がっているのではないかとこのように思っております。

公の役割、民間のそういった活動、それぞれあるのかというふうに思いますけれども、今後とも子供たちが権利侵害を受けたときの救済の問題についてはしっかりと考えてまいります。

○阿部委員 私は、本法案の審議は、そうした社会的なセーフティネットのあり方についてみんなが認識を深めて、一番権利の弱い子供たちに対して、あるいは本当に親の虐待というの、親が虐待に走るときというのは、親自身も困難な状況を抱えたり、SOSを出せない状態にあるときです、そういう周りの支援体制をここが議論する場であってほしいと思います。

ここでまた坂口大臣にちょっとだけ質問させていただきます。坂口大臣は、病児弱児のための養護施設というのが、今の私が質問していたのは普通の児童養護施設なのですが、病気を抱えて、例えば糖尿病とか腎不全とか、未熟児網膜症があったりしてお目が見えないとか、何か病気を抱った病児弱児のための養護施設というのが我が国にはあって、それが多分平成九年の福祉法の改正で養護施設に一体化されるという経緯があったことは御存じでしょうか。

○坂口国務大臣 それは聞いております。

○阿部委員 私はこの問題でも、一体化するという方向になったのですが、そしてそれに伴って、実はことしの四月で、東京都が千葉の成東というところに持つております病児弱児のための養護施設が閉鎖され、来年は一つ、静岡県にございましてやはり同じような東京都の病児弱児施設が閉鎖されるのですが、果たしてここで、病気を抱え、保育も必要、教育も必要という子供たちの行き場が十二分に受け皿として整備されたかどうかということが一点、非常に不安なわけです。

私のところに寄せられたいろいろな声によりまして、病児がある程度以上重い子は、病院に三カ月とか入院して、またちょっとの間どこかに退院、そしてまた普通の病院に三カ月入院を繰り返しておったり、それから、児童養護施設の方で受け入れて、それなりの、保母さん以外に看護婦さんとかをつけて、設備を整えようということではあるが、看護婦さんが非常勤であつたりして、十二分に医療的なケアのいわれるカバリーができないという指摘も受けておりますが、この件については岩田局長はどのようにお考えでしょうか。

○岩田政府参考人 虚弱児施設も、戦後の子供の健康問題を反映しているんだと思いますが、当初は結核のお子さんが大変多かったそうでございますが、その後、その比率が著しく小さくなりました、今度は身体虚弱のお子さん、それからぜんそくのお子さんが大変ふえてきたという状況があつたそうでございます。さらに、直近の状態では、登校拒否ですとか心身症ですとか、むしろ、体の虚弱というよりも、心の病気を抱ったお子さんのウェイトが高くなってきたということがございまして、そういったことを背景に、虚弱児施設は、制度として通常の児童養護施設の中に吸収されたというふうに理解をいたしております。

そのときに確認されておりますことは、その結果、子供たちの処遇が低下するということがあつてはならないということで、例えば看護婦などについては、引き続き定められた人数を置いていた

だくということについて助成の対象にするなど、必要であればやってきておりますので、児童養護施設になったとしても、病児弱児ということで、特に個別の対応が必要な場合には個別対応職員を配置するとか、今申し上げましたような看護師を配置するとかということで、必要な体制をとることが入り用だと思っております。

〔宮腰委員長代理退席、委員長着席〕

○阿部委員 私は、やはり厚生労働省として、もう少し緻密な子供たちのフォローアップをしていただきたいと思ふんです。さつき申し上げたように、三カ月で病院をたらい回しという子もいるし、それから常勤のナースがいらない養護施設もあります。

私は、これから案じているのは、虐待によって身体的な障害を残した子がやはり発生しているし、くると思ふのです。その子たちにとつても、医療と同時に保育と、そして教育を受けられるような生活の場がないと、本当に私たちの社会は子供たちを見捨て去っているということになりますので、私は、今の、きょうの岩田局長の答弁はそれとして伺いますが、その実態把握、フォローアップ、追跡調査をきょうとしてみていただきたいと思います。そして、いずれそれが出た段階で、また審議を重ねたいと思ふます。

坂口大臣にひとつ御答弁いただきたいのですが、実は、こういう医療を伴っている児童養護施設、平成九年の改正で既に養護施設に吸収合併されていくことが決まったものについては、現在でも一応、成東まで入ると三カ所、みちのくみどり学園と、関西に健康の里、そして首都圏には成東というのがございました。今後の成り行きにもよりますので、やはり医療、教育、保育が三つ必要な子供たちがおるとすれば、エリアごとにそうしたことに国が力を、補助なりを入れていくということも私は考え得る。今の岩田局長のは、養護施設に個別にナースをつけたらいいなというご意見ですが、私は、反面、医療的ケアを要する子が、

子供は少なくなつても、さまざまな事情であると思ふますので、その点については、こういう問題の所在もどこか念頭にとどめておいていただくと、いうことをお願いしたいですが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 養護施設の中に入り切るのかどうか。入り切るといいますのは、お子さんの持つております疾病その他の問題で、その中に入り切れるのかどうかということもあるだろうというふうに思ふますが、先ほど局長から答弁ありましたように、医療施設者もそこに加わって、そして、総体でそういうお子さんを見ていくというの、一つの方法ではというふうに私も思つて聞いていたわけですが、今後、少し状況をよく見まして、そして、そうしたお子さんが無事にやっいてけるようにどうしたらいいかといったことを少し考えていきたいと思います。

○阿部委員 重ねてお願い申し上げます。最後の質問ですが、今までの質問は、次世代支援対策推進法の一、二、三までを伺わせたいて、これから四以下一括してただ一つだけ伺おうと思ふます。

この法案は、地域において、あるいは企業において子育てがより支援しやすい体制になるようにさまざまな枠組みを決めておりますが、その中に、企業に対しては、次世代育成支援対策推進センターというものをつくって、そこで企業の事業主支援をするということが第六にうたわれ、第七には、次世代育成支援対策推進法を定めるために、地域で次世代育成支援対策地域協議会を置くということがうたわれております。

支援センターの方は、雇用者側がよりよい育児休業のとり方等について考えるわけですが、この点は後ほどきつと小沢委員が御質問と思ふますので、私は、地域協議会の方に地域のさまざまな働く実態を含めて、教育関係者、福祉関係者、事業主、地方公共団体によってつくるといふ支援対策地域協議会の中に、労働団体、あるいは岩田さんがおられる雇用均等局、あるいは産休がきちんと

とれなかったというこの駆け込み寺になるような労基署など、労働者の側にかかわる、勤労者の側にかかわる分野を担う方たちを入れるようなガイドラインにしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 地域協議会の構成ですけれども、第二十一条をお読みいただきますと、これはいわばだれがつくてもいいということになっております。例としては、地方公共団体が中心になって、その地域の事業主団体や労働組合や児童福祉の関係者、教育関係者、それらに広く声をかけられて、そして地域の行動計画を策定するに当たっての議論をする、あるいは行動計画の進捗状況をそこで評価するといったような、そういう地域協議会もあると思いますし、特定の領域といましようか、子育て支援をやっているようなグループが集まった地域協議会もあるでしょう。家庭教育の問題を議論するような教育関係の方のお集まりの地域協議会もあるというふうに思います。

いずれにしろ、それぞれの地域で、やりたいと思う人が自由にやっていただいていいという仕組みでございまして、そういう構成メンバーになるかというのは、本当にその地域の自主的な判断次第でございまして。労働組合が入るとか、私どもの地方機関でございまして地方労働局の関係者が入るといふこともあっていいということではございますので、そういうふうな構成については柔軟に、地域が自主的に判断できるといふことは、指針その他でしっかり明らかにしてまいりたいと思います。

○阿部委員 せっかくつくられるんですから、きちんとした、本当に今の雇用均等局の声が入るようなものにしていただきたいと思います。

○中山委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十二分休憩

午後四時開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小沢和秋君。

○小沢(和)委員 先日は次世代育成支援法についてお尋ねをしましたので、本日は児童福祉法改正案を中心に質問をいたします。

これまで児童福祉法は、主に共働き家庭の子供など、保育に欠ける子供及び要保護対策のための法律として発展してまいりました。今回、専業主婦のいる家庭を含め、すべての家庭の子育てを支援するものに改正するというところで、この改正の意図はよく理解することができま。

私は、専業主婦の方が共働き家庭の主婦より子育てに自信がないとか負担に感じている比率が高いという数字を見て驚きました。地域社会のつながりが希薄になつてきていることが、子育てをしている女性をばらばらに孤立させて、どんなに困難な状況に陥れているかを痛感いたしました。こういう女性たちはどういう子育ての援助を政策として展開していくのか、まずイメージがつかめるように簡潔に説明を伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 もうそれは御指摘のとおりでございまして、お勤めになつていらっしゃる皆さんばかりではなくて、地域においておうちにおみえになります皆さん方の子育てというものに對しまして、同じように支援をしていかなければならないというふうな思っている次第でございまして。

地域における子育ての支援事業の実情でございしますが、現在のところ、まだ十分とはいいたいがたいところがございます。

このため、児童福祉法の改正法案におきましては、地域子育て支援センター事業でありますとかつどいの広場事業などの子育て相談、交流支援、それから一時保育事業や子育て短期支援事業、こうした子育ての短期預かり支援、それから出産後の保育士等派遣事業などの、いわゆる居宅、おうちにおみえになる皆さんに対する子育ての支援、こうしたことを子育て支援事業として位置づけて

おりまして、市町村に実施の努力義務を課しますとともに、各市町村が委託等によつて、これらの子育て支援事業に関する情報提供、相談、助言、利用のあっせんなどのコーディネートを行うことを奨励しているところでございます。

○小沢(和)委員 今の大臣の御説明でも、市町村がすべての家庭の子育て支援のために必要な情報の提供を行い、相談に応じ、必要な助言を行い、事業の利用についてあっせん、調整、要請を行うということでありま。

これは結構だと思ふんですが、私が理解できないのは、せっかくこれを新たな市町村の仕事だといひながら、それを民間などに委託できるということにしていることでありま。

ことで、ボランティア的に子育て支援のためにこういう事業をやつてきたところがあります。そういうところをそのまま委託を続けるというのであれば、これまでと変わらないうちやないでしょうか。市町村がこういう新しい支援事業に直接取り組みるところに私は意義があるのではないかと思ひますが、大臣、いかがですか。

○坂口国務大臣 市町村が直接おやをいただくことも、これは大事なことでありますし、それを私たちは決して拒否をしてはいたしません。それを、それはそれでやりをいただいて結構かと思ひます。

しかし、市町村だけではなくて、民間の各種団体におきまして、そういうアイデアをお持ちの皆さん、また今までのノウハウを積み重ねておみえになる皆さん方もおみえでございまして、その皆さん方にもお願いを申し上げて、そしてさまざまな角度からの子育てに対するお力添えをいただくようにすることが大事ではないかというふうな思っている次第でございまして。

○小沢(和)委員 次に、保育所の問題、特に大都市で緊急の問題になつてはいる保育所入所待ちの児童をなくす、いわゆる待機児ゼロ作戦についてお尋ねをいたします。

を十五万人ふやすというものであり、まず初年度は新たに入所児童を五万一千人ふやしたと聞いております。しかし、その実態を見ると、多くは既設の保育所の定員をオーバーした詰め込みのようでありま。

年度初めは定員の一五%まで、九月までは二五%までのオーバーを認め、十月からは入るだけ無制限に入れてよいということになつてはいると聞きました。私の地元、北九州市では最大一四二%も入れているというんです。

福岡市のある保育士からは、問題なのは、保育所の広さや保育士の数などをあいまにして、ぎゅうぎゅう詰めになるくらい子供たちを入れていくとしていくことです、ゼロ歳児の赤ちゃんが一部屋に二十人いる、子供たちがいっぱいいるために、保育士でもどこにだれがいるのかわからないという状況があちこちの保育所にありますという訴えも届いております。

こういう状況が各地に出ているんじゃないでしょうか。新たに五万一千人入所したうち、こういう定員増で入れた児童が何人か、新増設によつて入れた児童がどれくらいいるのか、その内訳をお示しいただきたい。

○岩田政府参考人 待機児童ゼロ作戦の一年目は平成十四年度でございまして、その状況はまだわかりませんので、一年前の平成十三年度の状況を見てみますと、社会福祉施設整備費について統計がございまして、それによりますと、新たに保育所を創設したのが九十三カ所で、これにより約八千人の受け入れ増が図られたこと、増改築しましたのが百五十三カ所で、これにより約四千人の受け入れ増が図られたことになつております。

また、従来から定員にあきがある状態であつた場合に、空き定員を充足したり、今委員が言われましたように、定員をオーバーした形の、定員の弾力化と言つておりますが、定員の弾力化によつて受け入れ増を図つたところもございまして、これらが約三万人ということになっております。その他に各自自治体の単独施策による取り組みなどが

ございまして、総計で約五万一千人の受け入れ増が図られているわけでございます。

なお、定員の弾力化については、保育所の最低基準、面積基準ですとか職員の配置基準などがございまして、その最低基準を遵守できるといふ範囲内の弾力化でございまして、無制限、無条件にお子さんをぎゅうぎゅう詰めというふうなことを認めているわけではございませんので、念のために申し上げます。

○小沢(和)委員 今の答弁でも、やはり私が聞いているように、定員をオーバーして入れるというのが主なる入所増の内容になっておりました。

この入所増の中には、認可保育所のほかに、いわゆる駅前保育所や無認可保育所、さらに保育ママまで入所増として入っていると聞いておりますが、どうでしょうか。こういう施設などで保育されている児童数がどれぐらいか、種類別にわかるなら、それも示していただきたい。

ついでは、今までは、こういう形で保育されている、父母があくまで認可保育所への入所を希望している場合は待機児童に数えたいのに、待機児童ゼロ作戦になってからは数えないようにしたというのは、待機児童を見せかけ上減らすための小手先細工じゃないかと思いますが、いかがですか。

○岩田政府参考人 待機児童ゼロ作戦の根拠になつております閣議決定がございしますが、その閣議決定によりますと、受け入れ児童数の拡大は、保育所でそれを図るほか、保育ママそして自治体における単独施設、幼稚園における預かり保育などが例に挙がっておりまして、それらの政策を総動員して、待機児童の解消を図ろうというものでございます。

そういう考え方に基きましますことから、委員が今言われましたように、待機児童のカウントの仕方についても、自治体の単独施設、国の基準から見ると認可外ではありますけれども、一定の基準を満たし、自治体が補助金を出すなど深くコミットしている、そういった単独施設などございま

すけれども、そういうところに入所できている方については、待機児童ゼロ作戦の観点からいくと、とりあえずの受け入れの体制ができていないことから、待機児童とカウントすることはしないということにいたしましたわけでございます。

もちろん、従来からのカウントの方式でも引き続き集計をいたしておりますので、待機児童の状況を知るためには、従来からの継続性のある数値と、この待機児童ゼロ作戦の進捗状況を見るための数値と、二通り集計しておりますので、それぞれ公表しているところでございます。

認可保育所以外の受け入れですけれども、保育ママ、自治体単独施設でございますが、これらはいずれも私的にやられているものではございませんで、自治体が発注している保育ママとして認証保育所などの自治体単独施設でございますが、これらで、前年度と比べて十四年度の受け入れ増が約二千人になるといふふうに推計されております。

幼稚園の預かり保育については、その増加の状況について、文部科学省の方で現時点では把握できていないということでございました。

○小沢(和)委員 これだけ入所児童数をふやすためには、施設増もですけれども、それ以上に保育士の増員が重要だと思います。ここ数年、児童数に見合っていない保育士を増員したか。それがすべて正規の職員の増員で対処されているか。その増員の中には臨時や無資格者も含まれているんじゃないかと思いますが、どのぐらい含まれているのでしょうか。

○岩田政府参考人 待機児童ゼロ作戦を推進する過程で、保育所の受け入れ児童数を毎年増加させておりますけれども、これにあわせて職員数も増加をいたしております。

保育所における保育士の数の状況は、社会福祉施設等調査報告によりますと、平成十一年の十月一日現在では二十六万一千九百四十人でございしたが、翌十二年の同月同日では二十七万四千九百九十八人、十三年の十月一日では二十八万九千七

人というところで、ここ数年の状況を見てみますと、毎年一万四千人前後の増となっております。

また、臨時の職員、場合によっては無資格者も含まれているのではないかとということについてのお尋ねでございますけれども、短時間勤務の保育士の配置や、そして延長保育における早朝の部分そして夜間の部分の保育を担当するというところで、資格のある保育士さんあるいは資格のない職員が従事している状況にあるというふうに思っております。現時点で、それらの方が何人いらっしゃるかという全体の数は把握できておりません。

なお、十四年度の社会福祉施設等調査において、常勤、非常勤の数をそれぞれ把握することといたしておりますので、その集計ができましたらまた御報告できるのではないかとこのように思っております。

最後に、無資格者についてですけれども、無資格者については、最低基準を上回って配置される場合については認められておまして、こういう形で配置されている方が、平成十三年十月一日現在でございしますが、三千八百六十人というふうな報告されております。

○小沢(和)委員 一昨年、自治労連が保育職場実態アンケートをまとめております。全国の公立保育所で働く約一万三千人という多数の声を集めたものでありますが、これによると、慢性的な人員不足で半数近くが昼休み休憩を毎日とれない、三割は休憩室がない、年次休暇は十日もとれないという状況で、「とても疲れる」が四九・三%、「やや疲れる」四五・九%を合わせると九五・三%、ほとんどの人が疲れ切っているわけでありまして、児童をはいれるだけ入れる、しかしそれに見合う施設の拡充も保育士の増員も少ない、そのしわ寄せがここにあらわれているのではないでしようか。

このアンケートには、正規職員一万三千人のほかに、臨時、非常勤の約四千三百人が答えている。一緒に働いている人たちだと思います。そうすると、公立保育所には約二五%の臨時、非常勤者が働いていることになる。入所増に対応するため、どこでもこのように臨時や非常勤を特にふやしているということじゃないんですか。

○岩田政府参考人 先ほど申し上げましたように、正規の保育士として短時間保育士、非常勤の保育士、こういったような区分での数が今把握できておりませんので、平成十四年度の十月の状況を調査し、集計中でございますので、そういった統計調査結果を見て状況の把握をしたいと考えております。

働いていることになる。入所増に対応するため、どこでもこのように臨時や非常勤を特にふやしているということじゃないんですか。

○小沢(和)委員 だから、私が特に言いたいのは、そういう非常勤とか臨時という人々たちをどんどんふやす。それも、ほとんど私言ったけれども、子供たちが入っていく、ふえている数に比べれば遅々たるものです。だから、さっき言ったような大変な労働強化になっている。ぜひ、この増員のことにしても真剣に取り組んでいただきたい。

待機児童ゼロ作戦で一定の成果があったことは私も認めますが、しかし、一年たった今年度初めの待機児童は余り減っていないと聞いております。特に二歳までの低年齢児が多いようですが、待機児童は今現在何人いるか。これだけ入所児童数をふやしてもさらに待機児童がふえる状況はどういうことを意味しているのでしょうか。

○岩田政府参考人 平成十五年の四月一日現在の状況についてはまだ集計ができておりませんが、一年前の状況ですが、平成十四年四月一日現在でございしますが、保育所の入所児童数は百八十七万九千人ということで、前年同月比五万一千人、先ほど委員も引用された数字ですけれども、一年前と比べて五万一千人の受け入れ増が図られております。しかしながら、その平成十四年四月一日現在ですけれども、待機児童は二万五千人ということで、前年同月と比べて四千人ということが増加をいたしております。

ですから、待機児童が二万一千人いる状態で、五万一千人の受け入れ増を図ったのだけれども、待機児童は二万五千人という姿になっているとい

うことになる。入所増に対応するため、どこでもこのように臨時や非常勤を特にふやしているということじゃないんですか。

うことでございますので、これは、受け入れ児童数を増大させても、潜在的な保育需要、四月一日時点では待機児童のリストに載っていない方たちが、保育所の整備が進むということで、潜在的な保育需要が顕在化する形で出てくる、そういうことで待機児童が減少しないという状況になっているというふうなことを考えております。

○小沢(和)委員 私は、この不況の長期化の中で、子供が少しでも大きくなったらすぐにも預けて働かなければならないという家庭が増加しているというところではないかと思うんです。こういう状況が続けば、来年度までの三カ年で入所児を当初計画どおり十五万人ふやしても、この作戦を終了することはできないのではないかと思います。

特に、昨年度までのように、既設保育所の定員についての解釈を変えて入所児をふやすというようなことはこれ以上すべきでもないし、限界にきているとも思います。

さらに長期的見通しを持ちながら、緊急の課題として国と市町村が直接責任を持って新増設を進めていく必要があるのではないのでしょうか。そのための国の財源措置を含めて、どういう考え方が、お伺いします。

○岩田政府参考人 現時点ではつきり申し上げられませんが、待機児童ゼロ作戦、平成十四年度に始まりまして、まだその途中でございまして、十五年度、十六年度ということでございますので、三年間で十五万人の受け入れ増を図る、このこと自体、大変大きな取り組みだというふうに思っておりますけれども、それは、必要な予算措置も含めて、確実に受け入れ増が図れるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

三年間が経過した後、十七年度以降でございましてけれども、今予想されますのは、大都市部を中心に、三年間、ゼロ作戦でそれなりの効果が出たとしても、待機児童の問題が完全に解決されるということにはならないのではないかとというふうに考えております。

そこで、今御審議していただいております児童

福祉法の改正案の中にございますように、待機児童が一定数いるような市町村、都道府県に對しましては、待機児童を解消するための具体的な保育計画を策定することを義務づけさせていただきたいと思っておりますので、まずは自治体がよくニーズの把握をしていただいて待機児童解消計画を立てていただく、私ども国もそれをしっかり支援するということが、十七年度以降も引き続き重要になってくるというふうに考えております。

○小沢(和)委員 ついでながら一つ伺っておきたいのですが、数年前に、新しい保育所新増設の手法として、NPO、株式会社、学校法人などにも保育所の設置を認め、さらに、公設民営方式の一つとしてPFI方式まで認めました。こういう方式で、それぞれ何カ所ぐらい設置されて、児童がどれぐらい入所しているんでしょうか。

○岩田政府参考人 公設民営を推進するというのは、平成十三年の児童福祉法の改正でも明らかにさせていただいたわけですが、公設民営方式その他、民間のさまざまな設置主体による参入を促進したいというふうに考えているわけでございます。

お尋ねのPFIの実績でございますけれども、平成十三年度の第一次補正で、PFIを活用した公設民営型による保育所整備を促進するために、民間事業者、PFI事業者ですが、これが建設した施設を自治体がい取って、それをまたその事業者に貸す、こういう形になるわけですが、こういった民間事業者が建設した施設を自治体がい取る場合、その費用を補助対象としたところがございます。(小沢(和)委員「だから、何カ所やっているのだと聞いているんですよ」と呼ぶ)現在、複数の自治体でその導入が検討されているというふうに聞いておりますけれども、十三年度、十四年度については、このタイプの補助金を使った実績はございません。

○小沢(和)委員 その一方で、公立の民間委託などがかなり進んでおります。この一年でどれくらい民間委託化が行われたかも伺っておきたいと

思います。

また、二〇〇〇年度の定員充足率を見て、大変奇異に感じましたのは、全体として入所児童数が五万一千ふえたというのですが、公営の充足率は八九・六%、これに対して民営は一〇三・九%という極端な開きがあることです。民営は定員をオーバーしているのに、公営はがらがら、これは民営への入所をできるだけ優先させようという意図的な政策によるものではないんでしょうか。わざと公営に入れないようにして、公営の充足率が悪いなどといって民間委託を進めていくというようなやり方は私は許されないと思うのですが、これはどうしてこういうようなことになっているのですか。

○岩田政府参考人 二つのことのお尋ねがございましたが、まず最初の保育所の民間委託については、この一年の実績でございますが、公立保育所ににつきましては、社会福祉法人への委託は従来からやっておりますけれども、平成十三年の三月からは、社会福祉法人以外の例えばNPO、株式会社、学校法人などへの民間業務委託を可能としたところでございます。平成十四年の八月に調査したところによりますと、平成十四年度中のこういう形での業務委託件数は四十三件ということになっております。

また、保育所の充足率が公立、民間で違うのはなぜかということについてのお尋ねでございますが、今委員が言われたような事情については私は聞いたことがございません。むしろ、公立の保育所の充足率の方が低いというのは、一つは、過疎地に参りますと公立保育所しかない、民営の保育所は都市部の方に多いといったような地域的な配置の違いも一つあるというふうに思いますし、やはり大きな理由の一つは、保育所の定員を上回って、最低基準は遵守しますが、現在の定員を上回って、定員の弾力化というやり方で多くのお子さんを受け入れる、そういう取り組みについての公営と民営の違いに起因しているのではないかとというふうに思っております。

現在利用者が保育所を選択しますので、第一希望は公立のこの保育所、あるいは社会福祉法人立のこの保育所というふうに優先順位をつけて希望を出しますので、自治体の方が政策的にどちらかに子供を優先的に入れるというようなことはやっていないはずでございます。

○小沢(和)委員 児童の受け入れをふやすために、保育水準を切り下げる動きが各地で見られます。

私の地元福岡市は、受け入れ児童数をふやした点では全国十五位ですが、待機児童数では依然として全国十位、待機児童増加数では全国二位という状況であります。市も、市民運動の圧力によって、今年度から十五年ぶりに保育所を増設する方向に転換をしました。

しかし、その一方で、同じく今年度から市立舞鶴保育所の民営化を強行しております。この舞鶴保育所は、市立といっても、これまで社会福祉事業団が委託を受けて運営をしてきた公設民営で、障害者教育のモデル保育所として高く評価されてきました。ところが、市が舞鶴保育所で夜間保育を実施することを決定したのに対し、事業団が、今までの基準どおりの人件費などで計算すると九百万円の赤字になるといつて断った。そうすると、市は、この機会に保育所を全面的に社会福祉法人化、つまり完全に民営化して、夜間だけでなく昼間の保育も行うこととし、この四月から実施をいたしました。

このやり方の強引さも市民を驚かせましたが、市営でも事業団でもやれないものを、完全民営化で、安上がりの嘱託やパートなどで可能にしようとしているのが一番の問題だと思っております。

このように、施設も人件費もとかく安上がりにして、保育水準を落として受け入れ数だけふやそうというやり方をどう思われるか。こういうようなやり方が続くと、また保育所での重大事故が発生させるといようなことにもなりかねないんじゃないか。局長のお考えを伺いたい。

○岩田政府参考人 公立保育所の運営を民間委託

ので、これについては労使で十分協議をしていたんです。だくべき事項ではないかと考えております。

○小沢(和)委員 私も、新たにむだな仕事をささえてでも深夜業を免除できるようにしろというようなことを要求しているわけじゃないんです。

先ほど引用しましたように、事業主に対しては、通常考えられる相当の努力をするようにということになっている。そして、実際にこういうやり方があるんじゃないかということで、JALという巨大なグループの中でいろいろやりくりのしようがあるんじゃないかということとを組合も言っているし、それから当局の方も、こんなこともあるんじゃないですかという示唆をされたともいえる。そういうことについて本当に会社が努力をしたんだったら、私は、七十五名という業務量には変わりはないですということじゃなくて、もうちょっとそこで前進があつてしかるべきじゃないかというふうに考えるわけであります。

その点で、もう一つお尋ねしておきますけれど

も、今のお話では、今回の提案というのは、あくまで会社が提案したということですから、今後の労使での話し合いでよりよい合意に達するということを期待している、こういうお気持ちだということに理解しましたが、いいでしょうか。

○岩田政府参考人　八月以降の長期的な対応措置、そしてこれに伴う労働条件にかかわる事項については、基本的に労使による協議に基づいて決

定されるというふうと考えております。

行政としても、子供を養育する労働者の雇用の継続や福祉の増進を目的とする育児・介護休業法を施行する立場から、どのような措置を講じられるのか、どのような労使協議による合意が形成されるのか、見守ってまいりたいと考えております。

○小沢和・委員 この問題は労使間でよく話し合つて解決すべき問題だと私も思います。

今、私たちは、少子化が日本の未来にとって深刻な問題であり、これを打開するために、若い親たちが安心して子供を生み育てられる条件をどう

遇面、労働条件面で変更が生じると考えられます

であります。その最中に、日本を代表する航空会社であるJALの客室乗務員たちから、こういう状態では今後子供を産む人は少なくなってしまうという悲痛な訴えが上がるようなことでよいのでしょうか。ぜひ育休法の趣旨に沿って、この問題を正しく解決していただきたい。

客室乗務員組合は、今週中にも厚生省に交渉の状況を報告して、問題解決への援助を要請したいと言っている。ぜひこの女性たちの声を局長にも直接聞いてやっていただきたいと思いますが、最後にその点どうかということをお尋ねします。

○岩田政府参考人 どなたがお話を伺うことができますか、ここでお約束はできませんけれども、JALの客室乗務員の皆さんの、何を考えておられるのか、どういう状況にあるのか、お話はしっかりと聞きたいと思えます。

○小沢(和)委員 終わりますが、ひとつ局長自身ができたら聞いてやっていただきたい、そのことを重ねてお願いしておきます。

○中山委員長 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

○中山委員長 この際、内閣提出、次世代育成支援対策推進法案に対し、小沢和秋君外一名から、日本共産党提案による修正案が提出されており、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。藤木洋子君。

次世代育成支援対策推進法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。私は、政府提出の次世代育成支援対策推進法案に対する修正について、その趣旨及び理由を御説明いたします。

本修正案は、次世代の社会を担う子供たちが、健康やかに生まれ育てられる環境の整備を図る上で、国及び地方公共団体の財政上の責任を明確にすること及び国民の合意の形成と情報の公開が重要であることにかながみて、修正を行うとするものです。

修正の第一は、国が行動計画策定指針の策定に当たって、国民の意見を反映させる措置をとること。

第二は、次世代育成支援に対する国の市町村、都道府県への財政上の措置を明記すること。

第三は、事業主が行動計画の策定に当たって、行動計画の内容について、当該職場の労働者との協議を義務づけ、その計画内容、達成状況を公表することであり、その理由は次のとおりです。

子供たちを健康やかに育てるための社会的条件の整備については、多様な指摘がされているところであり、広く国民からの声を国の行動計画策定指針に反映することが次世代育成支援施策の実現にとって重要であると考えます。あわせて、この施策の遂行に当たって、国の地方公共団体への財政上の支援が不可欠であることは明らかです。

また、女性労働者や共働き世帯がふえている今日、子育てと両立する働きやすい職場が求められており、事業所の事業主行動計画が、当該労働者の意見をよく聞き、協議して策定されることが求められております。三百人以上の事業所では、その計画内容と達成状況を公開することが企業の社会的責任を果たす上からも必要だと考えます。

以上、何とぞ、慎重御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。趣旨の説明とさせていただきます。(拍手)

○中山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中山委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

れに対する修正案について採決いたします。まず、小沢和秋君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、児童福祉法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中山委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

もの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

二 男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組みや子どもが生まれながら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。

三 仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となつて労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。

四 保育所の待機児童の解消を目指して、保育所の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

五 現在、縦割り行政の中で機能が分かれていた保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに家庭以外のコミュニケーションの役割と育児支援の場として機能するようにすること。

六 子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

七 男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、ILO第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努め

ること。

八 次世代育成支援対策に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても十分にその趣旨を尊重し、努力してまいります。

ありがとうございます。(拍手)

○中山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次に、内閣提出、参議院送付、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、国から公益法人等が委託等を受けて行っている検査、検定、資格付与等の事務及び事業について、官民の役割分担及び規制改革の観点からの見直しを行うため、平成十四年三月に公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を閣議決定したところであります。

今般、この計画の実施の一環として、厚生労働省関係の六法律において、厚生労働大臣がこれらの事務及び事業を行わせる者を指定する制度から、法律で定める一定の要件に適合し、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等の措置を講ずることを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法及び業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の六法律に基づき実施される研修等について、厚生労働大臣の指定する者による実施から、厚生労働大臣の登録を受けた者による実施に改めることとしております。

第二に、厚生労働大臣は、登録を申請した者が、これらの各法律に規定する登録基準に適合しているときは、登録をしなければならないこととしております。

第三に、厚生労働大臣の登録を受けた者について、これらの各法律において、研修等の実施義務、業務規程等の届け出、財務諸表等の備えつけ、登録基準への適合命令、研修等の実施義務違反に係る改善命令、登録の取り消し等の規定を整備することとしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る十三日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

次世代育成支援対策推進法案に対する修正案
次世代育成支援対策推進法案の一部を次のように修正する。

第七条第四項中「あらかじめ」の下に「国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに」を加える。

第十一条中「必要な」の下に「財政上の措置、」を加える。

第十二条第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、毎年少なくとも一回、一般事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

第十九条第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、職員又は労働者の過半数で組織する職員団体(国家公務員法昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二第一項の職員団体、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第五十二条第一項の職員団体その他これらに準ずるものとして政令で定める団体という。以下同じ。又は労働組合がある場合においてはその職員団体又は労働組合、職員又は労働者の過半数で組織する職員団体又は労働組合がない場合においては職員又は労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

〔第四章 精神保健指定医、精神保健指定
目次中 第一節 精神保健指定医(第十八条の六)を
第二節 精神病院(第十九条の七、第十九条の十)を
第三節 精神病院(第

登録研修機関及び精神病院
医（第十八条、第十九条の六）
（第十九条の六の二、第十九条の六の十七）
第十九条の七、第十九条の十」

改める。

「第四章 精神保健指定医及び精神病院」を
「第四章 精神保健指定医、登録研修機関及び
精神病院」に改める。

第十八条第一項第四号及び第十九条第一項中
「又はその指定する」を「の登録を受けた」に
改める。

第十九条の三を次のように改める。

第十九条の三 削除

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に
次の一節を加える。

第二節 登録研修機関

（登録）

第十九条の六の二 第十八条第一項第四号又は
第十九条第一項の登録（以下この節において
「登録」という。）は、厚生労働省令で定める
ところにより、第十八条第一項第四号又は第
十九条第一項の研修（以下この節において「研
修」という。）を行おうとする者の申請によ
り行う。

（欠格事項）

第十九条の六の三 次の各号のいずれかに該当
する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違
反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から二年を経過しない者

二 第十九条の六の十三の規定により登録を
取り消され、その取消しの日から二年を経
過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のう
ちに前二号のいずれかに該当する者がある
もの

（登録基準）

に、「第五十一条の十五」を「第五十一条の十六」に

第十九条の六の四 厚生労働大臣は、第十九条

の六の二の規定により登録を申請した者が次
に掲げる要件のすべてに適合しているとき
は、その登録をしなければならない。

一 別表の第一欄に掲げる科目を教授し、そ
の時間数が同表の第三欄又は第四欄に掲げ
る時間数以上であること。

二 別表の第二欄で定める条件に適合する学
識経験を有する者が前号に規定する科目を
教授するものであること。

登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者
の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登
録番号を記載してするものとする。

（登録の更新）

第十九条の六の五 登録は、五年ごとにその更
新を受けなければ、その期間の経過によつて、
その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新につい
て準用する。

（研修の実施義務）

第十九条の六の六 登録を受けた者（以下「登
録研修機関」という。）は、正当な理由があ
る場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関
する計画（以下「研修計画」という。）を作
成し、研修計画に従つて研修を行わなければ
ならない。

2 登録研修機関は、公正に、かつ、第十八条
第一項第四号又は第十九条第一項の厚生労働
省令で定めるところにより研修を行わなけれ
ばならない。

3 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、
第一項の規定により作成した研修計画を厚生
労働大臣に届け出なければならぬ。これを
変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

第十九条の六の七 登録研修機関は、その氏名
若しくは名称又は住所を変更しようとする
ときは、変更しようとする日の二週間前までに、
その旨を厚生労働大臣に届け出なければなら
ない。

（業務規程）

第十九条の六の八 登録研修機関は、研修の業
務に関する規程（以下「業務規程」という。）
を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大
臣に届け出なければならぬ。これを変更し
ようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、研修の実施方法、研修に関
する料金その他の厚生労働省令で定める事項
を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第十九条の六の九 登録研修機関は、研修の業
務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ
うとするときは、厚生労働省令で定めるところ
により、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣
に届け出なければならぬ。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年
度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目
録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算
書並びに営業報告書又は事業報告書（その作
成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的
方式その他の人の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られる記録であつて、
電子計算機による情報処理の用に供されるも
のをいう。以下この条において同じ。）の作
成がされている場合における当該電磁的記録
を含む。次項及び第五十七条において「財務
諸表等」という。）を作成し、五年間事務所
に備えて置かなければならない。

2 研修を受けようとする者その他の利害関係
人は、登録研修機関の業務時間内は、いつで
も、次に掲げる請求をすることができる。た
だし、第二号又は第四号の請求をするには、

登録研修機関の定めた費用を支払わなければ
ならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されてい
るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成さ
れているときは、当該電磁的記録に記録さ
れた事項を厚生労働省令で定める方法によ
り表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電
磁的方法であつて厚生労働省令で定めるも
のにより提供することの請求又は当該事項
を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第十九条の六の十一 厚生労働大臣は、登録研
修機関が第十九条の六の四第一項各号のい
ずれかに適合しなくなつたと認めるときは、そ
の登録研修機関に対し、これらの規定に適合
するため必要な措置をとるべきことを命ずる
ことができる。

（改善命令）

第十九条の六の十二 厚生労働大臣は、登録研
修機関が第十九条の六の六第一項又は第二項
の規定に違反していると認めるときは、その
登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又
は研修の実施方法その他の業務の方法の改善
に関し必要な措置をとるべきことを命ずるこ
とができる。

（登録の取消し等）

第十九条の六の十三 厚生労働大臣は、登録研
修機関が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その登録を取り消し、又は期間を定めて
研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ず
ることができる。

一 第十九条の六の三第一号又は第三号に該
当するに至つたとき。

二 第十九条の六の六第三項、第十九条の六
の七、第十九条の六の八、第十九条の六の
九、第十九条の六の十第一項又は次条の規

定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条の六の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第十九条の六の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。
(帳簿の備付け)

第十九条の六の十四 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(厚生労働大臣による研修業務の実施)

第十九条の六の十五 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第十九条の六の九の規定による研修の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

3 厚生労働大臣が第一項の規定により研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収及び立入検査)
第十九条の六の十六 厚生労働大臣は、研修の業務の適正な運営を確保するために必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳

簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(公示)

第十九条の六の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 登録をしたとき。
二 第十九条の六の七の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の六の九の規定による届出があつたとき。
四 第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。

五 第十九条の六の十五の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた研修の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第二十七条第五項を次のように改める。
第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

第二十七条第六項を削る。
第二十九条の二第四項中「第二十七条第四項から第六項まで及び」を「第二十七条第四項及び第五項並びに」に改める。
第三十八条の六第三項中「第二十七条第五項及び第六項」を「第十九条の六の十六第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。
第五十条の二の四第二項を次のように改める。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の二の四第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

第五十条の三の三第二項を次のように改める。
2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十一条の九第二項を次のように改める。
2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。
第八章中第五十一条の十五の次の一条を加える。

(経過措置)
第五十一条の十六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第五十二条中「一」を「いずれかに」に改める。
第五十四条中「一」を「いずれかに」に改め、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反した者
第五十五条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。
一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第五十六条中「第五十四条第二号若しくは第三号」を「第五十四条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。
第五十七条中「一」を「いずれかに」に改め、第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。
二 第十九条の六の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十九条の六の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
四 第十九条の六の十四の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
附則の次に次の別表を加える。

に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第五十二条中「一」を「いずれかに」に改める。
第五十四条中「一」を「いずれかに」に改め、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。
一 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反した者
第五十五条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。
一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第五十六条中「第五十四条第二号若しくは第三号」を「第五十四条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。
第五十七条中「一」を「いずれかに」に改め、第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。
二 第十九条の六の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十九条の六の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
四 第十九条の六の十四の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
附則の次に次の別表を加える。

別表（第十九条の六の四関係）

科目	教授する者	第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数	第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政概論	この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者であること。	八時間	三時間
精神障害者の医療に関する法令及び実務	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。		
精神障害者の人権に関する法令	法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。		
精神医学	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは助教の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。	四時間	
精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉	精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関し学識経験を有する者であること。	二時間	一時間
精神障害者の医療に関する事例研究	次に掲げる者が共同して教授すること。 一 指定医として十年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する者 二 法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者	四時間	三時間

三 この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者

備考 第一欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。

（水道法の一部改正）

第二条 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十四条の二）」を「（第三十四条の二）第三十四条の四」に、「（第五十条の二）」を「（第五十条の三）」に改める。

第二十条第三項ただし書中「指定する」を「登録を受けた」に改め、同条の次に次の十五条を加える。

（登録）

第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行う者とする者の申請により行う。

（欠格条項）

第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第三項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第二十条の四 厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第二十条第一項に規定する水質検査を行

うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。

二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五人以上であること。

三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。

2 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地

（登録の更新）

第二十条の五 第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（受託義務等）

第二十条の六 第二十条第三項の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）は、

同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。

2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十条の七 登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十条の八 登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十条の九 登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるも

のいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(適合命令)
第二十条の十一 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)
第二十条の十二 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)
第二十条の十三 厚生労働大臣は、登録水質検査

機関が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十条の十四 登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)
第二十条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十条第三項の登録をしたとき。

二 第二十条の七の規定による届出があつたとき。

三 第二十条の九の規定による届出があつたとき。

四 第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。

第三十一条中、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通ずる」との下に、「第二十条の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「水道用水供給事業者その他の利害関係人」とを加える。

第三十四条第一項中「同条第四項」を「第二十条の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「専用水道の設置者その他の利害関係人」と、第二十四条の三第四項に改める。

第三十四条の二第二項中「指定する」を「登録を受けた」に改め、第四章の二中同条の次に次の二条を加える。

(検査の義務)

第三十四条の三 前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(準用)

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第二十条の二中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の二第二項」と、同条、第二十条の四第一項各号及び第二項第三号、第二十条の六第二項、第二十

条の七から第二十條の九まで、第二十條の十二から第二十條の十四まで、第二十條の十五第一項並びに第二十條の十六第四号中「水質検査」とあるのは「簡易専用水道の管理の検査」と、第二十條の三、第二十條の五第一項、第二十條の十三第五号並びに第二十條の十六第一号及び第四号中「第二十條第三項」とあるのは「第三十四條の二第二項」と、第二十條の三第二号及び第二十條の十六第四号中「第二十條の十三」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の十三」と、第二十條の三第三号中「前二號」とあるのは「第三十四條の四において準用する前二號」と、第二十條の四第一項中「第二十條の二」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の二」と、第二十條の四第二項中「第二十條の二第二項」と、同号及び第二十條の十五第一項中「検査施設」とあるのは「検査設備」と、第二十條の四第一項第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、「五名」とあるのは「三名」と、同項第三号ハ中「ロ」とあるのは「第三十四條の四において準用するロ」と、同条第二項中「水質検査機関登録簿」とあるのは「簡易専用水道検査機関登録簿」と、第二十條の五第二項中「前三條」とあるのは「第三十四條の四において準用する前三條」と、同項及び第二十條の十五第二項中「前項」とあるのは「第三十四條の四において準用する前項」と、第二十條の六第二項、第二十條の七、第二十條の八第一項、第二十條の九から第二十條の十四まで及び第二十條の十五第一項中「登録水質検査機関」とあるのは「第三十四條の二第二項の登録を受けた者」と、第二十條の八中「水質検査業務規程」とあるのは「簡易専用水道検査業務規程」と、第二十條の十第一項中「次項」とあるのは「第三十四條の四において準用する次項」と、同条第二項中「水道事業者」とあるのは「簡易専用水道の

設置者」と、第二十條の十一中「第二十條の四第一項各号」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の四第一項各号」と、第二十條の十二中「第二十條の六第一項又は第二項」とあるのは「第三十四條の三又は第三十四條の四において準用する第二十條の六第二項」と、「受託す」とあるのは「行う」と、第二十條の十三第一号中「第二十條の三第一号又は第三号」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の三第一号又は第三号」と、同条第二号及び第二十條の十六第二号中「第二十條の七」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の七」と、第二十條の十三第二号及び第二十條の十六第三号中「第二十條の九」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の九」と、第二十條の十三第二号中「第二十條の十第一項」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の十第一項」と、「次条」とあるのは「第三十四條の四において準用する次条」と、同条第三号中「第二十條の十第二項各号」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の十第二項各号」と、同条第四号中「第二十條の十一」とあるのは「第三十四條の四において準用する第二十條の十一」と、「前条」とあるのは「第三十四條の四において準用する前条」と、第二十條の十五第三項中「第一項」とあるのは「第三十四條の四において準用する第一項」と読み替へるものとする。

第六章中第五十條の二の次に次の一条を加へる。

(経過措置)

第五十條の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五十三條の三を第五十三條の四とし、第五十三條の二を第五十三條の三とし、第五十三條の次に次の一条を加へる。

第五十三條の二 第二十條の十三（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五條の二を第五十五條の三とし、第五十五條の次に次の一条を加へる。

第五十五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十條の九（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十條の十四（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十條の十五第一項（第三十四條の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六條中「第五十二條、第五十三條、第五十四條又は第五十五條」を「第五十二條から第五十三條の二まで又は第五十四條から第五十五條の二まで」に改める。

附則の次に別表として次の二表を加へる。

別表第一（第二十條の四関係）

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業し

た後、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三條第一項の規定による臨床検査技師の免許を有する者又は同条第二項の規定による衛生検査技師の免許を有する者であつて、一年以上水質検査の実務に従事した経験を有するものであること。

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二（第三十四條の四関係）

一 第十九條（第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者たる資格を有する者であること。

二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七條の規定による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者であること。

三 第三十四條の二第二項に規定する簡易専用水道の管理の検査の補助に一年以上従事した経験を有する者であること。

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第三條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「こん虫」を「昆虫」に改める。

第七條第一項第一号中「、厚生労働省令の定めるところにより」を削り、「が指定した」を「の

登録を受けた者が行う」に改め、「講習会」の下に「以下「講習会」という。」を加え、同条の次に次の十五条を加える。

(登録)

第七条の二 前条第一項第一号の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、講習会を行うおととする者の申請により行う。

(欠格事項)

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項第一号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修

めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2 登録は、講習機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(登録の更新)

第七条の五 第七条第一項第一号の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施義務)

第七条の六 第七条第一項第一号の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習会の実施に関する計画を作成し、これに従つて講習会を行わなければならない。

2 登録講習機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

3 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第七条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七条の八 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、講習会の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第七条の九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項

を記載した書面の交付の請求
(適合命令)

第七条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七条の六第三項、第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第七条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第七条第一項第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第七条の十四 登録講習機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第七条の十五 厚生労働大臣は、この法律の施

行に關し必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、業務に關して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公三)

第七條の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七條第一項第一号の登録をしたとき。

二 第七條の七の規定による届出があつたとき。

三 第七條の九の規定による届出があつたとき。

四 第七條の十三の規定により第七條第一項第一号の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

第九條の十二第二項を次のように改める。

2 第七條の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第九條の十二第三項を削る。

第十一條第二項、第十二條の五第二項及び第十二條の九第二項中「第九條の十二第二項及び第三項」を「第七條の十五第二項及び第三項」に改める。

第十四條を第十三條の二とし、第五章中同條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第十四條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置

(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十四條の二中「第九條の六第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同條に次の各号を加える。

一 第七條の十三の規定による講習会の業務の停止の命令に違反した者

二 第九條の六第一項の規定に違反した者

第十四條の三中「三十万円」を「百万円」に改める。

第十五條を削る。

第十四條の四中「十万円」を「五十万円」に改め、同條を第十五條とする。

第十四條の三の次に次の一條を加える。

第十四條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七條の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第七條の十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十六條中「二万円」を「三十万円」に改め、第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號の次に次の第一號を加える。

二 第六條第一項の規定に違反した者

第十六條に次の二號を加える。

五 第十二條の規定による命令又は処分違反した者

六 第十二條の七の規定による命令に違反した者

第十七條中「前二條」を「第十四條の二第一號、第十四條の四又は前條」に改める。

第十八條中「二万円」を「十万円」に改め、第二號を第三號とし、第一號の次に次の第一號を加える。

二 第七條の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表(第七條の四關係)

建築物衛生行政概論	十時間
建築物の構造概論	八時間
建築物の環境衛生	十二時間
空気環境の調整	二十六時間
給水及び排水の管理	二十時間
清掃	十六時間
ねずみ、昆虫等の防除	八時間

(労働安全衛生法の一部改正)

第四條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七號)の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十六條 第百二十二條)」を「(第百十五條の二 第百二十三條)」に改める。

第十四條中「都道府県労働局長若しくは」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に改める。

第三十七條第一項中「ボイラーその他の」を削り、「機械等」を「機械等として別表第一に掲げるもので」に改める。

第三十八條第一項中「都道府県労働局長」を「当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。))に、「次に掲げる」を「輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査

対象機械等」という。))について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた」に改め、各号を削り、同條第二項中「都道府県労働局長又は製造時等検査代行機関の検査(製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち厚生労働省令で定めるものに係る検査に限る。))を「当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査」に改める。

第三十九條第一項中「製造時等検査代行機関」を「登録製造時等検査機関」に改める。

第四十一條第二項中「労働基準監督署長又は」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に、「性能検査代行機関」を「登録性能検査機関」に改める。

第四十二條中「機械等」の下に「別表第二に掲げるものその他」を加える。

第四十三條の二第四号中「次条第一項の機械等及び」を削る。

第四十四條第一項中「その構造、性能等を考慮して」を「別表第三に掲げる機械等」に改め、「厚生労働大臣、都道府県労働局長又は」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に、「個別検査代行機関」を「登録個別検査代行機関」に改め、同條第二項及び第三項中「厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検査代行機関」を「登録個別検査代行機関」に改める。

第四十四條の二第二項中「個別検査によることが適当でない」を「別表第四に掲げる」に改め、「厚生労働大臣又は」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に、「型式検査代行機関」を「登録型式検査代行機関」に改め、同條第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣又は型式検査代行機関」を「登録型式検査代行機関」に改める。

第四十六條の見出しを「登録製造時等検査機関の登録」に改め、同條第一項中「第三十

八条第一項第一号を「第三十八条第一項」に、「指定」を「登録」に、「及び第五十三条を」「次条、第五十三条及び第五十三条の二第一項」に改め、「いう」は「の」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「指定」を「登録」に改め、同項第二号中「第五十三条第二項」を「第五十三条」に、「指定」を「登録」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「第一号」を「前二号のいずれか」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。

二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。

三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、製造者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社

員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四十六條に次の一項を加える。

4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 第一項の区分

四十六條の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第四十六條の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

第四十七條の次に次の一条を加える。

（変更の届出）

第四十七條の二 登録製造時等検査機関は、第四十六條第四項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

第四十八條第一項中「製造時等検査代行機関」を「登録製造時等検査機関」に、「厚生労働大臣の認可を受け」を「製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

第四十八條第三項を削る。

第四十九條から第五十二條までを次のように改める。

（業務の休業止）

第四十九條 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十條 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつても、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十三條において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務

所に備えて置かなければならない。

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供するなどの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるも

のにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び営業報告書又は事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任等の届出)

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十七条の規定に違反しているとき、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十三条及び第五十三条の二を次のように改める。

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前二条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(都道府県労働局長による製造時等検査の実施)

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(登録性能検査機関)

第五十三条の三 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十一条の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十一条第二項
製造時等検査	製造時等検査	第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	性能検査	性能検査
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査
別表第六第一号	同表の中欄	同表の中欄
同表第二号	同表の下欄	同表の下欄
第四十六条第三項第三号	別表第七	別表第十
製造時等検査	製造時等検査	性能検査
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	特別特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条第一項及び第二項	製造時等検査	性能検査
第四十七条第三項	特別特定機械等	性能検査
製造時等検査	性能検査	性能検査
第四十七条第四項及び第四十八条	製造時等検査	性能検査
第四十九条	製造時等検査	性能検査
あらかじめ	性能検査	休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十条第二項及び第三項、第五十二条の二並びに第五十三条	製造時等検査	性能検査
都道府県労働局長	労働基準監督署長	性能検査
製造時等検査	性能検査	性能検査

第五十四条及び第五十四条の二を次のように改める。

(登録個別検定機関)

第五十四条 第四十六条及び第四十六条の二の

規定は第四十四条第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条第一項
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定
別表第六第一号	同表の中欄	
検査員	検定員	
同表第二号	同表の下欄	
第四十六条第三項第三号	検査員	検定員
別表第七	別表第十三	
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
登録製造時等検査機関登録簿	登録個別検定機関登録簿	
第四十六条第四項	製造時等検査	個別検定
第四十七条第一項	製造時等検査	個別検定
第四十七条第二項	検査員	検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四条第三項の基準
製造時等検査	個別検定	
製造時等検査	個別検定	
検査方法	検定方法	
第四十八条、第四十九条並びに第五十条第二項及び第三項	製造時等検査	個別検定

(登録型式検定機関)
第五十四条の二 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十一条	検査員	検定員
第五十二条の二及び第五十三条	製造時等検査	個別検定
第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣又は都道府県労働局長
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条の二第一項
製造時等検査	型式検定	
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十四の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	型式検定	
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	型式検定
別表第六第一号	別表第十五第一号	
検査員	検定員	
第四十六条第三項第三号	別表第七	別表第十六
製造時等検査	型式検定	
特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等	
登録製造時等検査機関登録簿	登録型式検定機関登録簿	
第四十六条第四項	製造時等検査	型式検定
第四十七条第一項	製造時等検査	型式検定
第四十七条第二項	検査員	型式検定
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四条の二第三項の基準

第四十七條第四項	製造時等検査	型式検定
第四十八條、第四十九條並びに第五十條第二項及び第三項	検査方法 製造時等検査	検定方法 型式検定
第五十一條	検査員	検定員
第五十二條の二及び第五十三條	製造時等検査	型式検定
第五十三條の二	都道府県労働局長 製造時等検査	厚生労働大臣 型式検定

第六十一條第一項中「都道府県労働局長若しくは」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に改める。

第七十五條第三項中「指定する」を「登録を受けた」に改め、同条第四項中「受験手続」の下に「並びに教習の受講手続」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の教習（以下「教習」という。）は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。
第七十五條の八第二項中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加える。
第七十六條第一項中「厚生労働省令で定める」を「別表第十八に掲げる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「講習科目」を削る。

第七十七條を次のように改める。

（登録教習機関）

第七十七條 第十四條、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者）に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行つた教習に相当するものを終了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

十九條まで、第五十條第一項、第二項及び第四項、第五十二條、第五十三條の二、第五十三條（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三條の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第四十六條第二項各号 列記以外の部分	登録	第七十七條第一項に規定する登録（以下この条、第五十三條及び第五十三條の二第一項において「登録」という。）
第四十六條第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七條の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八條第一項	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習又は第七十五條第三項の教習
第四十八條第二項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十九條	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習又は第七十五條第三項の教習
第五十條第一項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十條第二項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）
第五十條第四項	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習又は第七十五條第三項の教習
第五十二條	厚生労働大臣	都道府県労働局長

第五十二条の二	第四十六條第三項各号	第七十七條第二項各号
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十七條	製造時等検査	第七十七條第六項又は第七項
	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習若しくは第七十五條第三項の教育
第五十三條	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習若しくは第七十五條第三項の教育
第五十三條第二号	第四十七條から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項	第四十七條の二から第四十九條まで、第五十條第一項若しくは第四項、第七十七條第六項若しくは第七項
	第五十條第二項各号又は第三項各号	第五十條第二項各号
第五十三條第三号	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習
	製造時等検査	第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習

4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項並びに第四十六條第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六條第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七條第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教育機関登録簿」と読み替へるものとする。

6 登録教育機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教育の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教育を実施しなければならない。

7 登録教育機関は、公正に、かつ、第七十五

条第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教育を行わなければならない。

第九十六條第三項中「製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定制代行機関、型式検定制代行機関」を「登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定制代行機関、登録型式検定制代行機関」に、「指定教育機関」を「登録教育機関」に、「製造時等検査代行機関等」を「登録製造時等検査機関等」に改める。

第一百零二條第二項及び第一百零三條第二項中「製造時等検査代行機関等」を「登録製造時等検査機関等」に改める。

第一百零三條第一項中「登録」の下に「（第五十四條の三第一項又は第八十四條第一項の規定による登録に限る。次項において同じ。）」を加える。

第一百十二條第一項第一号の次に次の一号を加

える。

一の二 第十四條、第三十八條第一項、第四十一條第二項、第四十四條第一項、第四十四條の二第一項、第六十一條第一項若しくは第七十五條第三項の登録又はその更新を受けようとする者

第一百十二條第一項第二号中「指定教育機関」を「登録教育機関」に改め、同項第四号及び第五号中「製造時等検査代行機関」を「登録製造時等検査機関」に改め、同項第六号中「性能検査代行機関」を「登録性能検査機関」に改め、同項第七号中「個別検定制代行機関」を「登録個別検定制代行機関」に改め、同項第七号の二中「型式検定制代行機関」を「登録型式検定制代行機関」に改め、同項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第一百十二條の二第一号を次のように改める。

一 第三十八條第一項、第四十一條第二項、第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項の規定による登録をしたとき。

第一百十二條の二第三号から第五号までを次のように改める。

三 第四十七條の二又は第四十九條（第五十三條の三から第五十四條の二までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第五十三條（第五十三條の三から第五十四條の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定制若しくは型式検定制の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三條の二（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定制、型式検定制若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うも

のとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行つていた製造時等検査、性能検査、個別検定制、型式検定制若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

第一百十二條の二第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 第七十五條の二第一項、第八十三條の二又は第八十五條の二第一項の規定による指定をしたとき。

七 第七十五條の十（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

八 第七十五條の十一第一項（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の規定による取消をしたとき。

九 第七十五條の十一第二項（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

第一百十二條の二に次の一項を加える。

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四條、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七條第三項において準用する第四十七條の二又は第四十九條の規定による届出があつたとき。

三 第七十七條第三項において準用する第五十三條の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教育の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第十二章中第六十六條の前に次の三条を加える。

第百十五條の二 製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定の業務（以下この条において「特定業務」という。）に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下この条において「特定機関」という。）の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を受取り、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に関して、請託を受けて賄賂を受取り、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の懲役に処する。

3 特定業務に従事する特定機関の役員又は職員であつた者が、その職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を受取り、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十五條の三 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百十五條の四 第百十五條の二第一項から第三項までの罪は、刑法第四條の例に従う。

第百十八條中「第五十三條第二項（第五十三條の二、第五十四條、第五十四條の二第二項及び第七十七條第二項）を「第五十三條（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項）に、「製造時等検査代行機関等」を「登録製造時等検査機関等」に改める。

第百二十一條中「製造時等検査代行機関等」を「登録製造時等検査機関等」に改め、第四號を第五號とし、第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、同條第一號中「第四十九條（第五十三條の二、第五十四條及び第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。）又は「及び「製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務、」を削り、同號を同條第二號とし、同號の前に次の一號を加える。

一 第四十九條（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十二章第百二十二條の次に次の一號を加える。

第百二十三條 第五十條第一項（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十條第二項（第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。附則の次に別表として次の二十二表を加える。

別表第一（第三十七條關係）

一 ボイラー

二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 クレーン

四 移動式クレーン

五 デリック

六 エレベーター

七 建設用リフト

八 ゴンドラ

別表第二（第四十二條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置

二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）

五 プレス機械又はシャワーの安全装置

六 防爆構造電気機械器具

七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

八 防じんマスク

九 防毒マスク

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

十一 動力により駆動されるプレス機械

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十三 絶縁用保護具

十四 絶縁用防護具

十五 保護帽

別表第三（第四十四條關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの

二 第二種圧力容器

三 小型ボイラー

四 小型圧力容器

別表第四（第四十四條の二關係）

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの

二 プレス機械又はシャワーの安全装置

三 防爆構造電気機械器具

四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

五 防じんマスク

六 防毒マスク

七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの

八 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの

九 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

十 絶縁用保護具

十一 絶縁用防護具

十二 保護帽

別表第五（第四十六條關係）

一 超音波厚さ計

二 超音波探傷器

三 ファイバースコープ

四 ひずみ測定器

五 フィールド観察器

六 写真濃度計

別表第六（第四十六條關係）

一 条件

(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係大学等卒業者」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 特別特定機械等の構造

ロ 材料及び試験方法

ハ 工作及び試験方法

ニ 附属装置及び附属品

ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(2) 登録製造時等検査機関が行うものであること。

(二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校

等卒業生」という。)で、(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数
年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる)。

別表第七(第四十六条関係)

一 工学関係大学等卒業生で、十年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第八(第五十三条の三関係)

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ
別表第一第三号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第五号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第六号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、回転速度計及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第九(第五十三条の三関係)

機械等	条件	数
別表第一第一号に掲げる機械等	一 工学関係大学等卒業生のうち、七年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は二年表において「短期経験者」という。)で、次のいずれにも該当する研修(当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。)であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる)。

別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第二号及び第三号に掲げる機械等	別表第一第一号に掲げる機械等
一 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。	一 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。	一 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。
二 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。	二 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。	二 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。
三 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。	三 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。	三 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。
四 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。	四 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。	四 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。
五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第五号に掲げる機械等		する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が八十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	上げる。
別表第一第五号に掲げる機械等		一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が三十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
別表第六号に掲げる機械等		一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
別表第八号に掲げる機械等		一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
別表第十一(第五十三条の三関係)		一 工学関係大学等卒業者のうち、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験の有するものがあること。 二 工学関係高等学校等卒業者のうち、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験の有するものがあること。	四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
別表第十一(第五十四条関係)		機械器具その他の設備 絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計及び材料試験機 超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器及び写真濃度計	
別表第十二(第五十四条関係)		条件 一 工学関係大学等卒業者のうち、二年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者のうち、五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	数 年間の個別検定の件数を百二十で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
別表第十三号から第四号までの機械等		一 工学関係大学等卒業者のうち、三年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は一年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者(以下この表において「短期経験者」という。)で、次のいずれにも該当する研修(当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。)であつて学科研	年間の個別検定の件数を二千四百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)

修の時間が四十時間以上であり、かつ、検定実習が二十件以上であるものを修了したものであること。

(一) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

(1) 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料
(2) 附属装置及び付属品
(3) 取扱、清掃作業及び損傷
(4) 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(二) 登録個別検定機関が行うものであること。

二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。

三 工学関係高等学校等卒業者のうち、五年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は三年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者（以下この表において「長期経験者」という。）で、第一号に規定する研修を修了したものであること。

四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四百件以上であるものを修了したものであること。

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十三（第五十四条関係）

一 工学関係大学等卒業者で、十年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上

上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第十四（第五十四条の二関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第四第一号に掲げる機械等	絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計及び材料試験機
別表第四第二号に掲げる機械等	作動試験用機械、硬さ試験機、オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計及び耐電圧試験装置

別表第十五（第五十四条の二関係）

一 条件

(一) 工学関係大学等卒業者で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。

(二) 工学関係高等学校等卒業者で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

別表第十六（第五十四条の二関係）

一 工学関係大学等卒業者で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第四第三号に掲げる機械等	耐電圧試験装置、電気計測器、恒温槽、温度試験装置、鋼球落下試験装置、耐水試験装置、衝撃試験機、保護等級試験装置、爆発試験装置、ガス濃度計測器、水圧試験装置、拘束試験装置、気密試験装置、内圧試験装置、火花点火試験装置、発火試験装置及び防じん試験装置
別表第四第四号に掲げる機械等	材料試験機、耐水試験装置、衝撃試験機及び振動試験装置
別表第四第五号に掲げる機械等	材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置及び排気弁気密試験装置
別表第四第六号に掲げる機械等	材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置、排気弁気密試験装置、除毒能力試験装置、面体気密試験装置及び吸収缶気密試験装置
別表第四第七号に掲げる機械等	作動試験用機械及び硬さ試験機
別表第四第八号に掲げる機械等	オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機、急停止時間測定装置及び振動試験装置
別表第四第九号に掲げる機械等	作動試験用機械、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、温度試験装置及び運動時間測定装置
別表第四第十号及び第十一号に掲げる機械等	耐電圧試験装置、材料試験機及び電気計測器
別表第四第十二号に掲げる機械等	恒温槽及び衝撃試験機

を有する者であること。

別表第十七（第七十五条関係）

- 一 揚貨装置運転実技講習
 - 二 クレーン運転実技講習
 - 三 移動式クレーン運転実技講習
 - 四 デリック運転実技講習
- 別表第十八（第七十六条関係）
- 一 木材加工用機械作業主任者技能講習
 - 二 プレス機械作業主任者技能講習
 - 三 乾燥設備作業主任者技能講習
 - 四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
 - 五 地山の掘削作業主任者技能講習
 - 六 土止め支保工作業主任者技能講習
 - 七 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
 - 八 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
 - 九 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
 - 十 足場の組立て等作業主任者技能講習
 - 十一 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
 - 十二 鋼橋架設等作業主任者技能講習
 - 十三 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
 - 十四 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
 - 十五 採石のための掘削作業主任者技能講習
 - 十六 はい作業主任者技能講習
 - 十七 船内荷役作業主任者技能講習
 - 十八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習

- 十九 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
- 二十 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十一 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十二 特定化学物質等作業主任者技能講習
- 二十三 鉛作業主任者技能講習
- 二十四 四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十五 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十六 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十七 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十八 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十九 小型移動式クレーン運転技能講習
- 三十 ガス溶接技能講習
- 三十一 フォークリフト運転技能講習
- 三十二 ショベルローダー等運転技能講習
- 三十三 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 三十四 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 三十五 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 三十六 不整地運搬車運転技能講習
- 三十七 高所作業車運転技能講習
- 三十八 玉掛け技能講習
- 三十九 ボイラー取扱技能講習

別表第十九（第七十七条関係）

技能講習又は教育	機械器具その他の設備及び施設
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	生用機器及び酸素濃度計測器
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	生用機器、酸素濃度計測器及び硫化水素濃度計測器
床上操作式クレーン運転技能講習	床上操作式クレーン
小型移動式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーン

別表第二十（第七十七条関係）

講習科目		条件
ガス溶接技能講習	ガス溶接装置	
フォークリフト運転技能講習	フォークリフト、パレット及びフォークリフトを運転することができる施設	
ショベルローダー等運転技能講習	ショベルローダー等（ショベルローダー又はフォークローダーをいう。以下同じ。）及びショベルローダー等を運転することができる施設	
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）及び車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）を運転することができる施設	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	車両系建設機械（解体用）及び車両系建設機械（解体用）を運転することができる施設	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	車両系建設機械（基礎工事用）及び車両系建設機械（基礎工事用）を運転することができる施設	
不整地運搬車運転技能講習	不整地運搬車及び不整地運搬車を運転することができる施設	
高所作業車運転技能講習	高所作業車	
玉掛け技能講習	クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置、荷及び玉掛け用具	
揚貨装置運転実技講習	揚貨装置	
クレーン運転実技講習	天井クレーン、シミュレーター及び天井クレーンを運転することができる施設	
移動式クレーン運転実技講習	移動式クレーン及び移動式クレーンを運転することができる施設	
デリック運転実技講習	デリック	

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科学科	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において機械工学に関する学科を修めて卒業した

講習科目		条件
火薬類に関する知識	コンクリート破砕器の取扱いに関する知識	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験をするものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 乾燥設備作業主任者技能講習

講習科目		条件
乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
乾燥作業の管理に関する知識	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習

講習科目		条件
火薬類に関する知識	コンクリート破砕器の取扱いに関する知識	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

四

地山の掘削作業主任者技能講習、土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習

業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコンクリート橋架設等作業主任者技能講習

講習科目		条件
作業の方法に関する知識	関係法令	一 大学等において土木、建築又は採鉱に関する学科（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつては建築に関する学科を除き、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船に関する学科を含む。以下この表において「特定学科」という。）を修めて卒業した者で、その後三年以上建設の作業（ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習にあつてはずい道等の建設の作業に限り、足場の組立て等作業主任者技能講習にあつては造船の作業を含み、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習にあつてはコンクリート造の工作物の解体等の作業に限る。以下この表において「特定作業」という。）に従事した経験を有するものであること。

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

講習科目		条件
関係法令	一 高等学校等において特定学科を修めて卒業した者で、その後五年以上特定作業に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	二 高等学校等において特定学科を修めて卒業した者で、その後五年以上特定作業に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
知識	一 高等学校等卒業した者で、その後三年以上特定作業又は特定作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等卒業した者で、その後五年以上特定作業又は特定作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	

六 はい作業主任者技能講習

講習科目		条件
関係法令	一 高等学校等卒業した者で、その後三年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 高等学校等卒業した者で、その後三年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等卒業した者で、その後五年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
知識	一 高等学校等卒業した者で、その後三年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等卒業した者で、その後五年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	

七 船内荷役作業主任者技能講習

講習科目		条件
関係法令	一 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 高等学校等卒業した者で、その後三年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等卒業した者で、その後五年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
知識	一 高等学校等卒業した者で、その後三年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等卒業した者で、その後五年以上はい付け又ははい崩しの作業に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	講習科目
玉掛け作業及び 合図の方法に関 する知識	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その 後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、 その後四年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであるこ と。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であるこ と。	荷役の方法に関 する知識	一 大学等を卒業した者で、その後三年以上船内荷役作業に従事し た経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上船内荷役作業に従 事した経験を有するものであること。 三 船内荷役作業の監督又は指揮の業務に五年以上従事した経験を 有する者であること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であるこ と。	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
木造建築物の構 造部材の組立 て、屋根下地の 取付け等に関す る知識	一 大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、その 後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する ものであること。 二 高等学校等において建築に関する学科を修めて卒業した者で、 その後五年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有 するものであること。 三 十年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する 者で、当該期間のうち三年以上当該作業に係る職長その他の当該 作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地 位にあつたものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であるこ と。	講習科目	条件	講習科目	条件

九 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習

講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	講習科目
工事用設備、機 械、器具、作業 環境等に関する 知識	一 大学等を卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組立て等 の作業又は当該作業に関する安全指導の業務に従事した経験を有 するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上木造建築物の組立 て等の作業又は当該作業に関する安全指導の業務に従事した経験 を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であるこ と。	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後三年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。 二 高等学校等を卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事 した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であるこ と。	講習科目	条件

十 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	講習科目
ボイラーの構 造、取扱い及び 燃料に関する知 識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、 その後三年以上ボイラーの設計、製作、検査又は取扱いの業務に 従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	ボイラーの基 礎、れんが積み 及び断熱の工事 に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、 その後四年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を有す るものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者 で、その後七年以上ボイラー据付け工事の業務に従事した経験を 有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であるこ と。	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した 経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
第一種圧力容器 の構造に関する 知識	条件	講習科目	条件	講習科目	条件

知識		製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 八年以上ボイラー又は第一種压力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
第一種压力容器の取扱いに関する知識	一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上化学設備に係る第一種压力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
危険物及び化学反応に関する知識	一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後八年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上化学設備に係る第一種压力容器の管理の業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	

十一 普通第一種压力容器取扱作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科 講習 第一種压力容器 (化学設備に係るものを除く)の構造に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上ボイラー又は第一種压力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 五年以上ボイラー又は第一種压力容器の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
第一種压力容器	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上第一種压力容器の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

関係法令		一 大学等を卒業した者で、その後一年以上ボイラー又は第一種压力容器の管理の業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
講習科目	条件	
学科 講習 健康障害及びその予防措置に関する知識	一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
作業環境の改善方法に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
保護具に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	

十二 特定化学物質等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び有機溶剤作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科 講習 酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識	一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
保護具に関する知識	一 学校教育法による大学において医学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

十三 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科 講習 酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
保護具に関する知識	一 学校教育法による大学において医学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

実技 講習	関係法令	救急そ生の方法	酸素の濃度の測定方法
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。

十四 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

実技 講習	関係法令	救急そ生の方法	酸素欠乏及び硫化水素の発生原因及び防止措置に関する知識	保護具に関する知識	酸素欠乏及び硫化水素の発生原因及び防止措置に関する知識	救急そ生に関する知識	酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 学校教育法による大学において医学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。

十五 床上操作式クレーン運転技能講習

実技 講習	関係法令	床上操作式クレーンの運転のための場合	床上操作式クレーンに関する知識	原動機及び電気に関する知識	素の濃度の測定方法
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。	二 高等学校等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。
二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。	二 高等学校等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。

十六 小型移動式クレーン運転技能講習

実技講習	小型移動式クレーンの運転のための合図	以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		条件		
講習科目	小型移動式クレーンに関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		原動機及び電気に関する知識		
講習科目	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		関係法令		
実技講習	小型移動式クレーンの運転	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。		

十七 ガス溶接技能講習

実技講習	ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱	三 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後五年以上小型移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		条件		
講習科目	ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識		
講習科目	関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
		一 大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		
実技講習	ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 三 ガス溶接技能講習を修了した者で、五年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。		

十八 フォークリフト運転技能講習及びショベルローダー等運転技能講習

講習科目		条件
学科講習	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習	走行の操作 荷役の操作	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 フォークリフト運転技能講習又はショベルローダー等運転技能講習を修了した者で、その後五年以上フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

講習科目		条件
学科講習	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習	走行の操作 作業のための装置の操作	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。

十九 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習及び車両系建設機械（解体用）運転技能講習

合図	三 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
----	--

二十 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習

講習科目	条件
学科講習 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習 走行の操作 作業のための装置の操作及び	一 大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

合図	二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者で、その後五年以上車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
----	--

二十一 不整地運搬車運転技能講習

講習科目	条件
学科講習 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習 走行の操作 荷の運搬	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

	るものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上不整地運搬車の運転に従事した経験を有するものであること。 三 不整地運搬車運転技能講習を修了した者で、その後五年以上不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二十二 高所作業車運転技能講習

講習科目	条件
学科 講習 作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
原動機に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
運転に必要な一般的な事項に関する知識	一 大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

実技 講習 作業のための装置の操作	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 高所作業車運転技能講習を修了した者で、その後五年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
-------------------------	---

二十三 玉掛け技能講習

講習科目	条件
学科 講習 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
クレーン等の玉掛けの方法	一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 三 玉掛け技能講習を修了した者で、十年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

関係法令	実技講習
一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	クレーン等の玉掛け クレーン等の運転のための合図
一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 三 玉掛け技能講習を修了した者で、十年以上クレーン等の玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	

二十四 ボイラー取扱技能講習

講習科目	条件
一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに関する知識 三 点検及び異常時の処置に関する知識 四 関係法令	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ボイラーの設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二十一 (第七十七条関係)

教習	条件
揚貨装置運転実技教習 クレーン運転実技教習	一 揚貨装置運転実技教習に係る免許を有する者で、五年以上揚貨装置の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 三 クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習又は

移動式クレーン運転実技教習	条件
デリック運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習 デリック運転実技教習	一 五年以上揚貨装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックの運転の業務を管理し、又は監督する者としての地位にあつたものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二十二 (第七十七条関係)

教習	条件
揚貨装置運転実技教習 クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習 デリック運転実技教習	一 五年以上揚貨装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックの運転の業務を管理し、又は監督する者としての地位にあつたものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

(作業環境測定法の一部改正)
 第五条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
 目次中「指定講習機関」を「登録講習機関」に、「第五十六条」を「第五十七条」に改める。
 第五条中「都道府県労働局長又は厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の指定する」を「厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた」に改める。
 第十五条第一号中「卒業した者」の下に「以下「理科系統大学等卒業生」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。
 (講習)
 第十五条の二 講習は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる講習科目によつて行う。
 第十六条第二項中「都道府県労働局長又は第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に、「指定講習機関」を「登録講習機関」に改める。
 第十九条中「及び講習」を削る。
 第二十三条を次のように改める。
 第三節 登録講習機関
 第三十二条 第五条又は第四十四条第一項の規定による登録は、厚生労働省令で定めるところにより、講習又は同項に規定する研修を行うおととする者の申請により行う。
 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。
 一 別表第二の上欄に掲げる講習又は第四十四条第一項に規定する研修を同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて行うものであること。
 二 別表第三各号の表の科目の欄に掲げる講習科目又は研修科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が講習又は第四十四条第一項に規定する研修を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であること。
 三 講習又は第四十四条第一項に規定する研修の業務を管理する者が置かれていること。
 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四十七条の規定は第一項の登録について、同法第四十七條の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二條の二、第五十三条(第四号を除く。以

下この項において同じ。並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて講習又は第四十四条第一項に規定する研修を行う者（以下「登録講習機関」という。）について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同条第四項中「登録講習機関登録簿」と、同項第四号中「第一項の区分」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第四十八条第一項、第四十九条、第五十条第四項及び第五十二条から第五十三条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、同法第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同法第五十条第一項中「第二百三十三条」とあるのは「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第二項各号のいずれか」と、同法第五十二条の二中「第四十七条」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項」と、同条、同法第五十三条及び第五十三条の二中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習若しくは同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同法第五十三条中「又は六月を超えない範囲内で」とあるのは「又は」と、同条第二号中「第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第二百三十三条第二項」とあるのは「第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は作業環境測定法第三十二条第六項若しくは第七項若しくは

くは第四十三条」と、同条第三号中「第五十条第二項各号又は第三項各号」とあるのは「第五十条第二項各号」と読み替えるものとする。
4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
5 第二項並びに労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは、「登録講習機関登録簿」と読み替えるものとする。
6 登録講習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、講習又は第四十四条第一項に規定する研修の実施に関する計画を作成し、これに基づいて講習又は同項に規定する研修を実施しなければならない。
7 登録講習機関は、公正に、かつ、第十九条又は第四十四条第六項の規定に従つて講習又は同条第一項に規定する研修を行わなければならない。
第三十三条に次の一項を加える。
2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関の登録の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、登録をしてはならない。
第三十四条第一項を次のように改める。
労働安全衛生法第四十六条第二項の規定は前条第一項の登録について、同法第四十七条第一項及び第二項、第五十条第四項並びに第五十四条の五の規定は作業環境測定機関について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同項第二号中「第五十三条」とあるのは「作業環境測定法第三十五条の三」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「第一

号」と、同法第四十七条第一項中「製造時等検査を」とあるのは「作業環境測定法第三十二条第二項の規定による作業環境測定を」と、同条第二項中「製造時等検査を」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定を」と、「検査員」とあるのは「厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第五十条第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び営業報告書又は事業報告書」とあるのは「その事業年度の事業報告書を作成し」と、同法第五十四条の五第一項中「第五十四条の三第二項各号」とあるのは「作業環境測定法第三十四条第一項において読み替えて準用する第四十六条第二項各号」と読み替えるものとする。
第三十四条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に、「第三十三条第二号及び第三号」を「第三十三条第一項第二号及び第三号」に、「試験及び講習の」を「試験の」に改める。
第三十五条の二の次に次の一条を加える。
(登録の取消し等)
第三十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関が第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。
2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて作業環境測定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第三十三条第二項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。
二 前条又は第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十七条第一項若しくは第二項若しくは第五十条第四項の規定に違反したとき。

三 第三十四条の二第二項の規定による届出をした業務規程によらないで作業環境測定を行つたとき。
四 第三十四条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
第四十一条第一項、第四十二条第二項及び第四十三条中「指定講習機関」を「登録講習機関」に改める。
第四十四条第一項中「都道府県労働局長又は厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の指定する」を「厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた」に改め、同条第五項中「研修の科目」を「受講手続」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 研修は、別表第四に掲げる研修科目によつて行う。
第四十七条中「指定講習機関」を「登録講習機関」に改める。
第四十八条第一項中「登録」の下に「（第五十条又は第四十四条第一項の規定による登録を除く。次項において同じ。）」を加える。
第四十九条第一項第二号を次のように改める。
二 第五条若しくは第四十四条第一項の登録又はその更新を受けようとする者
第四十九条の次に次の一条を加える。
(公示)
第四十九条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
一 第五条又は第四十四条第一項の規定による登録をしたとき。
二 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。
三 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の

全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が講習若しくは研修の業務を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた講習若しくは研修の業務を行わないものとするとき。

第五十三条中「第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項」を「第三十二条第三項」に、「第五十三条第二項又は」を「第五十三条（第四号を除く）」に改め、「第十二条第二項」の下に「又は第三十五条の三第二項」を加え、「指定講習機関」を「登録講習機関」に改める。

第五十五条中「指定講習機関」を「登録講習機関」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

に次の一号を加える。

二 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五章中第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十七条 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十二条第三項において準用する同法第五十条第二項の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一（第十五条の二関係）

講習	講習科目
第一種作業環境測定士講習	一 労働衛生管理の実務 二 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 三 指定作業場の作業環境について行う分析（解析を含む。以下同じ。）の実務
第二種作業環境測定士講習	一 労働衛生管理の実務 二 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務

別表第二（第三十二条関係）

講習又は研修	機械器具その他の設備
第一種作業環境測定士講習 研修	一 試料採取器、分粒装置、相対濃度測定器及び検知管式ガス測定器 二 次のいずれかに掲げる機械器具その他の設備 （一） エックス線回折装置、位相差顕微鏡及び重量分析法による結晶質シリカ含有率測定器 （二） 放射能測定器及び放射線スペクトロメータ （三） 分光光度計、ガスクロマトグラフ及び原子吸光度計
第二種作業環境測定士講習	試料採取器、分粒装置、相対濃度測定器及び検知管式ガス測定器

別表第三（第三十二条関係）

一 第一種作業環境測定士講習及び研修

科目	条件
労働衛生管理の実務	一 理科系統大学等卒業で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務	一 理科系統大学等卒業で、その後五年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
指定作業場の作業環境について行う分析の実務	一 理科系統大学等卒業で、その後五年以上指定作業場の作業環境測定の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 第二種作業環境測定士講習

科目	条件
労働衛生管理の実務	一 理科系統大学等卒業で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務	一 理科系統大学等卒業で、その後五年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第四（第四十四条関係）

一 労働衛生管理の実務	（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正） 第六条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。 第二条のうち薬事法目次の改正規定中「認定認証機関」を「登録認証機関」に、「第八十九条」を「第九十条」を「第八十四条」第八十
二 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務	九条「を」第八十三条の六「第九十一条」に改める。 第二条のうち、薬事法第四章の次に一章を加える改正規定中「第四章の二 認定認証機関」を「第四章の二 登録認証機関」に改め、同改正規定のうち、第二十三条の二第一項に係る部分中「し」とする者」の下に「又は外国において本邦に輸出される指定管理医療機器等の製造等をする者（以下この章において「外国指定管理医療機器製造等事業者」という。）であつて次条第一項の規定により選任した製造販売業者に指定管理医療機器等の製造販売をさせようとするもの」を加え、「認定する者」を「登録を受けた者」に、「認定認証機関」を「登録認

証機関」に改め、同条第二項に係る部分を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、登録証機関は、前項の認証を与えてはならない。

一 申請者（外国指定管理医療機器製造等事業者を除く。）が、第十二条第一項の許可（申請をした品目の種類に応じた許可に限る。）を受けていないとき。

二 申請者（外国指定管理医療機器製造等事業者に限る。）が、第十二条第一項の許可（申請をした品目の種類に応じた許可に限る。）を受けておらず、かつ、当該許可を受けた製造販売業者を選任していないとき。

三 申請に係る指定管理医療機器等を製造する製造所が、第十三条第一項の許可申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。）又は第十三条の三第一項の認定（申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。）を受けていないとき。

四 申請に係る指定管理医療機器等が、前項の基準に適合していないとき。

五 申請に係る指定管理医療機器等が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、第十四条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認められないとき。

第二条のうち薬事法第四章の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の二第三項から第五項までに係る部分中「認定証機関」を「登録証機関」に改め、第二十三条の三に係る部分を次のように改める。

（外国指定管理医療機器製造等事業者による製造販売業者の選任）

第二十三条の三 外国指定管理医療機器製造等事業者が前条第一項の認証を受けた場合

にあつては、その選任する医薬品又は医療機器の製造販売業者は、同項の規定にかかわらず、当該認証に係る品目の製造販売をすることができ。

2 外国指定管理医療機器製造等事業者は、前項の規定により選任した製造販売業者の氏名若しくは名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、三十日以内に当該認証をした登録証機関に届け出なければならない。

第二条のうち薬事法第四章の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の四第一項に係る部分中「認定証機関」を「登録証機関」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第四号」に改め、同条第二項に係る部分を次のように改める。

2 登録証機関は、前項に定める場合のほか、基準適合性認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認証を取り消し、又はその認証を与えた事項の一部についてその変更を求めることができる。

一 第十二条第一項の許可（認証を受けた品目の種類に応じた許可に限る。）について、同条第二項の規定によりその効力が失われたとき、又は第七十五条第一項の規定により取り消されたとき。

二 第二十三条の二第二項第五号に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の二第三項の規定に違反したとき。

四 第二十三条の二第一項の認証を受けた指定管理医療機器等について正当な理由がなく引き続く三年間製造販売をしていないとき。

五 前条第一項の規定により選任した製造販売業者が欠けた場合において、新たに製造販売業者を選任しなかつたとき。

第二条のうち薬事法第四章の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の五第一項に係る部分中「認定証機関」を「登録証機関」に改め、第二十三条の六に係る部分（見出しに係る部分を含む。）中「認定」を「登録」に改め、第二十三条の七に係る部分を次のように改める。

（登録の基準等）

第二十三条の七 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているとときは、第二十三条の二第一項の登録をしなければならない。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合すること。

二 登録申請者が第二十三条の二第一項の規定により基準適合性認証を受けなければならないこととされる指定管理医療機器等の製造販売若しくは製造をする者又は外国指定管理医療機器製造等事業者（以下この号において「製造販売業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造販売業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（各名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えてい

ること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 厚生労働大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、第二十三条の二第一項の登録をしてはならない。

一 この法律その他業事に関する法令又はこれに基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十三条の十六第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人にあつては、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

3 登録は、認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録証機関の名称及び住所

三 基準適合性認証を行う事業所の所在地

四 登録証機関が行う基準適合性認証の業務の範囲

第二条のうち薬事法第四章の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の八の見出しに係る部分中「認定」を「登録」に改め、同条第一項に係る部分中「認定」を「登録」に、「認定証機関の名称及び住所」を「登録証機関の名称及び住所、基準適合性認証を行う事業所」に、「認定証機関が」を「登録証機関が」に、「当該認定」を「当該登録」に、「するものとする」を「しななければならない」に改め、同条第二項に係る部分中「認定証機関

関」を「登録認証機関」に、「又は主たる事務所所在地」を「住所、基準適合性認証を行う事業所の所在地又は登録認証機関が行う基準適合性認証の業務の範囲」に改め、同条第三項に係る部分中「するものとする」を「しななければならない」に改め、第二十三条の九第一項に係る部分中「認定認証機関」を「登録認証機関」に改め、同条第二項に係る部分中「認定認証機関」を「登録認証機関」に、「第二十三条の二第一項の」を「厚生労働省令で定める」に改め、第二十三条の十に係る部分を次のように改める。

(業務規程)

第二十三条の十 登録認証機関は、基準適合性認証の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、基準適合性認証の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、基準適合性認証の実施方法、基準適合性認証に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

第二条のうち薬事法第四章の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の十一から第二十三条の十四までに係る部分中「認定認証機関」を「登録認証機関」に改め、第二十三条の十五第一項に係る部分中「認定認証機関」を「登録認証機関」に改め、同条第二項に係る部分中「するものとする」を「しななければならない」に改め、第二十三条の十六の見出しに係る部分中「認定」を「登録」に改め、同条第一項に係る部分中「認定認証機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「登録を」に改め、同条第二項に係る部分を次のように改める。

2 厚生労働大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。

一 第二十三条の四第一項、第二十三条の五、第二十三条の八第二項、第二十三条の十第一項、第二十三条の十一、第二十三条の十五第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十三条の十二又は第二十三条の十三の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに次条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 不正の手段により第二十三条の二第一項の登録を受けたとき。

第二条のうち薬事法第四章の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の十六第三項に係る部分中「認定」を「登録」に、「するものとする」を「しななければならない」に改め、第二十三条の十七及び第二十三条の十八に係る部分を次のように改める。

(財務諸表の備付け及び閲覧等)

第二十三条の十七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十一条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 指定管理医療機器等の製造販売業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務の実施)

第二十三条の十八 厚生労働大臣は、第二十三条の二第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の十五第一項の規定による基準適合性認証の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十三条の十六第一項若しくは第二項の規定により第二十三条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により基準適合性認証の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該基準適合性認証の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、機構に、当該基準適合性認証の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を自ら行い、若しくは機構に行わせることとするとき、自ら行つていた基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を行わないこと

とするとき、又は機構に行わせていた基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

4 厚生労働大臣が第一項又は第二項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における基準適合性認証の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第二十三条の十九に係る部分中「認定認証機関の認定」を「登録認証機関の登録」に、「認定認証機関の業務」を「登録認証機関の業務」に改める。

第二条中薬事法第四十二条第二項及び第四十三条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第四十六条第一項中「製造業者、輸入販売業者」を「製造販売業者、製造業者」に改め、同条第二項中「医薬品の」の下に「製造販売業者」を加える。

第二条のうち薬事法第六十九条第二項、第三項及び第五項を改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定中「認定認証機関」を「登録認証機関」に改める。

第二条のうち薬事法第七十六条の改正規定中「又は第十三条の三第三項において準用する第十三条第三項若しくは第二十三条の六第二項の規定による認定」を「第十三条の三第三項において準用する第十三条第三項の規定による認定の更新又は第二十三条の六第二項の規定による登録」に改める。

第二条のうち薬事法第七十八条第二項の改正規定中「第八十条第二項」に「の下に」「又は第十四条の二第一項」を加え、「改める」を「改め、「の審査等」の下に「又は第二十三条の十八第二項の

基準適合性認証」を加える」に改める。

第二条のうち薬事法第七十九条の改正規定中「(第二十三条の二第二項の認定を除く。次項において同じ。)」を削る。

第二条中薬事法第八十三条の二の改正規定の次に次のように加える。

第十一章中第八十四条の前に次の三條を加える。

第八十三条の六 基準適合性認証の業務に従事する登録証機関の役員又は職員が、その職務に關し、賄賂を受受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 基準適合性認証の業務に従事する登録証機関の役員又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けて賄賂を受受し、要求し、又は約束したときは、役員又は職員になつた場合において、五年以下の懲役に処する。

3 基準適合性認証の業務に従事する登録証機関の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相當の行為をしなかつたことに關し、賄賂を受受し、要求し、又は約束したときは、五年以下の懲役に処する。

4 前三項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十三条の七 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することが出来る。

第八十三条の八 第八十三条の六の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の

例に従う。

第二条のうち薬事法第八十六条の次に二條を加える改正規定中「認定証証機関」を「登録証証機関」に改める。

第二条のうち薬事法第八十九条を第九十条とし、第八十八条の次に一條を加える改正規定中「認定証証機関」を「登録証証機関」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

本則に次の一條を加える。

第九十一条 第二十三条の十七第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第八條第一項中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

附則第九條中「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に改める。

附則第十條中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「第二十三条の十六」を「第二十三条の二」に、「第二十三条の十六第三項」を「第二十三条の二第三項」に改める。

附則第十五條第二項中「第十四条の五第一項」を「第十四条の四第一項」に、「第十四条の五第四項後段」を「第十四条の四第四項後段」に改め、同条第三項中「第十四条の七第四項」を「第十四条の六第四項」に改める。

附則第十七條第二項中「第十三条の二第二項及び第二十三条の十六第一項の認定並びに」を「第十三条の三第一項の認定、新薬事法第二十三条の二第一項の登録及び」に改める。

附則第二十三條の見出しを削り、同条のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条の改正規定中「行うこと」の下に、「第二十三條の十八第二項の規定による基準適合性認証

を行うこと」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第六條の規定は平成十六年四月一日から、附則第二條第一項、第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項及び第六條第一項の規定は公布の日から施行する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「新精神保健福祉法」という。)第十八條第一項第四号又は第十九條第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新精神保健福祉法第十九條の六の六第三項の規定による研修計画の届出及び新精神保健福祉法第十九條の六の八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧精神保健福祉法」という。)第十八條第一項第四号又は第十九條第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新精神保健福祉法第十八條第一項第四号又は第十九條第一項の登録を受けているものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧精神保健福祉法第十八條第一項第四号又は第十九條第一項の研修の課程を修了している者は、それぞれ新精神保健福祉法第十八條第一項第四号又は第十九條第一項の研修の課程を修了しているものとみなす。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正後の水道法(以下「新水道法」という。)第二十条第三項又は第三十四条の二第二項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新水道法第二十条の八の規定に

よる水質検査業務規程の届出及び新水道法第三十四条の四において準用する新水道法第二十条の八の規定による簡易専用水道検査業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第二十条第三項及び第三十四条の二第二項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日に新水道法第二十条第三項及び第三十四条の二第二項の登録を受けた者とみなす。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「新建築物衛生法」という。)第七條第一項第一号の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新建築物衛生法第七條の六第三項の規定による計画の届出及び新建築物衛生法第七條の八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「旧建築物衛生法」という。)第七條第一項第一号の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建築物衛生法第七條第一項第一号の登録を受けているものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧建築物衛生法第七條第一項第一号の講習会の課程を修了している者に対する建築物環境衛生管理技術者免状の交付については、なお従前の例による。

(労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律による改正後の労働安全衛生法(以下「新労働安全衛生法」という。)第十四條、第三十八條第一項、第四十一條第二項、第四十四条第一項、第四十四條の二第一項、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による登録を受けようとする者は、この法律の施行前に

においても、その申請を行うことができる。新労働安全衛生法第四十八條第一項（新労働安全衛生法第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働安全衛生法（以下「旧労働安全衛生法」という。）第十四條、第三十八條第一項第一号、第四十一條第二項、第四十四條第一項、第四十四條の二第二項、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による指定を受けている者（以下この条において「指定機関」という。）は、それぞれ新労働安全衛生法第十四條、第三十八條第一項、第四十一條第二項、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による登録を受けているものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧労働安全衛生法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新労働安全衛生法中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行前にされた旧労働安全衛生法第三十九條第一項、第四十四條第三項、第四十四條の二第三項又は第五十三條の二に規定する製造時等検査、個別検定、型式検定又は性能検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧労働安全衛生法第七十六條第一項又は第七十七條第一項に規定する技能講習又は教習を終了していない者に係る技能講習又は教習については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に旧労働安全衛生法第三十九條第一項の規定により交付された検査証又は旧労働安全衛生法第四十四條の二第四項の規定

により交付された型式検定合格証は、それぞれ新労働安全衛生法第三十九條第一項又は第四十四條の二第四項の規定により交付されたものとみなす。

7 この法律の施行前に旧労働安全衛生法第四十四條第四項又は第四十四條の二第五項の規定により付された表示は、それぞれ新労働安全衛生法第四十四條第四項又は第四十四條の二第五項の規定により付された表示とみなす。

8 この法律の施行前に旧労働安全衛生法第四十六條第二項第一号若しくは第三号（旧労働安全衛生法第五十三條の二、第五十四條、第五十四條の二第二項及び第七十七條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は旧労働安全衛生法第五十三條の二、第五十四條、第五十四條の二第二項及び第七十七條第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた指定機関で第二項の規定により登録を受けているものとみなされる者に対して、この法律の施行の際旧労働安全衛生法第五十三條の規定による処分が行われていない場合においては、当該登録を受けているものとみなされる者を新労働安全衛生法第五十三條各号（新労働安全衛生法第五十三條の三から第五十四條の二まで及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者とみなして、新労働安全衛生法第五十三條の規定を適用する。（作業環境測定法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 この法律による改正後の作業環境測定法（以下「新作業環境測定法」という。）第五條又は第四十四條第一項の規定による登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新作業環境測定法第三十二條第三項において準用する新労働安全衛生法第四十八條第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の作業環境測定法（以下「旧作業環境測定法」という。）第五條又は第四十四條第一項の規定による指定を受けている者（以下この条において「指定機関」という。）は、それぞれ新作業環境測定法第五條又は第四十四條第一項の規定による登録を受けているものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧作業環境測定法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新作業環境測定法中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧作業環境測定法第五條又は第四十四條第一項に規定する講習又は研修を終了していない者に係る講習又は研修については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧作業環境測定法第三十二條第二項において準用する旧労働安全衛生法第四十六條第二項第一号若しくは第三号又は第五十三條第二項各号のいずれかに該当するに至つた指定機関で第二項の規定により登録を受けているものとみなされる者に対して、この法律の施行の際旧作業環境測定法第三十二條第二項において準用する旧労働安全衛生法第五十三條の規定による処分が行われていない場合においては、当該登録を受けているものとみなされる者を新作業環境測定法第三十二條第三項において準用する新労働安全衛生法第五十三條各号（新作業環境測定法第三十二條第三項において準用する新労働安全衛生法第五十三條各号のいずれかに該当する者とみなして、新作業環境測定法第三十二條第三項において準用する新労働安全衛生法第五十三條の規定を適用する。（罰則の適用に関する経過措置）

第七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第十條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第十六項中「、同法第五十一條第二項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により適用される場合を含む。）、同法第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」とを削る。

第四十七條第二項中「第三十二條第二項」を「第三十一條第三項」に改め、「昭和五十年法律第二十八号」を削る。

理由

公益法人に係る改革を推進するため、厚生労働省が所管する法律の規定に基づく検査、検定その他の行政上の事務について、厚生労働大臣等がこれを行わせる者を指定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生労働委員会議録第十一号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一〇 三 衛生食物 衛生植物

平成十五年六月三十日印刷

平成十五年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F